

する届出の制度を簡素化すると共に、証券業者に対する監督規定を整備し、証券業者に対する監督規定を整備し、併せて証券取引所の機能の公共性にかんがみその設立に免許を要するものとする等の必要があると考えられますので、前国会に証券取引法の一部を改正する法律案を提出したのであります。衆議院解散のため審議未了となりましたので、その後の検討に基き同法に若干の改正を加え、再びこの法律案を提出した次第であります。

その内容について申上げますと、第一は、投資者の保護に支障のない限りにおいて有価証券の発行者の負担を軽減するため、有価証券の募集又は売出に関する届出の制度を簡素化したことは、当分の間、募集又は売出の届出を要しないものといたしますほか、大蔵省令で届出を免除することができるとあります。即ち担保付社債券等の有価証券が現在その額面又は発行価額において千円までのものに限られておりましたので、その額を引き上げ、五千万円といたしましたのであります。

第二は、弱体業者の濫立を防ぎ、も

つて投資者の保護に資するため、証券業者の登録の拒否原因となるべき事項として、新たに登録申請者が株式会社でない場合及び登録申請者の純財産額が政令で定める資本の額の九割に満たない場合を追加し、又は預託を受けている場合は、これらの有価証券を顧客に返還することを命ずる等の措置をとり得ることといたしますのであります。なお現行の証券業者の信用の供与に関する規定につきま

して、衆議院解散のため審議未了となりましたので、その後の検討に基き同法に若干の改正を加え、再びこの法律案を提出した次第であります。

その内容について申上げますと、第一は、投資者の保護に支障のない限りにおいて有価証券の発行者の負担を軽減するため、有価証券の募集又は売出に関する届出の制度を簡素化したことは、当分の間、募集又は売出の届出を要しないものといたしますほか、大蔵省令で届出を免除することができるとあります。即ち担保付社債券等の有価証券が現在その額面又は発行価額において千円までのものに限られておりましたので、その額を引き上げ、五千万円といたしましたのであります。

第二は、弱体業者の濫立を防ぎ、も

つて投資者の保護に資するため、証券業者の登録の拒否原因となるべき事項として、新たに登録申請者が株式会社でない場合及び登録申請者の純財産額が政令で定める資本の額の九割に満たない場合を追加し、又は預託を受けている場合は、これらの有価証券を顧客に返還することを命ずる等の措置をとり得ることといたしますのであります。なお現行の証券業者の信用の供与に関する規定につきま

して、衆議院解散のため審議未了となりましたので、その後の検討に基き同法に若干の改正を加え、再びこの法律案を提出した次第であります。

第三は、証券取引所の機能の公共性に顧みまして、証券取引所の設立を登録制度から免許制度に改め、又は証券取引所が定期等を変更するときは、大臣の認可を受けなければならないことを御説申上げます。

第四に、証券投資信託法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説申上げます。

第五に、証券投資信託につきましては、一昨

年実施以来相当の好成績をおさめて来

ておりますが、その間の実施状況にか

ながみまして、今後一段と公益及び投

資者の保護のため積極的な措置を講ず

ることが必要であると存ぜられます

て、証券投資信託の委託会社の監督を

強化する等のため、先に証券投資信託

法の一部を改正する法律案を第十五国

会に提出しましたが、審議未了となり

ましたので今回若干の調整を加えて改

めて提出した次第であります。

その内容について申上げますと、先

づき委託会社の免許制を採用したこと

あります。従来の登録制度におきまし

ては、実質的に委託者として適格かど

うかを審査し得ない懸念がありま

す。そこで、有価証券の差換等の間にお

ける金銭の運用方法の拡大を図つてお

ります。

第六に、一般会計の歳出の財源に充

て、有価証券の差換等の間にお

ける金銭の運用方法の拡大を図つてお

ります。

第七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十六に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第十九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十六に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第二十九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十六に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第三十九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十六に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第四十九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十六に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第五十九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十六に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第六十九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十六に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第七十九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十六に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十七に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十八に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第八十九に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第九十に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第九十一に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第九十二に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第九十三に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第九十四に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第九十五に、木船再保険特別会計法案の

理由を御説明申上げます。

第九十六に、木

いたしておるわけでござります。一
応金の生產の段階を考へてみますと、
この鉱物の形におきましては一応何ら
の統制をしてないで自由にする。それ
からこの金の鉱物が製錬過程におきま
して金を含有する。ここでは粗金と申
しておりますが、一応金を含んだ塊り
になるという段階にまで製錬いたされ
ますならば、こういった粗金を取得した
ものはその取得した粗金に応じた部分
を金の地金にして政府に納入するとい
うことになつて参ります。金の地金と
いたしましては、金の延棒といふよう
な形になつて参るわけでござります。九
九%，九百九十九割殆んど金そのものと
なるところまで製錬いたしましたもの
を政府に納入するといふ形にいたしてお
るわけでござります。第三条がその実態
を規定しております、金鉱物の製錬
又は採取によつて新らしく粗金を取得
した者は、その取得の日の属する月の
末日後三ヶ月以内に、その粗金を金の
地金に製錬して政府に売却するといふ
ことにいたしております。その程度
政府に納入するかと云ふことは一応
省令で定めることにいたしております
が、これは現行通り生産量の三分の一
を政府に納入することにいたす
わけでございます。なおこれらの粗金
を取得しましたが、みずから金地金に
する設備を持たない者は、これは造幣
局に委託いたしましてこれを金地金に
して、そりして政府に金を納入すると
いうことにいたしております。この三
ヵ月の期限は、災害等が起つた場合に
は六ヵ月に延長し得るというような例
外も設けております。この金の買入れ
価格でございますが、これは現在政

府が国際通貨基金協定に加入いたしてあります。閣係上、国際通貨基金協定によつて通貨の、日本の通貨の平価を定めております。これは一ドル三百六十円の割から算出されたものでござります。通貨基金協定でも一定の或る極く小数の幅を認めてはおりますが、一応現在としては直接三百六十円に合致いたします。一グラム四百五円といふ価格を現在やつておりますが、この法律に変りましてからも同じく四百五円の価格を続けて行く所存であります。

それから、第五条は報告及び検査の規定でございます。これは、これらの金の買入れにつきまして正確に一定の割合が政府に売却されるよう必要な報告を求めると共に、必要がある場合には職員をして検査をせしめることができる旨を規定いたしております。第六条は、更にこれらの金納入者から金を売買いたします者につきまして、これは一応取引は自由でございますが、金につきましては今後ともいろいろな問題が起つて來ることもあり、又好ましくらざる流れをしないとも限りませんので、そういうたよな状況が起るか起らなかといふようなこともはつきりさせたほうがいいという意味で、これらを使用状況について一定の報告を徴するような途を開いております。

第七条は主務大臣の規定でござります。これは原則として大蔵大臣、金鑑業者につきましては通産大臣も、同時に又この金の取引業者の報告等については大蔵大臣、通産大臣のほかに厚生大臣、これは主として歯科用の金でござ

さいますが、厚生大臣は主務大臣としての権限を附与する規定でございま
す。又それに応じて省令もそれべの各
省に省令をきめる。八、九、十条は
罰則の規定でございます。

なお、この法律は附則におきまして
八月一日から施行いたすようにいたし
たいという考え方でございます。この法
律へ乗り替わる際に、従来の規定に基
きまして政府に売却しなければならな
かつたものについては、この改正後も
その分については納入しなければなら
ないということにしております。又附
則の四項、この前の法案におきまして
少し不備がございましたので訂正いた
したわけでござりますが、附則の四項
はこれは輸入税の免除に関する規定で
ございまます、この前、金管理法に金関係
の機械等の輸入については、関税の免
除の規定をこの法律に置いておりまし
たが、関税定率法が全面的に各部面に
亘りての免税等の規定を拘束しております
ので、技術的に申しましても、定
率法に合せて規定するほうが至当である
と考えられますので、今回は金に関する
輸入税の免税につきましては関税定率
法に譲りまして、従つて法律がこの法
律から国税定率法へ移つたわけでござ
いますが、その間の経過規定を四項で
規定しております。なお、これに伴い
まして大蔵省設置法、厚生省設置法等
について各般の改正をいたしておりま
す。大体以上がこの法律の内容であり
ます。

明するようなどいふことでござります
ので、新旧対照表について逐条的に御
説明申上げます。

先づ第一ページの第二条の改正でござ
いますが、これは簡単な改正でござ
いまして、従来証券取引法で言う有価
証券の種類を列举してござりますが、
投資信託の受益証券といたるものが有価
証券に指定されておつたわけでありま
すが、その後貸付信託の受益証券等も
出て参りましたし、又単に投資信託と
いうだけでは証券投資信託を意味する
のかどうか不明確な点もござりますの
で、それをはつきりさせる意味におき
まして、第二条第一項の第七号、証券
投資信託又は貸付信託の受益証券とい
うものを掲げることにいたしまして改
正いたしたのでござります。

それから第五ページでござります
が、第五ページの第九号でございま
す。この法律において証券業者とはと
ふうことで証券業者の定義をしており
ます。これは後ほど出て参ります条文
の改正、即ち第二十八条の改正によりま
し、今後証券業者は株式会社に限られ
るといふことになりますした関係で、そ
れを受けまして、その定義のところに
おきましたても証券業者とはかような株
式会社をいうことになり、はつきり
明記いたしたものでござります。以下
第四条までは条文整理の程度の改正で
ござります。

證券としまして、額が一千万円以下のものについてはこの届出を免除しておいたのであります。一千円といふ免
除の限度は、その額が非常に小額に過ぎる嫌いもありますので、今回一千万円を五千万円まで引上げました。五千万円の範囲内で大蔵省令で定めるものは届出を不要とするところにいたのであります。これが第四条の但書の規定となつて現われているのであります。その他全文全体に亘りまして表現を簡単にしておきます。

○小林政夫君 ちよつと、大蔵省令で定めるものの云々という場合は、省令の内容として予想される点を一緒に話して下さる。

○説明員(飯田良一君) 法律といつたしましては五千万円以下のものについて大蔵省令で具体的にきめて参るのでござります。目下、従来の届出の件数、それから今後の増資の件数の見込等を参照いたしまして、どの限度に具体的にきめるか研究中でございまして、ちよつとまだ結論が出ておりませんが、少くとも三千万円以下のものについては免除いたしたい、なお情勢によりましてややもう少しその限度を高めてもよろしいかと思つております。もう少し実績等を勘酌いたしまして決定して参りたいと存しております。なお、この限度をその程度に上げますことによつて、現在の届出の対象となつておりますものが、この条文だけの改正で半數以下に減ることになると思います。

なお、第四条には直接現われておらないのでありますが、ちよつと飛びまして百五十五ページ、附則の第七号というのがございますが、先ほど申上げ

たのは額の如何によつて免除限度をきめる問題でござりますが、ここに現わされておりますように、担保附社債券及び「法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券」、これは主として電力債等を指すのでござりますが、これらにつきましてはその性質上又は現在の発行或いは消化の状況等に顧みまして、当分の間届出を額の如何を問はず不要とすることが適當と認められますので、附則におきましてそのことを規定いたしたのでござります。従いましてここに書いてござります社債券につきましては、その額が仮に五千万円を超えておりましても全然額は問題でなしに届出は不要とされるところです。これは従来の実績によりますと、年間約四百億円程度の社債券の届出は不要となつて参るのであります。

次は、十ページの第五条でござります。第五条は届出の記載内容及びその添附書類についての規定でござります。従来は、下の欄にござりますように、非常にその規定が法律上厳格に規定しておりますために、届出の内容に關する簡素化が簡単に行われない懐みがあつたのでござります。第五条を新規する第五条のように改めて、具体的な場合に即応いたしまして、弾力性を持たして簡素化ができる途を開いたのでござります。

それから新六条は、先ほど申上げましたように、届出書類の写を、有価証券を上場しておる証券取引所へ提出することを規定したものでござります。なおそ

の前に、旧第六条と申しますのは、届出の手数料を定めておる条文でござります。以下旧条文の第四項、第五項、第六項といふものが全部不要になるのでござります。

今後削られることになるのでござります。それから第六条でござります。第六条につきましても同様、他の条文が改められたために伴う字句の整備を規定したものでござります。第六

条は、届出書類の写を、有価証券を上場しておる証券取引所へ提出することを規定したものです。なおそ

の前に、旧第六条と申しますのは、届出が訂正された場合に、その訂正の写を同様な趣旨から取引所に出すところを規定でござります。第十三条は、先ほどの届出の範囲の縮小と、それから内

容の縮小といふに即応いたしましたが、届出書類でござります。従来届出書に記載された事項と同様の内容を有する要な条文でござります。従来届出書に記載された事項と同様の内容を有するが、その義務を規定しておつたのでござりますが、その義務を規定しておつたのでござりますが、これについて成るべく最近の状況を書かせるという意味から、従来の目論見書作成後一年を経た後の目論見書を規定しておつたのでござります。

次に、二十八ページの第十五条の改正でござります。これは意義としては、目論見書を作成して募集をいたすわけなのでござります。目論見書は、その余り変りませんが、非常に従来の条文がわかりにくかつたのを、わかりやすく略して、極く見やすなものにして作成するのがよろしいかと思うわけでござります。従来条文の不備その他によります。従来条文に現わるる条文は消滅いたすことになりました。従つて、今後手数料は不要といふことに

なるのでござります。直接条文に現われておりますが、一つやはり簡素化の一環ともなるうかと思つております。

それから新六条は、先ほど申上げましたように、届出書類の写を取引所に提出するといふのでございまして、大

蔵省のみならず取引所におきましても届出書類を備えまして、それを、後に出て来る条文にござりますが、一般的

次は、四十四ページの第二十五条の規定でございます。第二十五条は届出書及び前条にあります。第三項は報告書の公衆に対する総覧の規定でございます。届出書及び報告書は、従来は大蔵省におきましてこれを隨時公衆の総覧に供するということによつて、正確な投資資本料を投資者に提供しておつたわけでござります。今回は大蔵省のみならず有価証券の発行者、それから第三項において先ほど申上げました取引所等にもそれをさせる趣旨のことを規定いたしますものでござります。先ず第一番に第一項の大蔵省の場合でござりますが、これはその閲覧に供することにつきましては従来通りでござりますが、従来の法律ではこれらの書類を永久に備え置いて、公衆の総覧に供しなければならないよう、つまり備え置くことと総覧に供することとの期間といふものを設けておらなかつたのであります。が、今回但書を付けまして、五年間に限つて備え置いて総覧に供する。五年以上たつたものに関しては、備え置くことと総覧に供することは要らないものとして、その備え置きと総覧に供することの期間を定めたのでござります。

同趣旨から字を出す場合も、その部分については証券保持の立場から削除してもよろしいという規定でございます。次の第二十七条は条文の整理でございます。

二十八条以降八十ページの七十三条のところまでは証券業者に関する規定でございますが、説明の便宜上あと廻しにいたしまして、八十条、八十一ページにございます証券取引所に関する改正の部分について申上げます。

八十条の改正は、從来本文が不備でございまして、証券取引所の名称の使用につきまして規定が十分でなかつた懸念がありますので、名称の使用及びその使用禁止に関する規定を第三項、第四項に追加したものでございます。

それから六十一条第二項の改正は重要な改正でございますが、從来証券取引所の設立は、大蔵省に備える証券取引所の登録簿に登録をするとじうことで、全く証券業者と同様な扱いによつて律せられておつたものでござります。証券取引所の公共性、その機能が非常に一般国民に及ぶところが広いといふ意味から、今度その設立を公益の立場から検討するといふ意味で、免許制を採用するといふことにいたしたので、設立免許制でございます。二項にその趣旨のことが規定されておるわけでございます。八十二条はその免許申請の手続に関する規定でございます。八十三条は免許申請があつた場合の審査の基準を規定したものでござります。八十四ページに大体審査の基準が掲げてあるのでございますが、從来の八十五条にありました趣旨と大体同様

の趣旨を盛つたものでございます。それからその第二項は免許の資格がない、いわば免許を受ける資格がない、免許の欠格原因とでも申しますか、その原因について列挙的に規定したものでございます。

それから八十四条に参りまして、八十四条は免許又は不免許の場合の手続的な規定でございます。それから九十九ページの八十五条でございます。これは免許取消の事由を規定したものであります。前に列挙してありますような免許すべからざる事由が後に発見された場合にこれを取り消す趣旨の規定でございます。

それから九十二ページの八十五条の二という条文でございますが、これは新設されて条文であります。取引所の根本的な、いわば憲法と言らるべき定款、それから取引所が如何なる取引方法により如何なる手続で有価証券の売買をするか等の根本的な規定を盛つたところの業務規程、それから、証券業者が一般投資者から如何なる手続或は方法で売買の契約の委託を受けるかといふ問題を規定した受託契約準則等、いわば基本的な、公益に關係のある規定であります。これらの規定に関することは、その規定の変更について大臣の認可を必要とするということにいたしたのでございます。従来はこれら的重要規定は単なる届出でよろしいことになつておきました。その点や不備があるかと思うのであります。それを認可に改めるわけでございます。

それから九十六ページの九十七条の改正でございますが、これは余り重要な改正でございませんが、その第二項

におきまして特別な法律により法人の発行する債券を会員信認金に充てることができる証券として規定いたしたのがござります。その内容は鉄道債券或いは電信電話債券等の、今回新たに発行されるようになつた種類の債券を追加いたす意味での改正でござります。

それから次のページにあります第百条の改正、これは非常に重要な改正かと存ずるのでござります。取引所の理事機関の選任方法に関して規定を改めたのでござります。従来の役員の選任方法は、九十七ページの下欄にございますように、理事長、理事、監事すべて会員が選挙するといふことになつております。即ち直接選挙であつたのでござります。新条文におきましては、「理事及び監事は、第三項の規定により選任される理事を除き」、第三項はのちほど申上げますが、これは選挙なのであります。ただ理事長は従来は役員といふに含めますので、当然直接選挙になつておつたわけでござりますが、新条文においては、定款の定めるところにより理事がこれを選挙する。即ち会員から直接選挙された理事が、今度は間接的に理事長を選挙するという体制をとつたのでございまして、その趣旨は会員からの直接選挙にいたしますと、広く取引所の代表者としての理事長と広い範囲から求めるということですが、従来の経験から言つてや困難があるのでござります。それらを、一般会員から選ばれました理事が取引所という立場をいわば離れて、広い視野から選任者を選ぶことが可能になつたと思うのであります。そういう意味から理事長は理事の選挙といふことに変更いたしたのでござります。

それから第三項にあります理事であります。これが俗に公益代表理事と言つておりますが、役員は会員の直接選挙にいたす場合には、ややもすれば先ほど申上げたように狭い範囲から選ばれるといふことで、広く学識経験者その他公益の立場から業務を執行する役員の選任がとくく疎かになるのでございまして、この際理事長を、先ほど申上げましたように、その選任を改めると同時に、「定款に特別の定がある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する」といふことにいたしまして、理事長が理事長として広い視野から最も適任者を選任する。併しこれも勝手にしてはならないのでありますて、先に選ばれた理事の過半数の同意を必要とするということにいたしまして、単に証券業者といふ、会員といふ狭い視野から選ぶということではなく、広い意味から最も公益的に運営にふさわしい理事を得るというための途を開いた規定でござります。

らもう一つは従来の百十三条にあります。これはアメリカの法律に従いませ
ないのであります。上場登録を必要とする二通りの途があつたのでございま
す。これらは大蔵大臣の承認を受けて上場する二通りの構成を持つて参つたものと
思つておられます。我が国の実情はややこれと異なるのであります。二つ
に分けて規定する必要はないのでござ
います。のみならず発行者の申請によ
つて登録をしなければならないといふ
ことから、非常にその登録が遅延いた
しまして、場外において場合によつて
好ましからざる事態が起る場合が間々
実例としてもあつたわけでございま
す。このために上場を今後円滑にして
行くということと、それから上場申請
に当りまして発行者に相当な手数負担
がかかる、その手数負担をこの際軽減
するという趣旨から、これらの上場登
録に関する複雑な規定は法律からは削
除いたしまして、取引所と発行者との
上場契約の問題、即ち内部的な問題に
いたしまして、法律上の問題といふたし
ましては単に大蔵大臣の承認を受ければ
いいということになつたとして、い
わばその上場制度の円滑な運用に資す
ことが望ましいという趣旨から、新
第一百十条は先ほど申上げた二つの場合
を区別しないで、大蔵大臣の承認を受け
て上場するということにいたしたので
ござります。

いかといふ問題は、すでに旧株が発行されて上場されている場合に、新株自体が上場が不適格かどうかといふことは、実は前に旧株が上場されておれば新株は当然上場されなければならぬはずでござりますが、それが先ほど申上げましたように、いわゆる手続の複雑性その他によりまして遅延することがある、場合によりましては発行者あるいは証券業者の都合によりまして上場が遅れる、即ち場外において取引が繁盛になるといふふうなことがあつたわけであります。百十一条の規定は、すでに取引所に上場されておる株式の発行者が新たに発行する株式、即ち増資新株につきまして場合によりましては上場命令を出し得る途を開いたのでござります。これが一般の株式全部について上場命令を出すといふことになりますと、種々弊害が生ずるかと思うのであります。これが一般の株式全部について上場命令を出すといふことになりますが、ここで増資新株だけに限つたのでございまして、これによりましてこの命令の濫用は行われないことが勿論であります。当然上場すべきであるのにかかわらず、種々の事態によりまして遅延いたしまして、場外において不測の事態が生することを防止するためのかような規定を置いたのでござります。

取引所に上場されている有価証券に関する報告書の提出の問題でございます。これは從来からも規定がありましたが、条文をわかりやすく整理いたしましたことが主なる趣旨でございます。

百十八ページまでは字句整理でござりますから飛ばしまして、百十八ページの百三十四条の規定でござります。

百三十四条の証券取引所の解散に関する規定でございます。從来の証券取引所の設立の登録制に代りまして免許制を採用したことに関する規定でございまして、百三十四条の第二項におきまして、今度は解散につきましても大蔵大臣の認可を受けなければその効力を生じない、これは免許制をとりました当然の結果でありまして、勝手に解散はできないという趣旨の規定でございます。

百三十八条以下は登記に関する規定であります。これは關係条文の改正に伴いまして、これは關係条文の改正に伴いまして字句整理をいたした程度のものでございます。

それから百二十一ページの百五十五条でございますが、これも大字字句整理でござります。百二十二ページの上欄にございますが、その第一項は証券取引所が法令、定款その他に違反した場合の処置に関する規定でござります。從来の規定も大体同趣旨の規定が盛られておりますが、從来は法令又は定款の違反についてのみ処置がとられることになつておりましたが、定款のみならず業務規程等は受託契約準則と言いますのも、殆んど定款の一部をなすほどの重要な規定でありますので、これらの違反に関する必要な措置が政府といいたしましてはとれるようになりますが、これが必要であると思いまして改正を行なつたものでござ

それから百二十四ページの百六十六条の改正は、証券取引審議会に関する規定でございます。現在審議会の委員の定数は九名となつておりますが、証券取引がその及ぶ範囲が非常に広い、従いまして利害と申しますか、各方面に影響を持つところの法律でございます。それがためには現在九名では各分野の知識を網羅するためには定数がやや不足でござりますので、この際四名を増員いたしまして十三人に入ります趣旨の改正でございます。

以下罰則の規定につきましては、必要関係条文の改正に伴なつて、それを受けましての字句整理が主な点であります。ですが、それと同時に、従来の罰金の規定が他の経済法令に比べてやや低きに過ぎましたので、他の経済法令との均衡を図りまして引上げたという趣旨の改正でございます。

それから次に附則に参ります。附則は百五十一ページ以下でございます。附則の第一項では政令で施行日をきめることになつておりますが、法案が成立いたしましたらなるべく早い機会に準備を整えまして施行をいたして参りましたといふふうに考えるのであります。

第二項の規定は先ほどもちよつと申し上げましたが、今後証券業者は株式会社のみに限られることになるわけであります。現在証券業者には有限会社が十五、その他合名会社が一つ、合資会社が設立が免許制をとられるに伴いまして経過規定をおいたものでございましす。第三項も同趣旨の規定でございます。第四項に参りまして証券取引所の

免許を受けて設立された取引所とみなすという規定でございます。又第五項は現在上場しておる有価証券は一月を限つて承認を受けて上場されている有価証券とみなし、その一ヵ月間に切替えの必要な手続をとるという趣旨の規定でございます。それから第六項は証券取引審議会の委員の増員に關係いたしまして経過的な任期の規定をおいたのでござります。第七項は先ほども申上げましたが担保附社債券等の届出の免除の規定でござります。それから第八項、第九項は届出の範囲が縮小されまして併いまして、從来届出の結果に基いて提出されております有価証券報告書の提出義務も、同様な趣旨から免除することを規定したのでございます。第十項、第十一項は罰則の規定と、設置法の改正の規定でございます。

産内容に関する調書等を予定いたしておるものでござります。次に第二十九条は、これは株式会社組織に限りまして、登録事項の変更の規定でござります。第三十条の二もこれに伴いまして、登録事項の変更の規定でござります。第三十一条は証券業者の登録ですが、第三十一条は証券業者の登録申請がございましたときに、どうふうものを登録拒否いたすかという登録の拒否の理由を列挙いたしておるものでございます。そのうちには第一号では、株式会社組織に限りました関係上、当然株式会社の者に限られるのでござります。次に第二号にあります資本の額が「政令で定めるものに満たない会社」「これは現行規定もその通りでござりますが、ただ条文の号の移動でござります。第三号は、これは新らしい規定でございまして、証券業の開業前に資産を充実する必要があると考え方されるわけでございまして、資本の額につきましては、政令で定めました金額を以て登録の申請がござりますが、從来の例を見ますると、中には既存の会社であります、多大の損失を計上いたしておられまする等を買収いたしまして、証券業者になるとする場合、或いは既存の会社であつて他の業を営んでおります会社であつて、証券会社に業務の転換をいたす申請があるといつた場合におきまして、資本の額は成るほど登記簿上は政令で定めました金額を持つておりますても、これが不良資産、損失を多額に持っておりまする場合等におきまして、証券業を営むに適当な資本に、資産内容に限るわけでございまして、開業の際におきまして、資産内容の充実したものでございません

でしたら、その後におきまして事故が起きたということを考えまして、特にここでその開業資産の内容といいたしまして、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額、つまり純資産額が政令できました資本の額の九割に相当する額を少くとも持つておることを必要とする、こうすることにいたしましたわけでござります。次の四号、五号から八号までの登録拒否、これは現在ある規定そのままではございまして、号の移動でござります。次に、五十七ページの第九号でございます。これは証券会社の役員はどういうものにつきましてこれを不適と認めて拒否をするかと云ふことにつきましての規定でござりますて、現在役員として不適格として拒否をする、こうしたことになつておりまするものは、次のイ号以下今まででございまして、そのうちに九号の改正点といたしましたのは、現在は取締役、法律上の取締役として登記せられておりまする役員に限りましてこの規定の適用がございますが、今後相談役、顧問とか、取締役ではございませんでも、そういうたな称を持つたぬにかかわらず、取締役と同等の支配力を会社に對して持つておるものと認められるものにつきましても、取締役と同様に会社の經營に参加いたしますことが不適當と認められますのでありますれば、それを特にそういった取締役に準ずるような人を取締役と認めまして、不適當と認める原因とする、こういふように改正いたしたわけでござります。

の計算方法を政令で定めることといふこと、したわけでござります。政令の内容は、資産といたしましては流動資産、固定資産、負債といたしましては短期負債、長期負債といたましております。次に、第三十二条でござりますが、これは証券業の登録事項につきまして、変更のありましたときに届出をいたしまする規定について、大蔵省令によつてその添附書類を定めることといひましたわけでございまして、大体变更事項を証する書面とか、或いは役員につきまして変更のありました場合は、役員の履歴書等を予定をいたしておわけでござります。次の第三十三条の二項は、これは条文の整理に關係するものでございます。三十六条も同じく条文整理の関係でござります。次に第三十七条、これは証券業者が営業を開出しをするときの大蔵大臣に提出するのでございますが、それを単に「証券業者は」とする、現行の規定のいわゆる方を見ますると、本店の場合だけに限られるごとく思われる虞れがござりますて、特にこの条文におきまして各営業所、代理店等と、各店舗ごとに営業開始の届出をするように改正したわけでございます。第三十八条、これは各店舗において営業開始を届出をしてから三ヵ月以内にいたしませんと、又三ヵ月以上営業の休止をいたしまする場合について、これを審問の上取消をするという規定がござりますが、この規定につきましても、前条と同じく各営業所、代理店ごとに登録の上取消をするというように改めたわけでござります。第三十九条は、これは

条文整理の関係の規定でござります。次のページの第三十九条二項でございますが、これもやはり前条文と同様でございまして、営業所ごとに登録取消をするという意味におきまして規定をいたしたわけでござります。次に第四十条でございます。第十条の規定は、これは証券業者が持てなければならぬものと要求さざる営業用純資本額というものと、それから証券業者の負債をいたす場合、その負債の額の純資本額に対しても規定が現在あるのでござります。これは証券業者の即時の支弁能倍でございますが、二十倍を超えた場合には営業の停止をしなければならないことと規定された現行によりますと、そういふ状態になりました。これは証券業者の即時の支弁能を確保いたしますための規定でござりますが、この規定は現行によりますと、そういふ状態になりました。合は直ちに営業停止を命じなければなりませんごとく規定されておるのでござりますが、この証券業者の営業用の資本額の内容と申しますするものは、として所有有価証券でござりまするで、有価証券の変動によりまして毎年その内容が變つておるという状態でござりますので、必ずしも一定の時点提えまして、この法律の規定に該当しましても、直ちに営業停止を命ぜる必要のない場合もござりますので、そういう場合を考えまして、現在の規定の改正を「命ずることがであります。二項、三項は右の改正に伴ひする規定の改正でござります。次に規定の二項でござりますが、第四十一条でござります。これは証券業者が、営業の保証のために、営業保証

さくせんの規定は、その発行する証券の範囲を、現在の規定では、国債、地方債及び特別の法律によつて発行する債券又は社債券とあるわけでござりますが、これを、特別の法律によつて発行する債券にいたしまして、たしましても社債券にいたしまして、も、ともに営業保証金の代りに納めるにふさわしいといふ債券乃至社債券につきましては、大蔵省令で定めるものといたしておるわけでござります。債券につきましては日銀の優遇社債に限りまして、大蔵省令で定めるものといたしておるわけでござります。特別の法律によつて発行する債券につきましては、それべく具体的に定めるといふふうに考えておるわけでござります。次に第四十八条条でござります。これは証券業者が売買をいたしました場合に顧客に交付いたしますところの売買報告書に関する規定でござりますが、現在その報告書は大蔵省令で様式を定めておりますが、様式まで定める必要はない、単に報告書に記載する事項を定めることにとどめて差支えないと考えますので、様式を削除いたしまして大蔵省令で定めるところとに改正いたしましたのであります。

次に第四十九条の改正でござります。第四十九条は証券業者が顧客に有価証券の売買をいたします場合に、顧客に信用の供与をいたしますが、これは買付株の代金の貸付をし、売付の場合につきましてはその売付けた証券の貸付をする、こういう場合につきまして一定の制限を設けておるわけでございまして、現在の規定はそういう立替

1

以上が証券業者に関する規定の改正の要点でございました。

○委員長(大矢半次郎君) 次に証券投資信託法の一部改正法案について、内容の説明を聴取いたします。

新旧对照表の二ページ、証券投資信託の委託会社は現在登録制度でございまして、登録によりまして、自由に開業ができるとなつておるのでございますが、今回この法律の改正によりまして、免許制度を採用いたしました。いと、こういうふうに考えました規定を設けておるのでございます。第二条の三項は、それに関係いたしまして、委託会社の定義を明らかにいたしたわけでござります。第四条は、証券投資信託契約を何人が結ぶことができるかといふ契約の締結者に関する規定でございまます。これを委託者、現在は登録簿に登録されたものとなつておるのであります。これを委託会社が登録することができるとなつております。第四条の一項の資本の額は、これは商法にあります資本の額に合わせた改正です。第五条は、受益証券に関する規定の改正でございます。六ページの第七項でござります。現在投資信託の形いたしましては、契約に当りまして、信託契約によりまして、投資信託をいたしておるわけでございまして、その契約型の投資信託のうちに、元本があらかじめ定められまして、そ

の元本を追加することができないという形と、それから元本がその後追加されることができる。例えば、最初十億円といったとしても、その後におきまして更に十億を追加いたしまして二十億とし、一つの信託財産として、これをまとめまして運用することができる形であるわけでございます。で、この第七項に置きましたのは、その後者の信託元本の追加をすることができる投資信託、普通これはオープン型と申しておりますが、この投資信託につきまして、その投資信託の受益証券には、次の二つの事項を更に規定をさせることいたたわけでございます。第一は追加信託をすることができる元本の限度額、これは追加信託をいたしますする場合におきまして、その限度をどうに置いてかといふことを、あらかじめ定めさせておきまして、その定めました限度の額を受益証券上に明記して置くわけでございます。その二は、受益証券は、この追加信託による場合でありまする場合は、今までに発行されましたが、追加信託した信託元本の額、受益権の口数を記載する。こういうふうになつておるわけでございます。これは追加信託のできる証券の投資信託につきまして、從来規定がございませんでしたので、特にこの際これを規定をすることとしたいたたたわけでございます。

す。できるわけでございまして、実質的にその内容を審査するといふことに欠けるわけでござりますので、特に委託会社の公共性に鑑みまして、免許制度の採用をいたしておりますわけでございま

四号は、これは役員について不適当なものがある場合に、これを拒否いたしまする場合の規定でございまして、先ほど述べました証券業者の役員の不適当なりといたします要件と同じような要件が書いてございます。十五ページの第八条は、免許を与えない場合におきまして、審問をいたします場合の規定でござります。免許をいたさないという場合におきましては、特に免許申

をするといつたように、一時の期間、極く短期間におきまして、証券投資のために、待機する意味におきまして、一部の資金が金銭となつてゐるわけでござります。これをコールローンにいたしましてることは、別に危険等もなく、投資信託が金銭の貸付を禁じてしまふ趣旨にも反しないわけでござりますから、特にそういう待機資金の運用に弾力性を与える意味におきまして、コールローンに運用することを認めることがあります。これは役員のこととしたわけでござります。

次に第四章、監督規定でござります。三十四ページにございます。第二十条の二でござります。これは役員の兼職の制限につきまして、規定を新たに設けたわけであります。免許制度といたしましては、委託会社の公益性に伴いまして、

う積極的な要件を記載したものでございまして、第一は、「免許申請者の人並びに証券市場の状況等に照らし、当該免許申請者が証券投資信託の委託者としての業務を行ふにつき十分な適格性を有するものであること。」(二)規定いたしたわけでございます。

第二項は、消極的な基準と申しまするが、こうじょうような第二項に書き込まれたような場合は、これは免許をいたしません、免許を拒否する場合の条件でござります。これは、一が、資本金が五千万円に満たない会社。二は、法律で刑罰に処せられた会社。三は、証券取引法なり、証券投資信託法によりまして免許又は登録取消処分を受けた会社でございます。次のページの

四号は、これは役員について不適当なものがある場合に、これを拒否いたしまする場合の規定でございまして、先ほど述べました証券業者の役員の不適当なりといたします要件と同じような要件が書いてございます。十五ページの第八条は、免許を与えない場合におきまして、審問をいたします場合の規定でござります。免許をいたさないという場合におきましては、特に免許申請者に面接し、その事情を調べ、内容を聞いてからその処分を行うとのための規定でございます。第九条は、これは免許申請書に記載いたしましたそなえの変更事項に関する規定でございまして、第十条及び第十二条は、これは登録制度を廃止いたしましたに伴いまして削除をいたしました。

をするといつたように、一時の期間、極く短期間におきまして、証券投資のために、待機する意味におきまして、一部の資金が金銭となつてゐるわけでもござります。これをコールローンにいたしまることは、別に危険等もななく、投資信託が金銭の貸付を禁しまして、趣旨にも反しないわけでもござりますから、特にそういう待機資金の運用に弾力性を与える意味におきまして、コールローンに運用することを認めることがあります。

次に第四章、監督規定でござります。三十四ページにございます。第二十条の二でござります。これは役員の兼職の制限につきまして、規定を新たに設けたわけであります。免許制度といたしまして委託会社の公共性に伴いまして、一般金融機関におきまして、當勤役員につきまして兼職の制限を設けていたわけであります。第二十条の三は、免許制度採用に伴いまして、委託会社が勝手に廃業し、解散する等のことを避けるために、特に廃業解散につきまして認可を受けることを要するといいたしたわけでもござります。第二十条の四でござりますが、これは委託会社の合併、第一項委託会社の合併の場合におきまして、債権者の異議申立期間を、これを一般商法の第四条第三項に規定する一定の期間は、同項但書の見定にかかるわらず一月まで短縮することができるという規定でござります。第二項は株式併合の場合におきまして、いざれも子会社の規定でございまして、いざれも子会社の規定でございまして、いざれも子会社の規定期間を速かに終らせることが

に安定せしめるといふ意味におきまし
て、商法の除外例を設けたわけでござ
います。次に第二十一条、これは委託
会社、受託会社等から報告を徴取し、
その業務を検査する意味の規定でござ
います。現在報告の徴取につきましては、
委託会社、受託会社両方につきましては、
して報告が徴取得ることになつてお
りますが、検査につきましては委託会
社に限られてゐるわけであります。が、
受託会社、実際に信託財産を保管をし
ておりますところの信託会社でござ
いますが、この受託会社につきましては、
その業務の検査をすることも、必要な
ある場合もありますと想ひますので、
受託会社につきましても検査をし得る
よう改訂をいたしました。なお併せ
て委託会社、受託会社とともに現在その
地位になくても、曾つてその地位に
あつたものにつきまして検査をし得る
ことといたしたわけでござります。次
に第二十二条でござりますが、これ
は委託会社の免許の取消に関する規定
でございます。委託会社が積極的に免
許を受けまする際に、免許拒否原因を
七条に書いているわけでござります
が、その原因に後におきまして該当い
たしました場合に免許を取消します。
或いは第二項は法令違反等によります
る不正な手段によりまして免許を得ま
して後に、そのことがわかつた場合に
おいてこれを取消す、こういう場合が出
て来るのです。二項はその場合における
單なる手続の規定でござります。次に、
第二十三条でございまが、二十三条は
委託会社が法律に違反したりその他不
適当な行為をやりました場合に監督
上必要な行政処分をいたしまするにつ
いての規定でございます。免許制度を採

用いたしましたに伴いまして、現にあり
ます監督上の処分につきまして、これ
を強化をいたしました規定を設けてお
ります。特に二十三条第一項一号のイで書きましたのは、信託契
約を新たに締結し又は現に存しますする
信託契約についての元本の追加信託を
することを認めないということを新ら
しく規定をいたしたのでござります。
ハはこれは免許の取消の規定であり
まして、免許制度の採用に伴いまし
て、そいつた違法又は不適当と認め
られる場合におきまして、免許取消の
規定を設けたわけでござります。二十
三条の一項二号、これは役員につきま
しての解任の命令に関する規定でござ
ります。第二項はこれは行政処分をい
たしました場合の手続に関する規定で
ござります。三項も同じく手続に関する
規定でござります。次に二十三年の
規定でござります。これは委託会社なり
て受託会社が免許を取消されたり、
たしました場合の手續に関する規定で
ござります。三項も同じく手続に関する
規定でござります。次に二十三年の
規定でござります。これは委託会社なり
て受託会社が免許を取消されたり、
たしました場合の手續に関する規定で
ござります。

第六章は罰則、これは免許制度を採
用いたしましたに伴いまする関係、或
いは条文の移動の関係に伴いまして、
罰則規定を改訂をいたしましたもので
ござります。

以上がこの法律の改訂の本文でござ
りますが、なお附則におきまして現に
登録をされておりまする投資信託会社
七社につきましては、これはいずれも
受けたものとみなす意味の規定を設
けてござります。以上でござります。

○委員長(大矢半次郎君) もよと速
記を止め……。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ
て下さい。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時四十七分散会

る会社につきまして特に承認を与えたま
して、暫定的に信託契約の業務を遂行
させることを認めた規定でございま
す。三項、四項はその規定でございま
す。次に第二十五条の二でござります
が、これは免許制度といたしましたに
伴いまして、免許及び認可をいたしま
した事項を直ちに実行しない場合に、
その効力を失効せしめるための規定で
ござります。第二十六条は、これは信
託契約の業務に関する規定でございま
すが、免許の取消をいたしました場合
に、この解約をせしめる場合の規定で
ござります。二項は解約の場合におき
まして、前に申しました通りに引継ぎ
の命令が出ましたときには、引継ぎを
いたしまするから、解約の必要はない
といふことであります。

六月十八日本委員会に左の事件を付託
された。

一、国有財産法等の一部を改正する
法律案
国有財産法等の一部を改正する法
律案

「もの」を「供し、又は供するもの」と決定したものに改める。

第八条第一項本文中「廃止した
場合」の下に「又は普通財産を取
得した場合」を加える。

第九条第二項を同条第三項と
し、同条第一項の次に次の二項を
加える。

2 大蔵大臣は、国有財産の總務
に関する事務の一部を部局等の
長に分掌させることができる。

第十条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、一定の用途に供
する目的で国有財産の譲渡又は
貸付を受けた者に対し、その用
途に供されているかどうかを確
めるため、自ら、又は各省各庁
の長に委任して、当該財産につ
いて、その状況に関する資料若
しくは報告を求め、又は当該職
員をして実地監査をさせること
ができる。

第十三条及び第十四条を次のよ
うに改める。

第十三条 皇室用財産とする目的
で財産を取得し、又は皇室用財
産以外の国有財産を皇室用財產
としようとするときは、国会の
議決を経なければならない。但
し、当該財産の価額が三百万円
以上である場合を除く外、毎年
四月一日から翌年三月三十日
までの期間内に、その取得し、

又は皇室用財産とする財産の価
額の合計額が三千万円に達する
に至るまでの場合については、
この限りでない。

第十四条 左に掲げる場合におい
ては、当該国有財産を所管する

第三条第一項第三号中「供する」

二 公共用財産 国において直
接公共の用に供し、又は供す
るものと決定したもの

第十四条 左に掲げる場合におい
ては、当該国有財産を所管する

各省各府の長は、大蔵大臣に協議しなければならない。但し、前条の規定により国会の議決を経なければならぬ場合又は政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするととき。

二 普通財産を行政財産としようとするとき。

三 行政財産の種類を変更しようとするとき。

四 行政財産である土地又は建物について、所属者をし、又は用途を変更しようとするとき。

五 行政財産である建物を移築し、又は改築しようとするとき。

第六条 文部大臣は、公用財産、企業用財産及び普通財産を「国有財産」に改め、同条但書を次のように改める。

第七条 文部大臣は、公用財産の用に供する目的をもつてこれを用する場合であつて、当該財産の価額が政令で定める金額に達しないときは、この限りでない。

第二十八条第一号中「道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供してしたもの」を「公用財産」に、同条第二号

中「既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池」を「公用財産」に、同条第三号中「道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供してしたもの」という記述を「公用財産」に、同条第二号

1 附 則
この法律は、公布の日から施行する。
2 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のよう

3 第八十七条の二 前条第一項の規定により重要文化財又は史跡名勝天然記念物を文部大臣が管理するため、所属を異なる会計の間において所管換又は所属替定による交換について準用する。この場合において、同条第三項中「堅固な建物」とあるのは、「建物」と読み替えるものとする。
4 港湾法（昭和二十五年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

5 第五十四条第一項中「(公共物を除く)」を削る。
6 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

7 第五十五条第一項中「(公共物を除く)」を削る。
8 第四条第三項中「(第一項の規定の適用を除外される)」を「前項但書の規定により同項の規定を適用されない」と改める。

いた」を「公用財産のうち」に改める。

第三十八条中「公共物」を「公

共の用に供する財産で政令で定めるもの」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

二十七年法律第二百十九号）の一

部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加え

（交換の特例）

第九条の二 文部大臣は、国立大

学の施設を効率的に運営するた

め、当該国立大学の施設を集合

整備する必要があると認められ

るときは、国有財産法第二十

七条第一項の規定にかかわらず、当該国立大学の施設をそ

の用を廃止して地方公共団体

その他の者の所有する施設と交換に係る施設の価額がそ

の高価なものとの価額の四分の一

に改める。

但し、国において直接公共の

用に供する目的をもつてこれを

改め、同条但書を次のように

改める。

1 附 則
この法律は、公布の日から施行する。

2 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改め、本則を本則第一項として項番号を附し、本則に次の三項を加える。

3 政府は、必要があるときは、前

第八十六条を次のように改め

る。

第八十六条 削除

第八十七条に見出しとして「(國に關する特例)」を附し、同条第一項中「国有財産法に規定する」を

「国有財産法（昭和二十三年法律第七十三条）に規定する」に改め、「他の行政財産」を

同項但書中「そのものが」の下に「文部大臣以外の者が管理している」を加え、「他の行政財産」を

「行政財産」に、「国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）に規定する国有林野に属するもの」を加え、「他の行政財産」を

第九十四条第一項中「普通財産」を「公用財産又は普通財産」に改める。

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中「第一項第六号」

六月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

1、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期を「第四号」に改める。

2、昭和二十一年度における一般会計の借入金の償還期限の延期を付託された。

3、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期を付託された。

4、前項の公債の利率、償還期限その他当該公債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

5、前項の公債の利率、償還期限その他当該公債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

六月十九日本委員会に左の事件を付託された。

1、証券取引法の一部を改正する法律案

2、証券取引法の一部を改正する法律案

3、証券取引法の一部を改正する法律案

4、証券取引法の一部を改正する法律案

5、証券取引法の一部を改正する法律案

6、証券取引法の一部を改正する法律案

7、証券取引法の一部を改正する法律案

8、証券取引法の一部を改正する法律案

9、証券取引法の一部を改正する法律案

3 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

4 前項の公債の利率、償還期限その他当該公債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

5 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

6 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

7 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

8 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

9 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

10 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

11 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

12 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

13 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

14 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

15 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

16 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

17 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

18 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

19 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

20 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

21 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

22 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

23 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

24 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

25 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

出された報告書及び訂正報告書の文を、大蔵省令で定めるところにより、当該証券取引所に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

四 十に相当する額に満たない会社
　商号のうちに証券という文字
　を使用しない会社

五 他の証券業者が現に使用する
　商号と同一の商号又は他の証券
　業者の営業と誤認される虞のある

において、当該処分のあつた日以前三十日内に当該会社の取締役であつた者で当該会社がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの第五十九条の規定により解任を命ぜられた役員でその処

第三十八条中「三箇月以内」の下に、「第二十九条の規定による登録を受けた各営業所若しくは代理店において」を、「三箇月以上」の下に「当該営業所若しくは代理店において」を加え、「その登録」「その営業を開始せし、又は休止した営業所又は代理店の登録」に改める。

うに改める。
第四十九条 証券業者が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならぬ。

类、第十八条乃至第二十三条及び前二条を「第五条乃至第十二条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第八条、第二十四条」に改める。

七 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を

第三十一条に次の二項を加える。
前項第三号の資産の合計金額及び負債の合計金額は、政令で定め。

三 資本の額及び役員の氏名

を経過するまでの会社

前項の登録申請書には、定款、会社登記簿の書本その他の書類で

判所の命令を受けた後一年を経過するまでの会社

大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

九 取締役（相談役、顧問その他）
いかなる名称を有する者である

「第一項」を加え、同条第三号を次の

と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下

三 資本の額及び役員の氏名
第一十九条第四号を削り、同条第

本条中同じ。)又は監査役のうち
に左のイ乃至ホの一に該当する

五号を同条第四号とする。

イ 破産者で復権を得ないもの

第三十一条各号を次のように改め

の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた

二 株式会社でない者

従又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を

認められる金額で政令で定める

八 証券業者が第三十九条、第
四十二条第三項、第五十二、第

三 資本の合計金額が、販賣の合計金額を控除した金額が前号の規定による資本の額の百分の九

より登録を取り消された場合

において、当該処分のあつた日以前三十日内に当該会社の取締役であつた者で当該会社の者がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

二 第五十九条の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

本 第百八十七条の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者

第三十一条に次の一項を加える。

前項第三号の資産の合計金額及び負債の合計金額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第三十二条第一項中「遅滞なく」を「大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく」に改め、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に、「第一項の規定を「前項の規定」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「その登録」とあるのは、「当該営業所の登録」と読み替えるものとする。

第三十六条中「第三十一條の下に「第一項」を加え、「第四項」を「第二項」に改める。

第三十七条中「証券業者は、」の下に「第二十九条(第三十二条第二項において準用する場合を含む。以下第三十八条及び第三十九条において同じ。)の規定により登録を受けた各營業所又は代理店において」を加え

第三十九条第一項中「第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第十号」を「第三十二条第一項第一号、第二号又は第四号乃至第九号」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条第二項中「その登録」を「その不正の手段により登録を受けた営業所又は代理店の登録」に改め、同条第三項中「第一項の場合において」を「大蔵大臣は、前項の規定により営業の停止を命じた場合において」に改め、「大蔵大臣は、」を削り、同条第三項中「第一項の場合において」を「大蔵大臣は、第一項の規定により営業の停止を命じた場合において」に改め、「大蔵大臣は、」を削る。

第四十一条第二項中「特別の法律により法人の発行する債券又は社債券を又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは社債券で大蔵省令で定めるもの」に改める。

第四十八条中「様式により」を「ところにより」に改める。

第四十九条及び第五十条を次のとよ

うに改める。
第四十九条 証券業者が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他他の取引その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならぬ。
前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券を以て充てることができる。
第五十条 削除
第五十一条第一項を次のように改める。
証券業者は、顧客から預託を受けた有価証券又はその計算において自分が占有する有価証券をその他の者の有価証券と混同して担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、当該顧客による同意を受けなければならぬ。
第五十一条第三項を削る。
第五十四条第一項第五号中「第二号、第二号又は第三号の二乃至第六号」を「第一項第七号乃至第九号」に改め、同項第五号の二を削り、同項第五号の三を同項第五号の二とし、同条第二項中「又は社員の同意があつたことを知るに足る書面」に「借入をなし若しくは預託を受け」に改める。

改め、「ならない旨」の下に、「あらたな有価証券の借入をなし若しくは預託（顧客が有価証券の売買の委託に際しこれについてなす有価証券の預託を除く。）を受けてはならない旨、顧客から借り入れ若しくは預託を受けている有価証券の全部若しくは一部を返還すべき旨」を加える。

第八十三条から第八十五条までを
「左に掲げる書類」を「定款、業務規程、受託契約書類」その他大蔵省令で定める書類に改め、同項各号を削除する。

は、左の各号の一に該当する場合を除いて、設立の免許を与えないなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき

二 免許申請者が第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一

第八十三条第二項各号の一に該職員をして審問を行わせた後、その免許を取り消すことができる。
第六十五条の二 証券取引所は、定期款、業務規程又は受託委託約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

る場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

二 住所及び所屬する営業所名
第五十九条中「その登録」を「その
証券業者の登録若しくは支店その他
の営業所若しくは代理店の登録」に
改め、「その営業」を「その営業の全
部若しくは一部」に改める。

第六十二条第一号中「業務を執行する役員」を「取締役」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改め
る。

三 証券業を廃止した場合において

ては、取締役

第七十三条 第七十三条を次のように改める。
第八十条の二項を加える。
削除

証券取引所は、その名称のうち
に証券取引所という文字を用いな
ければならない。

証券取引所でない者は、その名
称のうちに証券取引所であると認

認される處のある文字を用いては
ならない。

第八十一条第二項中「大蔵省に備
える証券取引所登録原簿に登録」を
「大蔵大臣の免許」に改める。

は、左の各号の一に該当する場合は、左の各号の一に該当する場合を除いて、設立の免許を与えないなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき

二 免許申請者が第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき

三 役員のうちに第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一に該当する者のあるとき

四 免許申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき

第八十三条第一項各款の一に規定する事項のうち、
当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その
免許を取り消すことができる。
第八十五条の二 証券取引所は、定期的
に業務規程又は受託委約準則を
変更しようとするときは、大蔵大臣に届け出
し、大臣の認可を受けなければならな
い。
証券取引所は、第八十二条第二項
第二号又は第三号に掲げる事項
について変更があつたときは、遅く
満なべその旨を大蔵大臣に届け出
なければならない。
第八十六条に第一項として次のと
うに加える。
「証券取引所は、営利の目的を以
て業務を営んではならない。
第八十八条第二項を削る。
第九十五条第二号中「死亡」又は「
所が大蔵大臣の承認を受けて」に改
削る。
第九十七条第二項中「地方債証券」
又は「の下に「特別の法律により法」
の発行する債券若しくは」を加え
同条第三項中「政令で」を「証券取
引所が大蔵大臣の承認を受けて」に改
める。
第一百条第三項中「第三十一条第
号乃至第五号の規定」を「第三十一
第一項第九号イ乃至ホの一」に改め
同条第二項を次のとおりに改める。
理事及び監事は、第三項の規
により選任される理事を除き、「理
事の規定により選任される」
(同項の規定により選任され
が、これを選挙し、理事長は、
款の定めるところにより、理事
事を除く。)が、これを選挙する。

る場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

第一百二条第一項中「第三十一条第一項乃至第五号」を「第三十一条第二項第九号イ乃至ホ」に改める。

第一百三条中「役員が法令」の下に「、定款」を加え、「命じなければならぬ。」を「命ずることができる。」に改める。

第一百五条第三号中「大蔵省令で定めるところによる信託会社^をを信託会社又は信託業務を営む銀行」に改める。

第一百八条第二項を削る。

第一百十条から第一百六十三条までを如のように改める。

第一百十条 証券取引所は、第一百十条の規定による命令に基き上場される場合を除く外、有価証券を売買取引のため上場しようとするときは、当該有価証券の上場について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第一百十一条 大蔵大臣は、証券取引所に上場されている株式の発行者があらたに発行する株式を、当該証券取引所に上場することが公正又は投資者保護のため必要且つ当然であると認めるときは、当該証券取引所に対し、その株式を売取引のため上場すべきことを命ぜなければならない。

第一百十二条 証券取引所は、有価証券の上場を廃止しようとするときは、当該有価証券の上場の廃止について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第一百十三条 証券取引所に上場さ

1000

2 この法律施行の際現に証券業者である会社（株式会社を除く）に対する改正後の証券取引法（以下「新法」という。）の適用について

は、この法律施行の日から一年を限り、新法第百十条の規定による

八条第一項及び第三十一条第一項

第一号中「株式会社」とあるのは「会社」と、新法第三十一条第一項

第九号中「取締役（相談役、顧問その他いかなる名前を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本条中同じ。又は監査役）とあるのは「役員」と、新法第五十四条第二項中「総会の議事録の原本」とあるのは「社員の同意があつたことを知るに足る書面」と、新法第六十二条第一号及び第三号中「取締役」とあるのは「会社の業務執行社員」とする。

3 改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第二条第九項に規定する証券業者（株式会社であるものを除く）は、新法第三十一条第一項第九号への規定の適用については、同号への証券業者とみなす。この場合において、同号への規定中「取締役」とあるのは、「業務執行社員」とする。

4 この法律施行の際旧法第八十一条第二項の規定による登録がされている証券取引所は、新法第八十一条第二項の規定による大蔵大臣の免許を受けて設立された証券取引所とみなす。

5 この法律施行の際旧法第一百十条又は第一百十三条の規定により証券

取引所に上場されている有価証券は、この法律施行の日から一月を経て、新法第百六十七条の規定により新たに任命される委員の任期により新たに任命される委員の任命が五日までとする。

6 新法第百六十一条第一項の規定により、新法第六十六条第一項の規定により新たに任命される委員の任

期は、新法第六十七条の規定にかかるらず、昭和二十九年八月十五日までとする。

7 押保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証される社債券（転換社債券を除く）の募集文書は売出は、新法第四条第八項の規定にかかるらず、当分の間、同項の規定による届出をしていないで、することができる。この場合において、これらの社債券は、新法第十五条第一項但書に規定する有価証券とみなす。

8 この法律施行の際旧法第四条第一項の規定による届出が効力を生じている有価証券のうち、その募集文書は売出が新法第四条第一項但書の規定に基いて同項の規定を適用されないこととなるものについては、その有価証券の発行者は、この法律施行後は、新法第二十四条の規定による報告書を提出することを要しない。

9 附則第七項に規定する社債券の規定による報告書は、提出する

10 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十七号及び第十条第二十号中「を登録し」を「の設立を免許し」に改める。

金管理法案

金管理法（昭和二十五年法律第二十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この法律は、対外決済の準備に充てるため政府が金を買い上げることとともに、金の取引の実態を調査することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「金鉱物」とは、金を含有する鉱物及びその製鍊により得られる物（粗金及び金地金を除く）をいう。

第三条 この法律において「粗金」とは、金鉱物の製鍊又は採取により得られる物（粗金及び金地金を除く）をいう。

第四条 前条の規定により政府が金地金を買入れる場合の価格は、国際通貨基金協定（昭和二十七年条約第十三号）第四条の規定による価格の範囲内で主務大臣が定める。

第五条 主務大臣は、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金及び金地金の生産及び受取の状況に關する報告を徴することができる。

第六条 主務大臣は、金の取引の実態を調査するため必要な限度において、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金又は金地金を買入受けた者から粗金及び金地金の受取及び使用の状況に關する報告を徴することができる。

第七条 第五条第一項及び第二項の規定における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とし、前条の規定における主務大臣は、大蔵大臣、厚生大臣及び通商産業大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣とする。

第八条 第五条第一項の規定における主務省令は、大蔵省令、通商産業省令とし、前条の規定における主務省令は、大蔵省令、厚生省令、通商産業省令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

第九条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令、厚生省令、通商産業省令とし、その他の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

り、新たに粗金を取得した者は、主務省令で定めるところにより、その取得の日の属する月の末日後三月以内に、その取得に係る粗金の中に含まれる粗金量のうちで政令で定める量を得るに必要な粗金を金地金に精製して、これを政府に売却しなければならない。但し、主務省令で定めるところにより、当該粗金を金地金に精製して、これを政府に売却した場合において、これらの社債券は、新法第十五条第一項但書に規定する有価証券とみなす。

11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十七号及び第十条第二十号中「を登録し」を「の設立を免許し」に改める。

金管理法案

金管理法（昭和二十五年法律第二十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この法律は、対外決済の準備に充てるため政府が金を買い上げることとともに、金の取引の実態を調査することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「金鉱物」とは、金を含有する鉱物及びその製鍊により得られる物（粗金及び金地金を除く）をいう。

第三条 この法律において「粗金」とは、金鉱物の製鍊又は採取により得られる物（粗金及び金地金を除く）をいう。

第四条 前条の規定により政府が金地金を買入れる場合の価格は、国際通貨基金協定（昭和二十七年条約第十三号）第四条の規定による価格の範囲内で主務大臣が定める。

第五条 主務大臣は、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金及び金地金の生産及び受取の状況に關する報告を徴することができる。

第六条 主務大臣は、金の取引の実態を調査するため必要な限度において、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金又は金地金を買入受けた者から粗金及び金地金の受取及び使用の状況に關する報告を徴することができる。

第七条 第五条第一項及び第二項の規定における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とし、前条の規定における主務大臣は、大蔵大臣、厚生大臣及び通商産業大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣とする。

第八条 第五条第一項の規定における主務省令は、大蔵省令、通商産業省令とし、前条の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

第九条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十一条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十二条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十三条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十四条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第二十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第三十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第四十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第五十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第六十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第七十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第八十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第九十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百二十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十一 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十二 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十三 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十四 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十五 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十六 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十七 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十八 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

第一百三十九 条 第五条第一項の規定による主務省令は、大蔵省令とする。

2 前項の歳入歳出決算には、前条件

第一項に規定する歳入歳出決定計

算書並びに同条第二項に規定する

当該年度の貸借対照表及び損益計

算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十二条 この会計において、支払

上現金に余裕があるときは、これを

資金運用部に預託することがで

きる。

(借入金)

第十二条 この会計において、再保

険金及び再保険料の払いもどし金

を支弁するため必要があるとき

は、この会計の負担において、借

入金をすることができる。

2 前項の規定により借入金をする

ことができる金額は、再保険料を

もつて再保険金及び再保険料の払

いもどし金を支弁するのに不足す

る金額を限度とする。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払

上現金に不足があるときは、この

会計の負担において、一時借入金

をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金

は、当該年度内において償還しな

(借入金及び一時借入金の借入、

償還等の事務)

に関する事務は、大蔵大臣が行

う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十五条 第十二条第一項の規定による

借入金の償還金及び利子並び

に第十三条第一項の規定による一

時借入金の利子の支出に必要な金

額は、毎会計年度、国債整理基金

特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十六条 この会計において、支払

の義務の生じた歳出金で、当該年度

の出納の完結までに支出済となら

なかつたものに係る歳出予算は、

翌年度に繰り越して使用すること

ができる。

2 運輸大臣は、第一項の規定によ

る繰越をしたときは、大蔵大臣及

び会計検査院に通知しなければな

らない。

3 第一項の規定による繰越をした

ときは、当該経費については、財

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための

手続その他のその執行について必要

な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、法施行の日から施

行する。

2 退職職員に支給する退職手当支

給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び

納付に関する法律(昭和二十五年

法律第六十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「緊要物資輸入基金特

別会計」の下に「木船再保険特別

会計」を加える。

六月二十日予備審査のため、本委員会

に左の事件を付託された。

一、法人税法の一部を改正する法律

案

一、所得税法の一部を改正する法律

案

一、相続税法の一部を改正する法律

案

一、相続税法の一部を改正する法律

案

一、法人税法の一部を改正する法律

案

うちいざれかに準ずるものとす

して命令の定めるところにより

大蔵大臣が指定したもの

合、「」を削り、同項に次の一号を加え

る。

八 前各号に掲げる法人のこの法

律の施行地外にある資産又は事

業から生ずる所得について法人

ら生ずる所得を除く。)について

法人税に相当する税を課さない

る。

外国に本店又は主たる事務所を

有する法人で前各号に掲げる法

人のうちいざれかに準ずるも

のとして命令の定めるところに

より大蔵大臣が指定したもの

が「出資の金額」と合併法人が被

合併に因り交付した金額の額との

合併額が」に改める。

第九条の六第一項を次のように改

めることとする。

法人が各事業年度において内国

法人から利益の配当、剰余金の分

配又は証券投資信託の収益の分配

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第五条の二中「清算中の各事業年

度において「」を「清算中に」に改める。

第五条の三中「法人の積立金」を

「法人の清算所得及び積立金」に、

「各事業年度の積立金」を「清算所得

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第七条の二第二項中「第十七条第三

号」を「第十七条第一項第三

号」に改め、同条の次に次の一条を

加える。

第八条の三 資産又は事業から生

ずる収益の法律上帰属するとみられ

る者が単なる名義人であつて、当該

収益を享受せず、その者以外の法

人が当該収益を享受する場合にお

いては、当該収益については、法人

税は、その収益を享受する法人に

対して、これを課するものとす

る。

第八条中「積立金の金額」の下に

「並びに清算所得の金額」を加える。

第九条の五第一項中「出資の金額」

が「出資の金額」と合併法人が被

合併に因り交付した金額の額との

合併額が」に改める。

第九条の六第一項を次のように改

めることとする。

法人が各事業年度において内国

法人から利益の配当、剰余金の分

配又は証券投資信託の収益の分配

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第五条の二中「清算中の各事業年

度において「」を「清算中に」に改める。

第五条の三中「法人の積立金」を

「法人の清算所得及び積立金」に、

「各事業年度の積立金」を「清算所得

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第七条の二第二項中「第十七条第三

号」を「第十七条第一項第三

号」に改め、同条の次に次の一条を

加える。

第七条の三 資産又は事業から生

ずる収益の法律上帰属するとみられ

る者が単なる名義人であつて、当該

収益を享受せず、その者以外の法

人が当該収益を享受する場合にお

いては、当該収益については、法人

税は、その収益を享受する法人に

対して、これを課するものとす

る。

第八条中「積立金の金額」の下に

「並びに清算所得の金額」を加える。

第九条の五第一項中「出資の金額」

が「出資の金額」と合併法人が被

合併に因り交付した金額の額との

合併額が」に改める。

第九条の六第一項を次のように改

めることとする。

法人が各事業年度において内国

法人から利益の配当、剰余金の分

配又は証券投資信託の収益の分配

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第五条の二中「清算中の各事業年

度において「」を「清算中に」に改める。

第五条の三中「法人の積立金」を

「法人の清算所得及び積立金」に、

「各事業年度の積立金」を「清算所得

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第七条の二第二項中「第十七条第三

号」を「第十七条第一項第三

号」に改め、同条の次に次の一条を

加える。

第七条の三 資産又は事業から生

ずる収益の法律上帰属するとみられ

る者が単なる名義人であつて、当該

収益を享受せず、その者以外の法

人が当該収益を享受する場合にお

いては、当該収益については、法人

税は、その収益を享受する法人に

対して、これを課するものとす

る。

第八条中「積立金の金額」の下に

「並びに清算所得の金額」を加える。

第九条の五第一項中「出資の金額」

が「出資の金額」と合併法人が被

合併に因り交付した金額の額との

合併額が」に改める。

第九条の六第一項を次のように改

めることとする。

法人が各事業年度において内国

法人から利益の配当、剰余金の分

配又は証券投資信託の収益の分配

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第五条の二中「清算中の各事業年

度において「」を「清算中に」に改める。

第五条の三中「法人の積立金」を

「法人の清算所得及び積立金」に、

「各事業年度の積立金」を「清算所得

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第七条の二第二項中「第十七条第三

号」を「第十七条第一項第三

号」に改め、同条の次に次の一条を

加える。

第七条の三 資産又は事業から生

ずる収益の法律上帰属するとみられ

る者が単なる名義人であつて、当該

収益を享受せず、その者以外の法

人が当該収益を享受する場合にお

いては、当該収益については、法人

税は、その収益を享受する法人に

対して、これを課するものとす

る。

第八条中「積立金の金額」の下に

「並びに清算所得の金額」を加える。

第九条の五第一項中「出資の金額」

が「出資の金額」と合併法人が被

合併に因り交付した金額の額との

合併額が」に改める。

第九条の六第一項を次のように改

めることとする。

法人が各事業年度において内国

法人から利益の配当、剰余金の分

配又は証券投資信託の収益の分配

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第五条の二中「清算中の各事業年

度において「」を「清算中に」に改める。

第五条の三中「法人の積立金」を

「法人の清算所得及び積立金」に、

「各事業年度の積立金」を「清算所得

及び各事業年度の積立金」に改め

る。

第七条の二第二項中「第十七条第三

号」を「第十七条第一項第三

号」に改め、同条の次に次の一条を

加える。

第七条の三 資産又は事業から生

ずる収益の法律上帰属するとみられ

る者が単なる名義人であつて、当該

収益を享受せず、その者以外の法

人が当該収益を享受する場合にお

いては、当該収益については、法人

税は、その収益を享受する法人に

対して、これを課するものとす

る。

第八条中「積立金の金額」の下に

「並びに清算所得の金額」を加える。

第九条の五第一項中「出資の金額」

が「出資の金額」と合併

のを除く。)であるときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額が第二項第一号乃至第三号の規定の一に掲げる金額に該当する場合を除く外、これらの金額のうち命令の定めるところにより計算したその元本たる株式、出資又は受益証券を所有した期間に相当する部分の金額とする。以下利益の配当等に因り受けた金額といふ。)に関する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当等に因り受けた金額(これらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子があるときは、当該金額から当該利子の額を控除した金額)は、第九条第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合には、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に対して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とするものとする。かかる部分に対応する金額を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第三号中「積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に對応する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同条第四項中「これらの金錢の額及び金錢以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、」を削り、「当該各号に掲げる積立金」を「株式の消却若しくは資本の減少、退社、脇退若しくは出資の減少の行われた法人又は残余財産の分配をなす法人の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額」に改める。

第十条の二 法人が各事業年度において、内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち第十九条第一項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第十一条 第十九条第一項の規定による税額の計算に際しては、当該法人の当該事業年度の所得額のうち、当該法人の当該事業年度の所得額の二十五%に相当する金額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税額から、これを控除する。

第十条の三 この法律の施行地外にある資産又は事業を有する内国法人が、当該資産又は事業から生じた所得(以下外国から生じた所得といふ。)についてその所在地国の法令により課せられる法人税に相当する税(以下外国の法人税といふ。)を納付することとなる場合においては、命令の定めるところにより、当該外国から生じた所得についての外国の法人税の課税上の計算期間内に生じた当該法人の所得のうち、当該外国から生じた所得に対応するものとして命令の定めるところにより計算した部分の金額に對し、当該法人の区分に応じ第十七条第一項第一号の税率を乗じて算出した金額を限度として、当該外国の法人税の額を當該

計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除する。
前項に規定する外国の法人税の額は、法人の各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。
第十二条の次に次の三条を加える。
第十二条の二 法人の清算所得は、左に掲げる金額による。
一 法人が解散した場合において、その残余財産の価額が、解散当時の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額（清算中に資産再評価法第百四条の規定により再評価積立金額）の合計額（以下解散当時の資本金額等という。）を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額（清算中の資本金額等の合計額）の合計額が、被合併法人の株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併式若しくは出資の引当をしな人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしな

をしなかつた株式又は出資に對応するこれらの金額を控除した金額)をこえる場合のそのことと併当時の資本積立金額及び再評価積立金額以外の金額から成る部分の金額。

前項第二号に規定する場合において被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の金額は、同一項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、合併法人が合併に因り無額面株式を発行したときは、当該株式の金額は、当該合併に因り増加した資本の金額(合併に因り法人を設立した場合は、当該法人の設立の時における資本の金額)を当該合併に因り発行した株式の総数で除して計算した金額による。

法人が清算中において納付した又は納付すべき法人税額(解散の事業年度の積立金に対する法人税額及び第42条の規定による利子税額)に相当する法人税額を除く。)若しくはその法人税額に係る地方税並の規定による市町村民税額若しくは清算所得に対する事業税額又は

解散の時における貸借対照表、残余財産分配の時における財産目録及び貸借対照表その他の清算に関する計算書並びに当該清算所得金額の計算に関する明細書及び当該清算所得に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

第二十二条の四　納稅義務がある清算中の法人は、残余財産が確定し

第二十二条の四 納稅義務がある清算中の法人は、残余財産が確定した場合においては、その確定した日から一箇月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、清算所得金額及び当該算所得に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前条第三項の規定は、前項の規定により申告書を提出する場合について、これを準用する。

日の日から二箇月以内に、被合併法人の清算所得金額及び当該清算所得に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

併の時における貸借対照表その他合併に関する書類、合併に因り承継した資産の明細書並びに当該清算所得金額の計算に関する明細書及び当該清算所得に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

書に記載した法人税額に相当する
税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、当該申告書に記載した法人税額からその積立金額を控除する場合において、その分配金額が

解散の日から当該申告書提出の日までに清算中の事業年度が終了した場合において、当該事業年度終了後二箇月以内に納付すべき法人税額があるときは、その納付すべき税額の合計額の事業年度終了後二箇月以内に納付すべき税額があるときは、その納付すべき税額の合計額の日までに残余財産の一部を分配した場合において、その分配日の前日までに納付すべき人税額があるときは、その納付すべき税額の合計額

又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額のうち、第十条の二の規定により当該事業年度の所得に対する法人税額から控除することができるもので、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八条若しくは第二十一条の規定による申告書又は第二十三条の規定による申告書で第十八条若しくは第二十一条に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をする。

前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、当該事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に囚り受けた金額で第九条の六第二項第二号又

は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額、第十一条の二の規定により法人税額から控除を受けることができるものである当該事業年度の法人税額から控除することができなかつた当該百分の二十五に相当する金額その他命令で定める事項を記載した

前条第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の七 内国法人がこの法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなるる外国の法人税の額のうち、第十一条の三の規定により当該所得についての外國の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができるもので、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八条若しくは第二十一条の規定による申告書又は第二十三条の規定による申告書で第十八条若しくは第二十二条に規定する事項を記載したものと同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、当該控除することができなかつた税額に相当する法人税額を還付する。

前項の規定による外国の法人税の額の還付の請求をしようとする法人は、この法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなるる外国の法人税の額、第十一条の三の規定により法人税額から控除を受けることができない外国の法人税の額及び当該所得についての外國の法人税の課税上

る。この場合においては、国税徵収法第三十一条ノ六の規定は、これを適用しない。

前項の規定による法人税額の還付の請求をしようとする法人は、清算中において、所得稅法第十八条の規定により納付した所得稅額、内國法人から利益の配当若しくは剩余金の分配に因り受けた金額のうち第九条の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき稅額の合計額、第十二条の三第一項、第十二条の四第四項又は第二十六条第五項の規定により清算所得に対する法人稅額から控除することができる所得稅額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人稅額及び清算所得に対する法人稅額から控除することのできない所得稅額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人稅額又は清算所得に対する法人稅額及び清算所得に係る法人税書を政府に提出しなければならぬ。

の次に次の二項を加える。

第一項又は前項の利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額（法人税額又は追徴税額の一部の納付又は徵収があつた場合においては、当該納付又は徵収前ににおけるこれらの税額の全額）が十万円未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は前項の規定により徵収する利子税額は、第一項乃至第三項及び前項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額及び期間に応じ、命令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

前項に規定する簡易利子税額表に掲げる金額は、第一項乃至第三項及び第六項の規定により計算した利子税額の範囲内で、これを定める。

第四十三条第一項及び第二項中「乃至第二十二条」を「乃至第二十二条の五」に改め、「に代え、過少申告加算税額」を削り、「納付すべき法人税額」の下に「(一)これらの税額の一部が、法人に改め、「に代え、過少申告加算税額」の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていないもの

に基くことが明らかであるときは、当該闇へい又は仮装されていない事実に基づく税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額。以下本項において追徴税額等といふ。(以下本項において「徴収する」の下に「この場合においては、当該追徴税額等に相当する過少申告加算税額を徴収しない。」)を加え、同条第二項中「追徴税額」の下に「これらの税額の一部が、法人税額計算の基礎となるべき事実で隠へい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該闇へい又は仮装されていない事実に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額」を加え、同項第一号及び第三号中「乃至第二十二条」を「乃至第二十二条の五」に改め、同条第三項中「法人税額」の下に「(当該法人税額の一部が、法人税額計算の基礎となるべき事実で隠へい又は仮装されていないものに基くことが明らかなときは、当該闇へい又は仮装されていない事実に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)」を加え、同項第一号及び第三号中「乃至第二十二条」を「乃至第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項」に改め。

第四十八条第一項中「若しくは第二十二条第一項」を、第二十二条第一項、第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項」に改め、新法第五条の三、第八条、第十一条の二、第十二条の三、第十七条第一項及び第二項、第二十二条第一条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改める。

第四十九条第一項中「又は第二十二条の二、第二十六条の八(新法第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額に関する部分に限る)、第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第四十三条及び四十二条第一項、第四十三条並びに第四十三条の二(新法第二十二条の二から第二十二条の五までの規定による申告書(第二十二条第一項の規定による申告書で十三条第一項の規定による申告書で「に虚偽の記載」を、「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものと含む。)又は第二十二条の三第一項の規定による申告書(第二十二条第一項の規定による申告書で第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものと含む。)又は第二十二条の三第一項の規定による申告書(第二十二条の三第一項に規定する事項を記載したものと含む。)で、解散の日以後に虚偽の記載)に改める。

第四十六条の五を次のように改める。

第四十六条の五 外国法人がこの法律の施行地に支店、工場その他の

事業所を有しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他法人税に関する一切の事項を処理させるため、内国法人若しくはこの法律の施行地に事業所を有する外國法人又はこの法律の施行地に住所を有する個人のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。命令で定めるところなるときも同様とする。

第四十八条第一項中「若しくは第二十二条第一項」を、第二十二条第一項、第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項」に改め、新法第五条の三、第八条、第十一条の二、第十二条の三、第十七条第一項及び第二項、第二十二条第一条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一条第一項及び第二項、第二十二条の三第一項の規定による申告書で十三条第一項の規定による申告書で「に虚偽の記載」を、「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものと含む。)又は第二十二条の三第一項の規定による申告書(第二十二条の三第一項に規定する事項を記載したものと含む。)で、解散の日以後に虚偽の記載)に改める。

第四十六条の五を次のように改める。

第四十六条の五 外国法人がこの法律の施行地に支店、工場その他の

事業所を有しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他法人税に関する一切の事項を処理させるため、内国法人若しくはこの法律の施行地に事業所を有する外國法人又はこの法律の施行地に住所を有する個人のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。命令で定めるところなるときも同様とする。

第四十八条第一項中「若しくは第二十二条第一項」を、第二十二条第一項、第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項」に改め、新法第五条の三、第八条、第十一条の二、第十二条の三、第十七条第一項及び第二項、第二十二条第一条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一条第一項及び第二項、第二十二条の三第一項の規定による申告書で十三条第一項の規定による申告書で「に虚偽の記載」を、「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものと含む。)又は第二十二条の三第一項の規定による申告書(第二十二条の三第一項に規定する事項を記載したものと含む。)で、解散の日以後に虚偽の記載)に改める。

第四十六条の五を次のように改める。

第四十六条の五 外国法人がこの法律の施行地に支店、工場その他の

事業所を有しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他法人税に関する一切の事項を処理させるため、内国法人若しくはこの法律の施行地に事業所を有する外國法人又はこの法律の施行地に住所を有する個人のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。命令で定めるところなるときも同様とする。

第四十八条第一項中「若しくは第二十二条第一項」を、第二十二条第一項、第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項」に改め、新法第五条の三、第八条、第十一条の二、第十二条の三、第十七条第一項及び第二項、第二十二条第一条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一条第一項及び第二項、第二十二条の三第一項の規定による申告書(第二十二条の三第一項に規定する事項を記載したものと含む。)で、解散の日以後に虚偽の記載)に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第四条、第五条第一項、第九条の五第一項、第九条の九及び第三十二条の三第二項の規定によれば、法人の昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

3 新法第五条の六第一項の規定によれば、法人税の配当又は剩余金の分配に関する部分は、法人が昭和二十八年七月一日以後取得したこれらの元本たる株式又は出資に係る利益の配当又は剩余金の分配でこの法律施行の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の利益の配当又は剩余金の分配については、なお從前の例による。

後この法律施行日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの清算所得に対する法人税(清算中に終了する事業年度でござる法人税及び同日以後における残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む。)から適用し、同日前に合併に因り消滅した法人、昭和二十五年四月一日前に解散した法人でこの法律施行の日前に清算が結了したもの及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日前の前日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する部分に限る)、第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第四十三条並びに第四十三条の二(新法第二十二条の二から第二十二条の五までの規定による申告書(第二十二条第一項の規定による申告書で十三条第一項の規定による申告書で「に虚偽の記載」を、「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものと含む。)又は第二十二条の三第一項の規定による申告書(第二十二条の三第一項に規定する事項を記載したものと含む。)で、解散の日以後に虚偽の記載)に改める。

5 新法第九条の六第一項の規定によれば、法人が昭和二十八年七月一日以後に分配を受ける証券投資信託の収益の分配でこの法律施行の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の収益の分配については、なお從前の例による。

6 新法第九条の六第一項の規定によれば、法人が昭和二十八年七月一日以後に分配を受ける証券投資信託の収益の分配でこの法律施行の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の収益の分配については、なお從前の例による。

7 前項の規定により新法第九条の六第一項の規定の適用を受ける証券投資信託の収益の分配が、当該法人により昭和二十八年七月一日前に取得された受益証券に係るものであるときは、当該収益の分配については、同項中「出資又は受益証券がその利益の配当、剩余

定に該当する納税義務者が二人以上あるときは、これらの納税義務者のすべてと生計を一にする扶養親族は、すべて命令で定める一の納税義務者の扶養親族であるものとする。但し、当該扶養親族とべて当該納税義務者の扶養親族とすることに因り、当該納税義務者の総所得金額及び退職所得の金額並びに所得税額について第十二条の規定による控除並びに第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八の規定による控除をその全額について受けられないと認められるときは、命令で定める扶養親族は、命令の定めるところにより、当該納税義務者と生計を一にする他の納税義務者の扶養親族とすることができる。

第八条第五項第一号中「五万円」を「六万円」に改め、同項第二号中「十万円」を「十五万円」に改め、同条第六項中「前五項」を「第一項乃至第五項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

この法律において社会保険料とは、左に掲げるもの（第六条第十四号に掲げる給与から控除されるものを除く。）をいう。

一 健康保険法の規定により被保險者として負担する健康保険の保険料

三 金保険の保険料及び同法第七十一条の規定に基き厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者が負担する当該共済組合の掛金

投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り分配される収益のうち、公債、社債及び預金の利息並びに法人子、合同運用信託の利益並びに法人から受ける利息の配当に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額」に改め、「社債の利子」の下に「並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき

二 株式の消却若しくは資本の減
たものとみなす。
一 営利を目的とする繼続的行為
による場合を除き、第六条第五
号に規定する資産の譲渡による
収入金額が当該資産の取得価額
及び譲渡に関する経費の額の合
計額に満たない場合におけるそ
の不足額

り取得する株式又は出資の額額及び金銭の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

一項第二号」を「第十四条第一項」に改める。

**第十条の二を削り、第十条の三を
同条第五項中「第十条の六」を「第十
条の五」に改める。**

第十条の二とし、第十条の四を第十条の三とし、第十条の五第三項第一号中「及び株式」を削り、同条を第十条の四とし、第十条の六を第十条の五とする。

第十一條中「若しくは社債又は無記名の株式」を、社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託に改め、

こえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」を「前条第一項の規定により所得の税額を計算する場合において、税の税額を計算する場合において、その年分の変動所得の金額が五十万円をこえるとき」に、「当該各年において第十三条第一項」を「当該各年において第十三条の二又は前条第一項」に、「普通所得の二又は前条第一項」に改め、同項第一号中「前条第二項」を「第十三条の二又は前条第一項」に、「普通所得」を「得」を「変動所得以外の所得」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に改め、同項第二項中「甲種変動所得」を「変動所得」に改め、「又は乙種変動所得」の金額が五十万円以下であるとき」を削り、「甲種若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部」を「当該変動所得」に改める。

地外にその源泉がある所得につき、その所在地国の法令により所得税額を算出した所得のうち当該国にその源泉生じた日又は期間の属する年分の所得税額のうち当該国にその源泉がある所得に対応するものとして、命令の定めるところにより計算した金額を限度として、当該国の法令により課せられた税額を控除す。

に掲げる金額を控除した金額とする。以下第十八条において同じ。

第十八条第一項中「又は配当所得（第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。）」を、配当所得又は匿名組合契約書に基く利益の分配に改め、「（無記名債券の利子、無記名株式の配当及び無記名受益証券につき受ける収益の分配については、支払を受けた全額。以下本条において同じ。）」を削除する。

項」を「第三十八条」に、「所得税額及び当該税額」を「所得税額及び第四十一条第二項の規定により納付される税額並びにこれらの税額」に改め、同項第七号中「徵收税額」の下に「及び納付税額」を加え、同項第九号中「又は第十五条の二乃至第十五条の六」を、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改め、同条第二項第二号中「第十一条の五及び第十二条の大」を「第十一条の五乃至第十二条の七」に改め、同条第三項中「五万円と第十二条の六」を「六万円と第十二条の七」に改める。

第二十一条の二第四項中「六月三十日」を「七月一日」に、「納稅義務者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出たときに限り、その変動に係る貯積額を算入する」とができる。「この場合においては」を「七月一日の現況による」とが、申請書を前に政府に提出しているときは「に」「第二項の規定により申請書」を「同項の規定により申請書」に改め、同条第七項第一号及び第二号中「第四項但書の規定により申請書」を「同項の規定により申請書」に改め、同条第十一項年七月一日」に改め、同条第十一項中「第十条の三」を「第十条の二」に改

第二十二条第一項第一号及び第二号中「五万円と第十二条の六」を「六万円と第十二条の七」に改め、同条第三項中「六月三十日」を「七月一日」に、「十月三十一日」を「十一月一日」に改める。

第二十三条第三項中「第四項但書の規定により届出があつた場合における届出」は、その年六月三十日を「第四項但書の規定の適用がある場合における届出」に改め、

同条第五項中「第十条の三」を「第十一条の二」に改める。

第二十五条中「第十一条の三乃至第十五条の六」を「第十一条の二乃至第十五条の七、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改める。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「五万円」と第十一条の六」を「六万円」と第十二条の七」に改め、「第一条第一項の規定に該当する個人は」の下に「その年中の支給に係る退職所得の収入金額が三百万円に達する場合において、当該退職所得につき第三十八条の二第二項の規定により所得税の徵収を受けたときには」を加え、「三百万円をこえるとき又は」を「三百万円をこえるとき若くは」に、「別表第三」を「別表第四」に、「七十五万円」を「八十万円」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同項六日から三月十五日」に改め、同項

第十五条の八 第一条第一項の規定
に該当する個人がこの法律の施行に
關する事項を加える。

六日から三月十五日まで」に改め、同項第八号中「第十一条の四乃至第十五条の六」を「第十一条の四乃至第十五条の六、及び第十五条の二乃至第十五条の六」に改め、「第十五条の六又は第十五条の八」に改め、同条第二項中「五万円と第十一条の六」を「六万円と第十一条の七」に改め、「当該総所得金額」の下に「(第一項の規定に該当する個人がその年に係る退職所得を有する場合には、当該総所得金額と退職所得の金額との合計額)」を加える。

第二十六条の三第四項中「第二項」と「第一項」に改め、同条第十項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第二十七条第一項中「過大である場合又は「過大である場合」」に改め、「損失の額が過少である場合」の下に「又は第二十六条第一項第十二号若しくは第二十六条の二第一項第十八号による規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合」を加え、同条第三項中「過大である場合又は「過大である場合」」に改め、「確定申告書を提出すべきであった場合」の下に「又は当該更正に係る第二十六条第一項第十二号若しくは第二十六条の二第一項第八号に規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合」を加える。

第二十九条第五項中「第十一條の三乃至第十五条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六」を「第十一條の三乃至第十五条の六」に改め、「第十一條の三乃至第十五条の六」を「第十一條の三乃至第十五条の六」に改め、同条第六項中「二月末八」に改め、同条第六項中「二月末日」を「三月十五日」に改める。

第三十条第一項中「翌年二月一日から同月末日限」を「翌年二月十六日から三月十五日限」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

第二十三条第四項の規定による更正の通知を受けた者の第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、当該通知をその年十一月三十日以前に受けたときは、前条第一項の規定による当該納期分の所得税額につき、当該更正に因り過大となつた予定納税額の二分の一に相当する金額を控除した金額によるものとし、当該通知をその年十二月一日以後に受けたときは、第二期において納付すべき所得税額は、当該納期分の所得税額につき、当該更正に因り過大となつた予定納税額の金額を控除した金額による。

用する前条第五項において準用する場合を含む。)の規定」に改める。
第三十六条の三第一項及び第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条规定」に改め、同条を第三十六条の四とし、第三十六条の二の次に次の二条を加える。

第三十六条の三 第十五条の八の規定の適用を受ける者は、同条の規定により控除すべき金額が、その者の課税総所得金額又は課税退職所得金額につき第十三条乃至第五条の七の規定により計算した所得税額をとえるときは、命令の定めるところにより、確定申告書又は損失申告書にその旨を附記して、政府に対し、当該超過額に相当する所得税額の還付の請求をなすことができる。

前項(第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により還付の請求をなした場合において、前項第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により附記した確定申告書、損失申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書について修正をなし、当該修正に係る申告書にその旨を附記しなければならない。

は、命令の定めるところにより、当該修正に係る申告書にその旨を附記しなければならない。

を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、別表

第五に掲げる税額

前項の場合において、同項に規定する過納額をその年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に充當し、なお過納額があるときは、当該過納額については、左の各号の定めるところによる。

一 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払者は、当該過納額の全額を還付

二 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払者は、当該過納額の全額を還付

三 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部又は一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払をなす際徴収すべき税額がないときは、還付)する。

四 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部又は一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払をなす際徴収すべき税額が、当該過納額に比し過不足のあるときは、当該過不足を第一項に規定する金額を不足額から控

当該給与の支払者は、当該過納額をその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充当(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

第一項の場合において、同項に規定する不足額をその年最後に給与の支払をなす際徴収し、なお不足額があるときは、当該給与の支払者は、その翌年において給与の支払をなす際順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

前項の月割額の意義その他前四項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者(当該個人に係る前条の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告における給与所得につき支払をなす者)は、給与所得の総額から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告における給与所得につき支払をなす者(当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対してその年最後に給与の支払をなすものに限る)は、給与所得の支払を受ける者につき、第十二条の七第一項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第一号に掲げる扶養親族が一人であるときには、第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、当該過不足を第一項に規定する金額を不足額から控

除した残額をその年最後の給与の支払をなす際徴収し、当該承認に係る金額の二分の一に相当する金額をその翌年一月及び二月に給与の支払をなす際、それぞれ徴収し、なお、不足額があるときは、三月以後給与の支払をなす際徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

二 その年中の支給に係る給与所得につき第三十九条の規定により徴収する所得税額の合計額に該当する給与所得に係る前条第一項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告における給与所得につき支払をなす者(当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対してその年最後に給与の支払をなすものに限る)は、給与所得の支払を受ける者につき、第十二条の七第一項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第一号に掲げる扶養親族が一人であるときには、第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、当該過不足を第一項に規定する金額を不足額から控

除した残額をその年最後の給与の支払をなす際徴収し、当該承認に係る扶養親族の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、別表

告された扶養親族の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうかに応じ、第十一条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうかに応じ、第十一条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生であるか

勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、第十一条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生であるか

勤労学生であるか

項に、「(の規定による附記)を「若しくは第三十六条の第三項(同条第三項において準用する第三十六条第五項における準用する場合を含む。)の規定による附記に、「第四十七条第二項若しくは第三項」を「第四十七条第二項乃至第四項」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第五項中「第三十六条の二(第二項)」の下に「又は第三十六条の三(第二項)」を加え、同項及び同条第七項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第八項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

八条に改め、同様第八項中「第十一条の二」に改める。
第五十八条中「貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託をいふ。」
第六十一条第一項に次の二号を加える。
第六十一条の二を次のように改める。
第六十一条の二の二を次のように改める。
第六十一条の二の三の次に次の二号を加える。

の追加信託をなしうる証券投資信託の収益の分配をなす場合においては、命令の定めるところにより、政府及び当該収益の分配を受ける者に対し、当該収益の分配額を利子所得の金額、配当所得の金額及び第六条第三項第一項中「第三十九条第一項」を「第三十八条」に、「第三十九条」を「その年中の支給に係る給与から控除した社会保険料の金額並びに第三十九条」に、「第十一条の五の規定により控除を受けた保険料の全額」を「第十一条の七第二項の規定による場合には、その旨及び被扶養親族についての同項各号の順位、第十二条の五の規定により控除を受けた社会保険料の金額、第十一条の六の規定により控除を受けた生命保険料の金額」に改める。

第六十二条の三及び第六十二条の四を削る。

第六十五条第五項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第六十七条に次の二項を加える。

第一項の規定は、三以上の営業所を有する法人で、その営業所の二分の一以上に当る営業所につき、当該営業所の所長等又は当該所長等の親族その他の当該所長等の命令で定める特殊の関係の

る個人(以下本条において所長等の関係者といふ)が前に当該営業所において個人として事業を営んでいた事實があり、且つ、当該所長等関係者の有する当該法人の株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の一以上に相当するものに行基又は計算で、これを承認した場合においては当該所長等関係者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について、これを準用する。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項及び第三項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
500円未満	0	40,000	10%	7,000	17%	85,000	86,000	16,750	19%		
500	1,000	41,000	15%	7,200	17%	86,000	87,000	17,000	19%		
1,000	1,500	42,000	15%	7,400	17%	87,000	88,000	17,250	19%		
1,500	2,000	43,000	15%	7,600	17%	88,000	89,000	17,500	19%		
2,000	2,500	44,000	15%	7,800	17%	89,000	90,000	17,750	19%		
2,500	3,000	45,000	16%	8,000	17%	90,000	91,000	18,000	20%		
3,000	3,500	46,000	15%	8,200	17%	91,000	92,000	18,250	20%		
3,500	4,000	47,000	15%	8,400	17%	92,000	93,000	18,500	20%		
4,000	4,500	48,000	15%	8,600	17%	93,000	94,000	18,750	20%		
4,500	5,000	49,000	15%	8,800	17%	94,000	95,000	19,000	20%		
5,000	6,000	50,000	15%	9,000	18%	95,000	96,000	19,250	20%		
6,000	7,000	51,000	15%	9,200	18%	96,000	97,000	19,500	20%		
7,000	8,000	52,000	15%	9,400	18%	97,000	98,000	19,750	20%		
8,000	9,000	53,000	15%	9,600	18%	98,000	99,000	20,000	20%		
9,000	10,000	54,000	15%	9,800	18%	99,000	100,000	20,250	20%		
10,000	11,000	55,000	15%	10,000	18%	100,000	102,000	20,500	20%		
11,000	12,000	56,000	15%	10,200	18%	102,000	104,000	21,000	20%		
12,000	13,000	57,000	15%	10,400	18%	104,000	106,000	21,500	20%		
13,000	14,000	58,000	15%	10,600	18%	106,000	108,000	22,000	20%		
14,000	15,000	59,000	15%	10,800	18%	108,000	110,000	22,500	20%		
15,000	16,000	60,000	15%	11,000	18%	110,000	112,000	23,000	20%		
16,000	17,000	61,000	15%	11,200	18%	112,000	114,000	23,500	20%		
17,000	18,000	62,000	15%	11,400	18%	114,000	116,000	24,000	21%		
18,000	19,000	63,000	15%	11,600	18%	116,000	118,000	24,500	21%		
19,000	20,000	64,000	15%	11,800	18%	118,000	120,000	25,000	21%		
20,000	21,000	65,000	15%	12,000	18%	120,000	122,000	25,500	21%		
21,000	22,000	66,000	15%	12,200	18%	122,000	124,000	26,100	21%		
22,000	23,000	67,000	15%	12,400	18%	124,000	126,000	26,700	21%		
23,000	24,000	68,000	15%	12,600	18%	126,000	128,000	27,300	21%		
24,000	25,000	69,000	15%	12,800	18%	128,000	130,000	27,900	21%		
25,000	26,000	70,000	16%	13,000	18%	130,000	132,000	28,500	21%		
26,000	27,000	71,000	16%	13,250	18%	132,000	134,000	29,100	22%		
27,000	28,000	72,000	16%	13,500	18%	134,000	136,000	29,700	22%		
28,000	29,000	73,000	16%	13,750	18%	136,000	138,000	30,300	22%		
29,000	30,000	74,000	16%	14,000	18%	138,000	140,000	30,900	22%		
30,000	31,000	75,000	16%	14,250	19%	140,000	142,000	31,500	22%		
31,000	32,000	76,000	16%	14,500	19%	142,000	144,000	32,100	22%		
32,000	33,000	77,000	16%	14,750	19%	144,000	146,000	32,700	22%		
33,000	34,000	78,000	16%	15,000	19%	146,000	148,000	33,300	22%		
34,000	35,000	79,000	17%	15,250	19%	148,000	150,000	33,900	22%		
35,000	36,000	80,000	17%	15,500	19%	150,000	152,000	34,500	23%		
36,000	37,000	81,000	17%	15,750	19%	152,000	154,000	35,100	23%		
37,000	38,000	82,000	17%	16,000	19%	154,000	156,000	35,700	23%		
38,000	39,000	83,000	17%	16,250	19%	156,000	158,000	36,300	23%		
39,000	40,000	84,000	17%	16,500	19%	158,000	160,000	36,900	23%		

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額(1)	税額(2)	(2)の(1) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1) に対する 割合	
			以上	未満			以上	未満			
160,000	162,000	37,500	23	275,000	278,000	75,750	27	440,000	444,000	140,500	31
162,000	164,000	38,100	23	278,000	281,000	76,800	27	444,000	448,000	142,100	32
164,000	166,000	38,700	23	281,000	284,000	77,850	27	448,000	452,000	143,700	32
166,000	168,000	39,300	23	284,000	287,000	78,900	27	452,000	456,000	145,300	32
168,000	170,000	39,900	23	287,000	290,000	79,950	27	456,000	460,000	146,900	32
170,000	172,000	40,500	23	290,000	293,000	81,000	27	460,000	464,000	148,500	32
172,000	174,000	41,100	23	293,000	296,000	82,050	28	464,000	468,000	150,100	32
174,000	176,000	41,700	23	296,000	299,000	83,100	28	468,000	472,000	151,700	32
176,000	178,000	42,300	24	299,000	302,000	84,150	28	472,000	476,000	153,300	32
178,000	180,000	42,900	24	302,000	305,000	85,300	28	476,000	480,000	154,900	32
180,000	182,000	43,500	24	305,000	308,000	86,500	28	480,000	485,000	156,500	32
182,000	184,000	44,100	24	308,000	311,000	87,700	28	485,000	490,000	158,500	32
184,000	186,000	44,700	24	311,000	314,000	88,900	28	490,000	495,000	160,500	32
186,000	188,000	45,300	24	314,000	317,000	90,100	28	495,000	500,000	162,500	32
188,000	190,000	45,900	24	317,000	320,000	91,300	28	500,000	505,000	164,500	32
190,000	192,000	46,500	24	320,000	324,000	92,500	28	505,000	510,000	166,750	33
192,000	194,000	47,100	24	324,000	328,000	94,100	29	510,000	515,000	169,000	33
194,000	196,000	47,700	24	328,000	332,000	95,700	29	515,000	520,000	171,250	33
196,000	198,000	48,300	24	332,000	336,000	97,300	29	520,000	525,000	173,500	33
198,000	200,000	48,900	24	336,000	340,000	98,900	29	525,000	530,000	175,750	33
200,000	203,000	49,500	24	340,000	344,000	100,500	29	530,000	535,000	178,000	33
203,000	206,000	50,550	24	344,000	348,000	102,100	29	535,000	540,000	180,250	33
206,000	209,000	51,600	25	348,000	352,000	103,700	29	540,000	545,000	182,500	33
209,000	212,000	52,650	25	352,000	356,000	105,300	29	545,000	550,000	184,750	33
212,000	215,000	53,700	25	356,000	360,000	106,900	30	550,000	555,000	187,000	34
215,000	218,000	54,750	25	360,000	364,000	108,500	30	555,000	560,000	189,250	34
218,000	221,000	55,800	25	364,000	368,000	110,100	30	560,000	565,000	191,500	34
221,000	224,000	56,850	25	368,000	372,000	111,700	30	565,000	570,000	193,750	34
224,000	227,000	57,900	25	372,000	376,000	113,300	30	570,000	575,000	196,000	34
227,000	230,000	58,950	25	376,000	380,000	114,900	30	575,000	580,000	198,250	34
230,000	233,000	60,000	26	380,000	384,000	116,500	30	580,000	585,000	200,500	34
233,000	236,000	61,050	26	384,000	388,000	118,100	30	585,000	590,000	202,750	34
236,000	239,000	62,100	26	388,000	392,000	119,700	30	590,000	595,000	205,000	34
239,000	242,000	63,150	26	392,000	396,000	121,300	30	595,000	600,000	207,250	34
242,000	245,000	64,200	26	396,000	400,000	122,900	31	600,000	605,000	209,500	34
245,000	248,000	65,250	26	400,000	404,000	124,500	31	605,000	610,000	211,750	35
248,000	251,000	66,300	26	404,000	408,000	126,100	31	610,000	615,000	214,000	35
251,000	254,000	67,350	26	408,000	412,000	127,700	31	615,000	620,000	216,250	35
254,000	257,000	68,400	26	412,000	416,000	129,300	31	620,000	625,000	218,500	35
257,000	260,000	69,450	27	416,000	420,000	130,900	31	625,000	630,000	220,750	35
260,000	263,000	70,500	27	420,000	424,000	132,500	31	630,000	635,000	223,000	35
263,000	266,000	71,550	27	424,000	428,000	134,100	31	635,000	640,000	225,250	35
266,000	269,000	72,600	27	428,000	432,000	135,700	31	640,000	645,000	227,500	35
269,000	272,000	73,650	27	432,000	436,000	137,300	31	645,000	650,000	229,750	35
272,000	275,000	74,700	27	436,000	440,000	138,900	31	650,000	650,000	232,000	35

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、山林所得又は変動所得がある場合において第十三条の二第一号又は第十四条第一項第一号の規定により計算した金額をいい、第二次調整所得金額とは、前年に以前に変動所得があつた場合において第十四条の二第一項第一号の規定により計算した金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から200,000円を控除した金額の50%に相当する金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 紙与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ月額表（一）

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八 条第一項第五 号の規定によ る税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3,000	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6,000	6,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937	
6,200	6,400	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971	
6,400	6,600	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,005	
6,600	6,800	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,039	
6,800	7,000	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,073	
7,000	7,200	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,112	
7,200	7,400	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,155	
7,400	7,600	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197	
7,600	7,800	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240	
7,800	8,000	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282	
8,000	8,200	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,325	
8,200	8,400	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367	
8,400	8,600	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410	
8,600	8,800	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452	
8,800	9,000	413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495	
9,000	9,200	447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537	
9,200	9,400	481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580	
9,400	9,600	515	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622	
9,600	9,800	549	36	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665	
9,800	10,000	583	61	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707	
10,000	10,200	617	87	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750	
10,200	10,400	651	112	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792	
10,400	10,600	685	138	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835	
10,600	10,800	719	163	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877	
10,800	11,000	753	189	0	0	0	0	0	0	0	0	1,920	
11,000	11,200	787	214	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962	
11,200	11,400	821	240	0	0	0	0	0	0	0	0	2,005	
11,400	11,600	855	271	15	0	0	0	0	0	0	0	2,047	
11,600	11,800	889	305	41	0	0	0	0	0	0	0	2,090	
11,800	12,000	923	339	66	0	0	0	0	0	0	0	2,134	
12,000	12,200	957	373	92	0	0	0	0	0	0	0	2,185	
12,200	12,400	991	407	117	0	0	0	0	0	0	0	2,236	
12,400	12,600	1,025	441	143	0	0	0	0	0	0	0	2,287	
12,600	12,800	1,059	475	168	0	0	0	0	0	0	0	2,338	
12,800	13,000	1,095	509	194	0	0	0	0	0	0	0	2,389	
13,000	13,200	1,137	543	219	0	0	0	0	0	0	0	2,440	
13,200	13,400	1,180	577	245	0	0	0	0	0	0	0	2,491	
13,400	13,600	1,222	611	278	20	0	0	0	0	0	0	2,542	
13,600	13,800	1,265	645	312	46	0	0	0	0	0	0	2,593	
13,800	14,000	1,307	679	346	71	0	0	0	0	0	0	2,644	
14,000	14,200	1,350	713	380	97	0	0	0	0	0	0	2,695	
14,200	14,400	1,392	747	414	122	0	0	0	0	0	0	2,746	
14,400	14,600	1,435	781	448	148	0	0	0	0	0	0	2,797	
14,600	14,800	1,477	815	482	173	0	0	0	0	0	0	2,848	
14,800	15,000	1,520	849	516	199	11	0	0	0	0	0	2,899	
15,000	15,500	1,562	883	550	224	37	0	0	0	0	0	2,950	
15,500	16,000	1,668	968	635	301	101	0	0	0	0	0	3,077	
16,000	16,500	1,775	1,053	720	386	164	0	0	0	0	0	3,205	
16,500	17,000	1,881	1,152	805	471	228	41	0	0	0	0	3,332	
17,000	17,500	1,987	1,258	890	556	306	104	0	0	0	0	3,460	

イ 月額表(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八条第一項第五号の規定によ る税額		
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
17,500	18,000	2,093	1,364	975	641	391	168	0	0	0	0	3,587	
18,000	18,500	2,215	1,470	1,060	726	476	232	44	0	0	0	3,715	
18,500	19,000	2,342	1,577	1,160	811	561	311	108	0	0	0	3,842	
19,000	19,500	2,470	1,683	1,266	896	646	396	172	0	0	0	3,970	
19,500	20,000	2,597	1,789	1,372	981	731	481	236	48	0	0	4,097	
20,000	20,500	2,725	1,895	1,479	1,066	816	566	316	112	0	0	4,242	
20,500	21,000	2,852	2,002	1,585	1,168	901	651	401	176	0	0	4,390	
21,000	21,500	2,980	2,108	1,691	1,274	986	736	486	239	52	0	4,539	
21,500	22,000	3,107	2,232	1,797	1,381	1,071	821	571	321	116	0	4,688	
22,000	22,500	3,235	2,359	1,904	1,487	1,174	906	656	406	179	0	4,837	
22,500	23,000	3,362	2,487	2,010	1,593	1,281	991	741	491	243	56	0	4,985
23,000	23,500	3,490	2,614	2,116	1,699	1,387	1,076	826	576	326	119	0	5,134
23,500	24,000	3,617	2,742	2,242	1,806	1,493	1,181	911	661	411	183	0	5,283
24,000	24,500	3,745	2,869	2,369	1,912	1,599	1,287	996	746	496	247	59	5,432
24,500	25,000	3,872	2,997	2,497	2,018	1,706	1,393	1,081	831	581	381	123	5,580
25,000	25,500	4,000	3,124	2,624	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	416	187	5,729
25,500	26,000	4,154	3,274	2,774	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	516	266	5,904
26,000	26,500	4,329	3,424	2,924	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	616	366	6,079
26,500	27,000	4,504	3,574	3,074	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	716	466	6,254
27,000	27,500	4,679	3,724	3,224	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	816	566	6,429
27,500	28,000	4,854	3,874	3,374	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	6,604
28,000	28,500	5,029	4,024	3,524	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	6,779
28,500	29,000	5,204	4,183	3,674	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	6,954
29,000	29,500	5,379	4,358	3,824	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	7,142
29,500	30,000	5,554	4,533	3,974	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	7,342
30,000	30,500	5,729	4,708	4,124	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	7,542
30,500	31,000	5,904	4,883	4,300	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	7,742
31,000	31,500	6,079	5,058	4,475	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	7,942
31,500	32,000	6,254	5,233	4,650	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	8,142
32,000	32,500	6,429	5,408	4,825	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	8,342
32,500	33,000	6,604	5,583	5,000	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	8,542
33,000	33,500	6,779	5,758	5,175	4,591	4,154	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	8,742
33,500	34,000	6,954	5,933	5,350	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	8,942
34,000	34,500	7,142	6,108	5,525	4,941	4,504	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	9,142
34,500	35,000	7,342	6,283	5,700	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	9,342
35,000	36,000	7,542	6,458	5,875	5,291	4,854	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	9,542
36,000	37,000	7,942	6,808	6,225	5,641	5,204	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	9,942
37,000	38,000	8,342	7,175	6,575	5,991	5,554	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	10,342
38,000	39,000	8,742	7,575	6,925	6,341	5,904	5,466	5,029	4,591	4,154	3,774	3,399	10,742
39,000	40,000	9,142	7,975	7,308	6,691	6,254	5,816	5,379	4,941	4,504	4,074	3,699	11,142
40,000	41,000	9,542	8,375	7,708	7,041	6,604	6,166	5,729	5,291	4,854	4,416	3,999	11,542
41,000	42,000	9,942	8,775	8,108	7,441	6,954	6,516	6,079	5,641	5,204	4,766	4,329	11,942
42,000	43,000	10,342	9,175	8,508	7,841	7,341	6,866	6,429	5,991	5,554	5,116	4,679	12,342
43,000	44,000	10,742	9,575	8,908	8,241	7,741	7,241	6,779	6,341	5,904	5,466	5,029	12,742
44,000	45,000	11,142	9,975	9,308	8,641	8,141	7,641	7,141	6,691	6,254	5,816	5,379	13,142
45,000	46,000	11,542	10,375	9,708	9,041	8,541	8,041	7,541	7,041	6,604	6,166	5,729	13,542
46,000	47,000	11,942	10,775	10,108	9,441	8,941	8,441	7,941	7,441	6,954	6,516	6,079	13,970
47,000	48,000	12,342	11,175	10,508	9,841	9,341	8,841	8,341	7,841	7,341	6,866	6,429	14,420
48,000	49,000	12,742	11,575	10,908	10,241	9,741	9,241	8,741	8,241	7,741	7,241	6,779	14,870
49,000	50,000	13,142	11,975	11,308	10,641	10,141	9,641	9,141	8,641	8,141	7,641	7,141	15,320
50,000	51,000	13,542	12,375	11,708	11,041	10,541	10,041	9,541	9,041	8,541	8,041	7,541	15,770
51,000	52,000	13,970	12,775	12,108	11,441	10,941	10,441	9,941	9,441	8,941	8,441	7,941	16,220
52,000	53,000	14,420	13,175	12,508	11,841	11,341	10,841	10,341	9,841	9,341	8,841	8,341	16,670
53,000	54,000	14,870	13,575	12,908	12,241	11,741	11,241	10,741	10,241	9,741	9,241	8,741	17,120
54,000	55,000	15,320	14,007	13,308	12,641	12,141	11,641	11,141	10,641	10,141	9,641	9,141	17,570

イ 月額表(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十二条 第八項第五条 第一号に による 税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
55,000	56,000	15,770	14,457	13,708	13,041	12,541	12,041	11,541	11,041	10,541	10,041	9,541	18,020
56,000	57,000	16,220	14,907	14,157	13,441	12,941	12,441	11,941	11,441	10,941	10,441	9,941	18,470
57,000	58,000	16,670	15,357	14,607	13,857	13,341	12,841	12,341	11,841	11,341	10,841	10,341	18,920
58,000	59,000	17,120	15,807	15,057	14,307	13,745	13,241	12,741	12,241	11,741	11,241	10,741	19,370
59,000	60,000	17,570	16,257	15,507	14,757	14,195	13,641	13,141	12,641	12,141	11,641	11,141	19,820
60,000	61,000	18,020	16,707	15,957	15,207	14,645	14,082	13,541	13,041	12,541	12,041	11,541	20,270
61,000	62,000	18,470	17,157	16,407	15,657	15,095	14,532	13,970	13,441	12,941	12,441	11,941	20,720
62,000	63,000	18,920	17,607	16,857	16,107	15,545	14,982	14,420	13,857	13,341	12,841	12,341	21,170
63,000	64,000	19,370	18,057	17,307	16,557	15,995	15,432	14,870	14,307	13,745	13,241	12,741	21,620
64,000	65,000	19,820	18,507	17,757	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	13,641	13,141	22,070
65,000	66,500	20,270	18,957	18,207	17,457	16,895	16,332	15,770	15,207	14,645	14,082	13,541	22,520
66,500	68,000	20,945	19,632	18,882	18,132	17,570	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	23,195
68,000	69,500	21,620	20,307	19,557	18,807	18,245	17,682	17,120	16,557	15,995	15,432	14,870	23,870
69,500	71,000	22,295	20,982	20,232	19,482	18,920	18,357	17,795	17,232	16,670	16,107	15,545	24,545
71,000	72,500	22,970	21,657	20,907	20,157	19,595	19,032	18,470	17,907	17,345	16,782	16,220	25,220
72,500	74,000	23,645	22,332	21,582	20,832	20,270	19,707	19,145	18,582	18,020	17,457	16,895	25,895
74,000	75,500	24,320	23,007	22,257	21,507	20,945	20,382	19,820	19,257	18,695	18,132	17,570	26,570
75,500	77,000	24,995	23,682	22,932	22,182	21,620	21,057	20,495	19,932	19,370	18,807	18,245	27,245
77,000	78,500	25,670	24,357	23,607	22,857	22,295	21,732	21,170	20,607	20,045	19,482	18,920	27,920
78,500	80,000	26,345	25,032	24,282	23,532	22,970	22,407	21,845	21,282	20,720	20,157	19,595	28,595
80,000	81,500	27,020	25,707	24,957	24,207	23,645	23,082	22,520	21,957	21,395	20,832	20,270	29,270
81,500	83,000	27,695	26,382	25,632	24,882	24,320	23,757	23,195	22,632	22,070	21,507	20,945	29,945
83,000	84,500	28,370	27,057	26,307	25,557	24,995	24,432	23,870	23,307	22,745	22,182	21,620	30,620
84,500	86,000	29,045	27,732	26,982	26,232	25,670	25,107	24,545	23,982	23,420	22,857	22,295	31,295
86,000	87,500	29,720	28,407	27,657	26,907	26,345	25,782	25,220	24,657	24,095	23,532	22,970	31,970
87,500	89,000	30,395	29,082	28,332	27,582	27,020	26,457	25,895	25,332	24,770	24,207	23,645	32,666
89,000	90,500	31,070	29,757	29,007	28,257	27,695	27,132	26,570	26,007	25,445	24,882	24,320	33,416
90,500	92,000	31,745	30,432	29,682	28,982	28,370	27,807	27,245	26,682	26,120	25,557	24,995	34,166
92,000	93,500	32,420	31,107	30,357	29,607	29,045	28,482	27,920	27,357	26,795	26,232	25,670	34,916
93,500	95,000	33,166	31,782	31,032	30,282	29,720	29,157	28,595	28,032	27,470	26,907	26,345	35,666
95,000	96,500	33,916	32,457	31,707	30,957	30,395	29,832	29,270	28,707	28,145	27,582	27,020	36,416
96,500	98,000	34,686	32,207	32,382	31,632	31,070	30,507	29,945	29,382	28,820	28,257	27,695	37,166
98,000	99,500	35,416	33,957	33,124	32,307	31,745	31,182	30,620	30,057	29,495	28,932	28,370	37,916
99,500	101,000	36,166	34,707	33,874	33,040	32,420	31,857	31,295	30,732	30,170	29,607	29,045	38,666
101,000	102,500	36,916	35,457	34,624	33,790	33,165	32,540	31,970	31,407	30,845	30,282	29,720	39,416
102,500	104,000	37,666	36,207	35,374	34,540	33,915	33,290	32,665	32,082	31,520	30,957	30,395	40,166
104,000	105,500	38,416	36,957	36,124	35,290	34,665	34,040	33,415	32,790	32,195	31,632	31,070	40,916
105,500	107,000	39,166	37,707	36,874	36,040	35,415	34,790	34,165	33,540	32,915	32,307	31,745	41,666
107,000	108,500	39,916	38,457	37,624	36,790	36,165	35,540	34,915	34,290	33,665	33,040	32,420	42,416
108,500	110,000	40,666	39,207	38,374	37,540	36,915	36,290	35,665	35,040	34,415	33,790	33,165	43,166
110,000円		41,416	39,957	39,124	38,290	37,665	37,040	36,415	35,790	35,165	34,540	33,915	43,916
110,000円をこ え 176,000円に 満たない金額		110,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 110,000円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額											43,916円に、 その月の社会 保険料控除後の 給与の金額の うち 110,000円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
176,000円		74,445	72,957	72,124	71,290	70,665	70,040	69,415	68,790	68,165	67,540	66,915	77,195
176,000円をこ え 259,000円に 満たない金額		176,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 176,000円 をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額											77,195円に、 その月の社会 保険料控除後の 給与の金額の うち 176,000円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表 (四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										第三十 八条第 五号 の規 定に よる税 額													
	扶 養 親 族 の 数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人													
以上 未満	税 額																							
259,000円	円	120,108	円	118,606	円	117,773	円	116,939	円	116,314	円	115,689	円	115,064	円	114,439	円	113,814	円	113,189	円	112,564	円	123,108
259,000円を こえる金額	259,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち259,000円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											123,108円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 259,000円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額												
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人 ごとに334円を控除した金額	—											—												
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに334円(これら の一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、500 円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき334円を、上の各欄によつて求 めた税額から控除した金額	—											—												

(備考 税額の求め方)

(+) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(=に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(i) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、その者が当該給与
から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給
与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当
欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認めら
れる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から334円(これらの控除を認められる者が遺
族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500円)を控除した金額)が、
その求める税額である。

(ii) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(i)により求
めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額であ
る。

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその月の給与の金額から、その者が当該
給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の
給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税
額である。

(+) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(i)第
1順位の扶養親族のないもの、(ii)扶養親族の数が3人以下で、(i)に該当するもの及び第4順位又は第4順位よ
り後順位の扶養親族のあるもの、(iii)扶養親族の数が4人以上で、(i)に該当するもの、第2順位の扶養親族の
ないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(+)の(i)に
より求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき350円を控除した金額が、
その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同

条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 週 領 表（一）

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
700円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	
700	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1,400	1,450	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	218	
1,450	1,500	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226	
1,500	1,550	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235	
1,550	1,600	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243	
1,600	1,650	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	252	
1,650	1,700	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262	
1,700	1,750	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273	
1,750	1,800	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283	
1,800	1,850	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294	
1,850	1,900	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305	
1,900	1,950	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315	
1,950	2,000	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326	
2,000	2,050	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337	
2,050	2,100	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347	
2,100	2,150	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358	
2,150	2,200	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368	
2,200	2,250	120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	379	
2,250	2,300	129	9	0	0	0	0	0	0	0	0	390	
2,300	2,350	137	15	0	0	0	0	0	0	0	0	400	
2,350	2,400	146	22	0	0	0	0	0	0	0	0	411	
2,400	2,450	154	28	0	0	0	0	0	0	0	0	422	
2,450	2,500	163	35	0	0	0	0	0	0	0	0	432	
2,500	2,550	171	41	0	0	0	0	0	0	0	0	443	
2,550	2,600	180	47	0	0	0	0	0	0	0	0	453	
2,600	2,650	188	54	0	0	0	0	0	0	0	0	464	
2,650	2,700	197	60	2	0	0	0	0	0	0	0	475	
2,700	2,750	205	69	8	0	0	0	0	0	0	0	485	
2,750	2,800	214	77	14	0	0	0	0	0	0	0	496	
2,800	2,850	222	86	21	0	0	0	0	0	0	0	509	
2,850	2,900	231	94	27	0	0	0	0	0	0	0	521	
2,900	2,950	239	103	33	0	0	0	0	0	0	0	534	
2,950	3,000	248	111	40	0	0	0	0	0	0	0	547	
3,000	3,050	257	120	46	0	0	0	0	0	0	0	560	
3,050	3,100	268	128	53	0	0	0	0	0	0	0	572	
3,100	3,150	279	137	59	0	0	0	0	0	0	0	585	
3,150	3,200	289	145	67	7	0	0	0	0	0	0	598	
3,200	3,250	300	154	76	13	0	0	0	0	0	0	611	
3,250	3,300	310	162	84	20	0	0	0	0	0	0	623	
3,300	3,350	321	171	93	26	0	0	0	0	0	0	636	
3,350	3,400	332	179	101	32	0	0	0	0	0	0	649	
3,400	3,450	342	188	110	39	0	0	0	0	0	0	662	
3,450	3,500	353	196	118	45	1	0	0	0	0	0	674	
3,500	3,550	364	205	127	51	8	0	0	0	0	0	687	
3,550	3,600	374	213	135	58	14	0	0	0	0	0	700	
3,600	3,650	385	222	144	66	20	0	0	0	0	0	713	

口 週額表(二)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		
以上	未満	税額										
3,650	3,700	395	230	152	74	27	0	0	0	0	725	
3,700	3,800	406	239	161	83	33	0	0	0	0	738	
3,800	3,900	427	257	178	100	46	2	0	0	0	764	
3,900	4,000	449	278	195	117	58	15	0	0	0	789	
4,000	4,100	470	299	212	134	75	28	0	0	0	815	
4,100	4,200	491	321	229	151	92	40	0	0	0	840	
4,200	4,300	515	342	246	168	109	53	9	0	0	866	
4,300	4,400	541	363	266	185	126	68	22	0	0	891	
4,400	4,500	566	384	287	202	143	85	35	0	0	917	
4,500	4,600	592	406	308	219	160	102	48	4	0	942	
4,600	4,700	617	427	329	236	177	119	61	16	0	969	
4,700	4,800	643	448	351	253	194	136	78	29	0	999	
4,800	4,900	668	469	372	274	211	153	95	42	0	1,029	
4,900	5,000	694	491	393	296	228	170	112	55	11	1,058	
5,000	5,100	719	515	414	317	245	187	129	70	24	1,088	
5,100	5,200	745	540	436	338	265	204	146	87	36	1,118	
5,200	5,300	770	566	457	359	286	221	163	104	49	1,148	
5,300	5,400	796	591	478	381	308	238	180	121	63	1,177	
5,400	5,500	821	617	500	402	329	256	197	138	80	1,207	
5,500	5,600	847	642	525	423	350	277	214	155	97	1,237	
5,600	5,700	872	668	551	444	371	298	281	172	114	1,267	
5,700	5,800	898	693	576	466	393	320	248	189	131	1,296	
5,800	5,900	923	719	602	487	414	341	268	206	148	1,326	
5,900	6,000	952	747	630	513	438	365	292	225	167	1,359	
6,000	6,100	986	777	660	543	463	390	317	245	187	1,394	
6,100	6,200	1,021	807	690	573	488	415	342	269	207	148	
6,200	6,300	1,056	837	720	603	516	440	367	294	227	168	
6,300	6,400	1,091	867	750	633	546	465	392	319	247	188	
6,400	6,500	1,126	897	780	663	576	490	417	344	271	208	
6,500	6,600	1,161	927	810	693	606	518	442	369	296	228	
6,600	6,700	1,196	957	840	723	636	548	467	394	321	248	
6,700	6,800	1,231	992	870	753	666	578	492	419	346	273	
6,800	6,900	1,266	1,027	900	783	696	608	521	444	371	298	
6,900	7,000	1,301	1,062	930	813	726	638	551	469	396	323	
7,000	7,100	1,336	1,097	960	843	756	668	581	494	421	348	
7,100	7,200	1,371	1,132	996	873	786	698	611	523	446	373	
7,200	7,300	1,406	1,167	1,031	903	816	728	641	553	471	398	
7,300	7,400	1,441	1,202	1,066	933	846	758	671	583	495	423	
7,400	7,500	1,476	1,237	1,101	964	876	788	701	613	525	448	
7,500	7,600	1,511	1,272	1,186	999	906	818	731	643	555	473	
7,600	7,700	1,546	1,307	1,171	1,034	936	848	761	673	585	498	
7,700	7,800	1,581	1,342	1,206	1,069	967	878	791	703	615	528	
7,800	7,900	1,616	1,377	1,241	1,104	1,002	908	821	733	645	558	
7,900	8,000	1,652	1,412	1,276	1,139	1,087	938	851	763	675	588	
8,000	8,200	1,692	1,447	1,311	1,174	1,072	970	881	793	705	618	
8,200	8,400	1,772	1,517	1,381	1,244	1,142	1,040	941	853	765	678	
8,400	8,600	1,852	1,587	1,451	1,314	1,212	1,110	1,008	913	825	738	
8,600	8,800	1,932	1,659	1,521	1,384	1,282	1,180	1,078	975	885	798	
8,800	9,000	2,012	1,739	1,591	1,454	1,352	1,250	1,148	1,045	945	858	
9,000	9,200	2,092	1,819	1,663	1,524	1,422	1,320	1,218	1,115	1,013	918	
9,200	9,400	2,172	1,899	1,743	1,594	1,492	1,390	1,288	1,185	1,083	981	
9,400	9,600	2,252	1,979	1,823	1,667	1,562	1,460	1,358	1,255	1,153	1,051	
9,600	9,800	2,332	2,059	1,903	1,747	1,632	1,530	1,428	1,325	1,223	1,121	
9,800	10,000	2,412	2,139	1,983	1,827	1,710	1,600	1,498	1,395	1,293	1,191	
10,000	10,200	2,492	2,219	2,063	1,907	1,790	1,673	1,568	1,465	1,363	1,261	

口 週額表(三)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による 税額		
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
10,200	10,400	2,572	2,299	2,143	1,987	1,870	1,753	1,638	1,535	1,433	1,331	1,229	3,039
10,400	10,600	2,652	2,379	2,223	2,067	1,950	1,833	1,717	1,605	1,503	1,401	1,299	3,119
10,600	10,800	2,732	2,459	2,303	2,147	2,030	1,913	1,797	1,680	1,573	1,471	1,369	3,199
10,800	11,000	2,812	2,539	2,383	2,227	2,110	1,993	1,877	1,760	1,643	1,541	1,439	3,289
11,000	11,200	2,892	2,619	2,463	2,307	2,190	2,073	1,957	1,840	1,723	1,611	1,509	3,379
11,200	11,400	2,972	2,699	2,543	2,387	2,270	2,153	2,037	1,920	1,803	1,686	1,579	3,469
11,400	11,600	3,052	2,779	2,623	2,467	2,350	2,233	2,117	2,000	1,883	1,766	1,649	3,559
11,600	11,800	3,132	2,859	2,703	2,547	2,430	2,313	2,197	2,080	1,963	1,846	1,729	3,649
11,800	12,000	3,214	2,939	2,783	2,627	2,510	2,393	2,277	2,160	2,043	1,926	1,809	3,739
12,000	12,200	3,304	3,019	2,863	2,707	2,590	2,473	2,357	2,240	2,123	2,006	1,889	3,829
12,200	12,400	3,394	3,099	2,943	2,787	2,670	2,553	2,437	2,320	2,203	2,086	1,969	3,919
12,400	12,600	3,484	3,179	3,023	2,867	2,750	2,633	2,517	2,400	2,283	2,166	2,049	4,009
12,600	12,800	3,574	3,267	3,103	2,947	2,830	2,713	2,597	2,480	2,363	2,246	2,129	4,099
12,800	13,000	3,664	3,357	3,183	3,027	2,910	2,793	2,677	2,560	2,443	2,326	2,209	4,189
13,000	13,200	3,754	3,447	3,271	3,107	2,990	2,873	2,757	2,640	2,523	2,406	2,289	4,279
13,200	13,400	3,844	3,537	3,361	3,187	3,070	2,953	2,837	2,720	2,603	2,486	2,369	4,369
13,400	13,600	3,934	3,627	3,451	3,276	3,150	3,033	2,917	2,800	2,683	2,566	2,449	4,459
13,600	13,800	4,024	3,717	3,541	3,366	3,234	3,113	2,997	2,880	2,763	2,646	2,529	4,549
13,800	14,000	4,114	3,807	3,631	3,456	3,324	3,193	3,077	2,960	2,843	2,726	2,609	4,639
14,000	14,200	4,204	3,897	3,721	3,546	3,414	3,283	3,157	3,040	2,923	2,806	2,689	4,729
14,200	14,400	4,294	3,987	3,811	3,636	3,504	3,373	3,242	3,120	3,003	2,886	2,769	4,819
14,400	14,600	4,384	4,077	3,901	3,726	3,594	3,463	3,332	3,200	3,083	2,966	2,849	4,909
14,600	14,800	4,474	4,167	3,991	3,816	3,684	3,553	3,422	3,290	3,163	3,046	2,929	4,999
14,800	15,000	4,564	4,257	4,081	3,906	3,774	3,643	3,512	3,380	3,249	3,126	3,009	5,089
15,000	15,350	4,654	4,347	4,171	3,996	3,864	3,733	3,602	3,470	3,339	3,207	3,089	5,179
15,350	15,700	4,811	4,504	4,329	4,153	4,022	3,890	3,759	3,628	3,496	3,365	3,233	5,336
15,700	16,050	4,969	4,662	4,486	4,311	4,179	4,048	3,917	3,785	3,654	3,522	3,391	5,494
16,050	16,400	5,126	4,819	4,644	4,468	4,337	4,205	4,074	3,943	3,811	3,680	3,548	5,651
16,400	16,750	5,284	4,977	4,801	4,626	4,494	4,363	4,232	4,100	3,969	3,837	3,706	5,809
16,750	17,100	5,441	5,134	4,959	4,783	4,652	4,520	4,389	4,258	4,126	3,995	3,863	5,966
17,100	17,450	5,599	5,292	5,116	4,941	4,809	4,678	4,547	4,415	4,284	4,152	4,021	6,124
17,450	17,800	5,756	5,449	5,274	5,098	4,967	4,835	4,704	4,573	4,441	4,310	4,178	6,281
17,800	18,150	5,914	5,607	5,431	5,256	5,124	4,993	4,862	4,730	4,599	4,467	4,336	6,439
18,150	18,500	6,071	5,764	5,589	5,413	5,282	5,150	5,019	4,888	4,756	4,625	4,493	6,596
18,500	18,850	6,229	5,922	5,746	5,571	5,439	5,308	5,177	5,045	4,914	4,782	4,651	6,754
18,850	19,200	6,386	6,079	5,904	5,728	5,597	5,465	5,334	5,203	5,071	4,940	4,808	6,911
19,200	19,550	6,544	6,237	6,061	5,886	5,754	5,623	5,492	5,360	5,097	4,966	4,769	7,069
19,550	19,900	6,701	6,394	6,219	6,043	5,912	5,780	5,649	5,518	5,386	5,255	5,123	7,226
19,900	20,250	6,859	6,552	6,376	6,201	6,069	5,938	5,807	5,675	5,544	5,412	5,281	7,384
20,250	20,600	7,016	6,709	6,534	6,358	6,227	6,095	5,964	5,833	5,701	5,570	5,438	7,541
20,600	20,950	7,174	6,867	6,691	6,516	6,384	6,253	6,122	5,990	5,859	5,727	5,596	7,713
20,950	21,300	7,331	7,024	6,849	6,673	6,542	6,410	6,279	6,148	6,016	5,885	5,753	7,888
21,300	21,650	7,489	7,182	7,006	6,831	6,699	6,568	6,437	6,305	6,174	6,042	5,911	8,063
21,650	22,000	7,655	7,339	7,164	6,988	6,857	6,725	6,594	6,463	6,331	6,200	6,068	8,238
22,000	22,350	7,830	7,497	7,321	7,146	7,014	6,883	6,752	6,620	6,489	6,357	6,226	8,413
22,350	22,700	8,005	7,664	7,479	7,303	7,172	7,040	6,909	6,778	6,646	6,515	6,383	8,588
22,700	23,050	8,180	7,839	7,644	7,461	7,329	7,198	7,067	6,935	6,804	6,672	6,541	8,763
23,050	23,400	8,355	8,014	7,819	7,624	7,487	7,355	7,224	7,093	6,961	6,830	6,698	8,938
23,400	23,750	8,530	8,189	7,994	7,799	7,653	7,513	7,382	7,250	7,119	6,987	6,856	9,113
23,750	24,100	8,705	8,364	8,169	7,974	7,828	7,682	7,539	7,408	7,276	7,145	7,013	9,288

四 週額表(四)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 によ る 税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											10,163円に 、その週の 社会保険料 控除後 の給与の金額の うち25,500 円をこえら る金額の50% に相当する 金額を加算 した金額	
24,100円	24,450円	8,880円	8,539円	8,344円	8,149円	8,003円	7,857円	7,711円	7,565円	7,434円	7,302円	7,171円	9,463円
24,450円	24,800円	9,065円	8,714円	8,519円	8,324円	8,178円	8,032円	7,886円	7,740円	7,594円	7,460円	7,328円	9,688円
24,800円	25,150円	9,230円	8,889円	8,694円	8,499円	8,353円	8,207円	8,061円	7,915円	7,769円	7,623円	7,486円	9,813円
25,150円	25,500円	9,405円	9,064円	8,869円	8,674円	8,528円	8,382円	8,236円	8,090円	7,944円	7,798円	7,652円	9,988円
25,500円		9,580円	9,239円	9,044円	8,849円	8,703円	8,557円	8,411円	8,265円	8,119円	7,973円	7,827円	10,163円
25,500円をこ え41,000円に 満たない金額	25,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち25,500円を こえる金額の50%に相当する金額を加算した金額												
41,000円	17,338円	16,989円	16,794円	16,599円	16,453円	16,307円	16,161円	16,015円	15,869円	15,723円	15,577円	17,975円	17,975円に 、その週の 社会保険料 控除後の給 与の金額の うち41,000 円をこえる 金額の55% に相当する 金額を加算 した金額
41,000円をこ え60,500円に 満たない金額	41,000円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち41,000円を こえる金額の55%に相当する金額を加算した金額												
60,500円	28,064円	27,713円	27,518円	27,323円	27,177円	27,031円	26,885円	26,739円	26,593円	26,447円	26,301円	28,765円	28,765円に 、その週の 社会保険料 控除後の給 与の金額の うち60,500 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額
60,500円をこ える金額	60,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち60,500円を こえる金額の60%に相当する金額を加算した金額												
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人 ごとに78円を控除した金額													
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに78円（これら の一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、117円） を、扶養親族である不具がある場合には、当該不具者1人につき78円を、上の各欄によつて求めた税額 から控除した金額													

(備考 税額の求め方)

(+) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(+)に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(1) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、その者が当該給与
から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与
の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄と
の交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場
合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から78円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法
の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117円)を控除した金額)が、その求める税
額である。

口 週額表(五)

- (イ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (イ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号
並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日額表（一）

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
円 100	円未満	円 0	円 0										
100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
200	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	
210	220	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
220	230	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	
230	240	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	
240	250	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	
250	260	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	
260	270	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	
270	280	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	
280	290	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	
290	300	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	
300	310	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	
310	320	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	
320	330	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	56	
330	340	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	58	
340	350	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	60	
350	360	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	62	
360	370	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	64	
370	380	26	7	0	0	0	0	0	0	0	0	66	
380	390	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	68	
390	400	29	10	1	0	0	0	0	0	0	0	70	
400	410	31	12	2	0	0	0	0	0	0	0	73	
410	420	33	13	4	0	0	0	0	0	0	0	75	
420	430	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	78	
430	440	37	17	6	0	0	0	0	0	0	0	80	
440	450	39	18	7	0	0	0	0	0	0	0	83	
450	460	41	20	9	0	0	0	0	0	0	0	85	
460	470	44	22	11	2	0	0	0	0	0	0	88	
470	480	46	23	12	3	0	0	0	0	0	0	90	
480	490	48	25	14	4	0	0	0	0	0	0	93	
490	500	50	27	16	5	0	0	0	0	0	0	95	
500	510	52	29	17	7	0	0	0	0	0	0	98	
510	520	54	30	19	8	2	0	0	0	0	0	101	
520	530	56	32	21	10	3	0	0	0	0	0	103	
530	540	58	34	22	11	4	0	0	0	0	0	106	
540	550	61	35	24	13	6	0	0	0	0	0	108	
550	560	63	38	26	15	0	0	0	0	0	0	111	
560	570	65	40	28	6	8	2	0	0	0	0	113	
570	580	67	42	29	18	10	3	0	0	0	0	116	
580	590	69	45	31	20	11	4	0	0	0	0	118	
590	600	71	47	33	21	13	6	0	0	0	0	121	
600	620	73	49	34	23	15	7	1	0	0	0	124	
620	640	79	53	39	27	18	10	3	0	0	0	129	
640	660	84	57	43	30	22	13	6	0	0	0	134	
660	680	89	62	48	33	25	17	8	0	0	0	139	
680	700	94	66	52	38	28	20	12	0	0	0	145	
700	720	99	70	56	42	32	23	15	1	0	0	151	

ハ 日額表(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十 八 条 第一項第 五号の規 定による 税額	丙 第三 十 八 条 第一項第 六号の規 定による 税額	
	扶養親族の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額												
720	740	104	75	60	46	35	27	18	10	3	0	157	15	
740	760	109	80	65	51	40	30	22	13	6	0	163	19	
760	780	114	85	69	55	44	34	25	17	8	0	169	22	
780	800	119	90	73	59	49	38	29	20	12	5	175	26	
800	820	124	95	78	63	53	42	32	24	15	7	181	29	
820	840	130	100	83	68	57	47	35	27	19	10	186	32	
840	860	135	106	89	72	62	51	41	31	22	14	193	36	
860	880	141	112	95	78	67	56	46	35	26	18	200	39	
880	900	148	118	101	84	71	61	51	40	30	22	207	43	
900	920	155	124	107	90	77	66	56	45	34	26	214	46	
920	940	162	130	113	96	83	71	61	50	40	30	21	221	
940	960	169	136	119	102	89	77	66	55	45	34	225	54	
960	980	176	142	125	108	95	83	71	60	50	39	235	58	
980	1,000	183	149	131	114	101	89	76	65	55	44	243	63	
1,000	1,020	190	156	137	120	107	95	82	70	60	49	251	67	
1,020	1,040	197	163	143	126	113	101	88	76	65	54	259	71	
1,040	1,060	204	170	150	132	119	107	94	82	70	59	267	75	
1,060	1,080	211	177	157	138	125	113	100	88	75	64	275	80	
1,080	1,100	218	184	164	145	131	119	106	94	81	69	283	84	
1,100	1,120	225	191	171	152	137	125	112	100	87	74	291	88	
1,120	1,140	232	198	178	159	144	131	118	106	93	80	299	92	
1,140	1,160	240	205	185	166	151	137	124	112	99	86	307	96	
1,160	1,180	248	212	192	173	158	143	130	118	105	92	315	102	
1,180	1,200	256	219	199	180	165	150	136	124	111	98	323	108	
1,200	1,220	264	226	206	187	172	157	143	130	117	104	331	114	
1,220	1,240	272	233	213	194	179	164	150	136	123	110	98	339	
1,240	1,260	280	241	220	201	186	171	157	142	129	116	104	347	
1,260	1,280	288	249	227	208	193	178	164	149	135	122	110	355	
1,280	1,300	296	257	234	215	200	185	171	156	141	128	116	363	
1,300	1,330	304	265	242	222	207	192	178	163	148	134	122	371	
1,330	1,360	316	277	254	232	218	203	188	174	159	144	131	383	
1,360	1,390	328	289	266	244	228	213	199	184	169	155	140	395	
1,390	1,420	340	301	278	256	239	224	209	195	180	165	150	407	
1,420	1,450	352	313	290	268	251	234	220	205	190	176	161	419	
1,450	1,480	364	325	302	280	263	246	230	216	201	186	171	431	
1,480	1,510	376	337	314	292	275	258	241	226	211	197	182	443	
1,510	1,540	388	349	326	304	287	270	253	237	222	207	192	455	
1,540	1,570	400	361	338	316	299	282	265	249	232	218	203	467	
1,570	1,600	412	373	350	328	311	294	277	261	244	228	213	481	
1,600	1,630	424	385	362	340	323	306	289	273	256	239	224	494	
1,630	1,660	436	397	374	352	335	318	301	285	268	251	234	508	
1,660	1,690	448	409	386	364	347	330	313	297	280	263	246	521	
1,690	1,720	460	421	398	376	359	342	325	309	292	275	258	535	
1,720	1,750	473	433	410	388	371	354	337	321	304	287	270	548	
1,750	1,780	487	445	422	400	383	366	349	333	316	299	282	562	
1,780	1,810	500	456	434	412	395	378	361	345	328	311	294	575	
1,810	1,840	514	470	446	424	407	390	373	357	340	323	306	589	
1,840	1,870	527	483	458	436	419	402	385	369	352	335	318	602	
1,870	1,900	541	497	471	448	431	414	397	381	364	347	330	616	
1,900	1,930	554	510	485	460	443	426	409	393	376	359	342	629	
1,930	1,960	568	524	498	473	455	438	421	405	388	371	354	643	
1,960	1,990	581	537	512	487	468	450	433	417	400	383	366	656	
1,990	2,020	595	551	525	500	481	462	445	429	412	395	378	670	
2,020	2,050	608	564	539	514	495	476	457	441	424	407	390	683	
2,050	2,080	622	578	552	527	508	489	470	453	436	419	402	697	

ハ 日 額 表 (三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税額	
	扶養親族の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上未満	税額											以上未満	以上未満	
2,080円	2,110円	635円	591円	566円	541円	522円	503円	484円	465円	448円	431円	414円	710円	423円
2,110	2,140	649	605	579	554	535	516	497	479	460	443	426	724	435
2,140	2,170	662	618	593	568	549	530	511	492	473	455	438	737	447
2,170	2,200	676	632	606	581	562	543	524	506	487	468	450	751	459
2,200	2,250	689	645	620	595	576	557	538	519	500	481	462	764	471
2,250	2,300	712	668	642	617	598	579	560	542	523	504	485	787	491
2,300	2,350	734	690	665	640	621	602	583	564	545	526	507	809	511
2,350	2,400	757	713	687	662	643	624	605	587	568	549	530	832	531
2,400	2,450	779	735	710	685	666	647	628	609	590	571	552	854	551
2,450	2,500	802	758	732	707	688	669	650	632	613	594	575	877	571
2,500	2,550	824	780	755	730	711	692	673	654	635	616	597	899	591
2,550	2,600	847	803	777	752	733	714	695	677	658	639	620	922	611
2,600	2,650	869	825	800	775	756	737	718	699	680	661	642	944	632
2,650	2,700	892	848	822	797	778	759	740	722	703	684	665	967	654
2,700	2,750	914	870	845	820	801	782	763	744	725	706	687	989	677
2,750	2,800	937	893	867	842	823	804	785	767	748	729	710	1,012	699
2,800	2,850	959	915	890	865	846	827	808	789	770	751	732	1,034	722
2,850	2,900	982	938	912	887	868	849	830	812	793	774	755	1,057	744
2,900	2,950	1,004	960	935	910	891	872	853	834	815	796	777	1,079	767
2,950	3,000	1,027	983	957	932	913	894	875	857	838	819	800	1,104	789
3,000	3,050	1,048	1,005	980	955	936	917	898	879	860	841	822	1,129	812
3,050	3,100	1,072	1,028	1,002	977	958	939	920	902	883	864	845	1,154	834
3,100	3,150	1,096	1,050	1,025	1,000	981	962	943	924	905	886	867	1,179	857
3,150	3,200	1,121	1,073	1,047	1,022	1,003	984	965	947	928	909	890	1,204	879
3,200	3,250	1,146	1,097	1,070	1,045	1,026	1,007	988	969	950	931	912	1,229	902
3,250	3,300	1,171	1,122	1,094	1,067	1,048	1,029	1,010	992	973	954	935	1,254	924
3,300	3,350	1,196	1,147	1,119	1,091	1,071	1,052	1,033	1,014	995	976	957	1,279	947
3,350	3,400	1,221	1,172	1,144	1,116	1,095	1,074	1,055	1,037	1,018	999	980	1,304	969
3,400	3,450	1,246	1,197	1,168	1,141	1,120	1,099	1,078	1,059	1,040	1,021	1,002	1,329	992
3,450	3,500	1,271	1,222	1,194	1,166	1,145	1,124	1,103	1,082	1,063	1,044	1,025	1,354	1,014
3,500	3,550	1,296	1,247	1,219	1,191	1,170	1,149	1,128	1,107	1,086	1,066	1,047	1,379	1,037
3,550	3,600	1,321	1,272	1,244	1,216	1,195	1,174	1,153	1,132	1,111	1,090	1,070	1,404	1,059
3,600	3,650	1,346	1,297	1,269	1,241	1,220	1,199	1,178	1,157	1,136	1,115	1,094	1,429	1,082
3,650	3,700	1,371	1,322	1,294	1,266	1,245	1,224	1,203	1,182	1,161	1,140	1,119	1,454	1,104
3,700	3,700円	1,396	1,347	1,319	1,291	1,270	1,249	1,228	1,207	1,186	1,165	1,144	1,479	1,127
3,700円をこえ 5,850円に満た ない金額	3,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 3,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											1,479円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 3,700円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	1,127円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 3,700円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	
5,850円	2,471	2,422	2,394	2,366	2,345	2,324	2,303	2,282	2,261	2,240	2,219	2,563	2,201	
5,850円をこえ 8,630円に満 たない金額	5,850円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 5,850円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											2,563円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 5,850円 をこえる金 額の55%に 相当する金 額を加算し た金額	2,201円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 5,850円 をこえる金 額の55%に 相当する金 額を加算し た金額	

ハ 日額表(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額										円	円	
8,630円	4,000	3,950	3,922	3,894	3,873	3,852	3,831	3,810	3,789	3,768	3,747	4,101	3,729
8,630円をこえる る金額	8,630円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 8,630円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額										4,101円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,630 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	8,729円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,630 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人 をこえる1人ごとに12円を控除した金額										—	—	—	—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 12円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受け る者であるときは、17円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につ き12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										—	—	—	—

(備考) 税額の求め方

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(白に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、その者が当該給与
から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与
の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄と
の交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場
合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円(これらの控除を認められる者が遺族等援護
法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17円)を控除した金額)が、その求める
税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により
求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額であ
る。

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険
料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行
を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労務者の受けける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額か
ら、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社
会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交るところに記載されている金額
が、その求める税額である。

(イ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1
順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より
後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないも
の又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)(ロ)により求
めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき10円を控除した金額が、その求
める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

規定の適用がある場合										乙 第三十八条 第一項第七号 ロの規定の適用がある場合	
族の数										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
6人	7人	8人	9人	10人以上							
除後の給与の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満
14,100	14,100	15,200	15,200	16,400	16,400	17,600	17,600	18,800	18,800	100	100
14,100	15,600	15,200	16,800	16,400	18,000	17,600	19,200	18,800	20,000	100	1,500
15,600	18,000	16,800	18,700	18,000	19,200	19,200	19,600	20,000	20,300	1,500	3,900
18,000	19,600	18,700	19,800	19,200	20,600	19,600	20,800	20,300	22,300	3,900	6,200
19,600	20,500	19,800	20,600	20,600	21,600	20,800	22,600	22,300	23,600	6,200	7,800
20,500	21,500	20,600	21,900	21,600	22,900	22,600	23,900	23,600	24,900	7,800	9,400
21,500	23,000	21,900	24,000	22,900	25,000	23,900	26,000	24,900	27,000	9,400	15,600
23,000	26,100	24,000	27,200	25,000	28,500	26,000	29,500	27,000	30,500	15,600	16,400
26,100	28,300	27,200	29,300	28,500	30,300	29,500	31,300	30,500	32,300	16,400	17,000
28,300	31,000	29,300	32,000	30,300	33,000	31,300	34,000	32,300	35,000	17,000	19,400
31,000	35,000	32,000	36,000	33,000	37,000	34,000	38,000	35,000	39,000	19,400	23,000
35,000	42,900	36,000	43,900	37,600	44,900	38,000	45,900	39,000	46,900	23,000	30,900
42,900	48,300	43,900	49,300	44,900	50,300	45,900	51,300	46,900	52,300	30,900	36,300
48,300	61,600	49,300	62,600	50,300	63,600	51,300	64,600	52,300	65,600	36,300	49,600
61,600	81,600	62,600	82,600	63,600	83,600	64,600	84,600	65,600	85,600	49,600	69,600
81,600	121,600	82,600	122,600	83,600	123,600	84,600	124,600	85,600	125,600	69,600	109,600
121,600	148,300	122,600	149,300	123,600	150,300	124,600	151,300	125,600	152,300	109,600	136,300
148,300	174,900	149,300	175,900	150,300	176,900	151,300	177,900	152,300	178,900	136,300	163,000
174,900	215,000	175,900	216,000	176,900	217,000	177,900	218,000	178,900	219,000	163,000	203,000
215,000	294,900	216,000	295,900	217,000	296,900	218,000	297,900	219,000	298,900	203,000	282,900
294,900	348,300	295,900	349,300	296,900	350,300	297,900	351,300	298,900	352,300	282,900	336,300
348,300	円以上	349,300	円以上	350,300	円以上	351,300	円以上	352,300	円以上	356,300	円以上

た社会保険料の金額を控除し、

険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

である。

る行を求める。

である。

手から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七号

第1順位の扶養親族のないもの、(向扶養親族の数が3人以下で、(1)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(1)により求めた率が、

別表第三 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ）

賞与の 金額に 乗るべき 率	第三十八条第一項第七号イの											
	扶養親											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	前月の社会保険料控					
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
%	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円未満	円
10	4,700	7,400	9,000	10,500	12,100	13,300	14,500	15,600	16,800	17,800	18,900	19,300
12	4,700	6,200	7,400	9,000	10,500	12,100	13,300	14,500	15,600	16,800	17,800	18,700
15	6,200	8,600	9,000	11,300	12,900	14,500	15,600	16,800	17,800	18,900	19,300	19,700
18	8,600	10,900	11,300	13,700	15,200	16,800	17,800	18,900	19,300	20,400	21,000	22,000
20	10,900	12,500	13,700	15,200	16,800	17,800	18,900	19,300	20,400	21,000	22,000	23,000
22	12,500	14,100	15,200	16,700	18,400	19,000	19,700	20,000	21,000	21,700	22,400	23,400
25	14,100	16,400	16,700	18,900	19,300	19,000	19,700	20,000	21,000	21,700	22,400	23,400
28	16,400	18,700	18,900	21,100	21,300	21,700	22,000	22,200	22,400	22,700	23,000	23,300
30	18,700	20,300	21,100	22,600	21,700	24,000	23,200	25,300	24,100	26,300	25,100	27,300
32	20,300	22,900	22,600	25,300	24,000	26,600	25,300	27,900	26,300	29,000	27,300	30,000
35	22,900	27,000	25,300	29,300	26,600	30,600	27,900	32,000	29,000	33,000	30,000	34,000
38	27,000	34,900	29,300	37,300	30,600	38,600	32,000	39,900	33,000	40,900	34,000	41,900
40	34,900	40,300	37,300	42,600	38,600	44,000	39,900	45,300	40,900	46,300	41,900	47,300
42	40,300	53,600	42,600	56,000	44,000	57,300	45,300	53,600	46,300	59,600	47,300	60,600
45	53,600	73,600	56,000	76,000	57,300	77,300	58,600	78,600	59,600	79,600	60,600	80,600
48	73,600	113,600	76,000	115,900	77,300	117,300	78,600	118,600	79,600	119,600	80,600	120,600
50	113,600	140,300	115,900	142,600	117,300	144,000	118,600	145,300	119,600	146,300	120,600	147,300
52	140,300	166,900	142,600	169,300	144,000	170,600	145,300	171,900	146,300	172,900	147,300	173,900
55	166,900	207,000	169,300	209,300	170,600	210,600	171,900	212,000	172,900	213,000	173,900	214,000
58	207,000	268,900	209,300	289,300	210,600	290,600	212,000	291,900	213,000	292,900	214,000	293,900
60	268,900	340,300	289,300	342,600	290,600	344,000	291,900	345,300	292,900	346,300	293,900	347,300
62	340,300	円以上	342,600	円以上	344,000	円以上	345,300	円以上	346,300	円以上	347,300	円以上

(備考 賞与の金額に乘すべき率の求め方)

- (+) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(+)に該当しない者)については、
- (+) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、
 - まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除され
 - 次に、その者の申告された扶養親族の数と(+)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会保険料」欄と(+)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率
 - (+) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、(3)に該当する場合を除き、
 - その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、
 - (+)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当する(+)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率
 - その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給与及び(+)の規定により税額を計算する。
- (-) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(+)位の扶養親族のあるもの、(+)扶養親族の数が4人以上で、(+)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもその求める率である。(+)の(3)と同様の場合には、(+)の(3)に準じ税額を計算する。)

別表第四 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第二項の規定による所得税額
表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

給与の金額		給与の金額		給与の金額		給与の金額		給与の金額		給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
201,000	円未満	0	250,000	252,000	4,000	400,000	404,000	20,500	600,000	604,000	49,500
201,000	202,000	75	252,000	254,000	4,200	404,000	408,000	21,000	604,000	608,000	50,200
202,000	203,000	150	254,000	256,000	4,400	408,000	412,000	21,500	608,000	612,000	50,900
203,000	204,000	225	256,000	258,000	4,600	412,000	416,000	22,000	612,000	616,000	51,600
204,000	205,000	300	258,000	260,000	4,800	416,000	420,000	22,500	616,000	620,000	52,300
205,000	206,000	375	260,000	262,000	5,000	420,000	424,000	23,000	620,000	624,000	53,000
206,000	207,000	450	262,000	264,000	5,200	424,000	428,000	23,500	624,000	628,000	53,700
207,000	208,000	525	264,000	266,000	5,400	428,000	432,000	24,000	628,000	632,000	54,400
208,000	209,000	600	266,000	268,000	5,600	432,000	436,000	24,500	632,000	636,000	55,100
209,000	210,000	675	268,000	270,000	5,800	436,000	440,000	25,000	636,000	640,000	55,800
210,000	211,000	750	270,000	272,000	6,000	440,000	444,000	25,500	640,000	644,000	56,500
211,000	212,000	825	272,000	274,000	6,200	444,000	448,000	26,100	644,000	648,000	57,200
212,000	213,000	900	274,000	276,000	6,400	448,000	452,000	26,700	648,000	652,000	57,900
213,000	214,000	975	276,000	278,000	6,600	452,000	456,000	27,300	652,000	656,000	58,600
214,000	215,000	1,050	278,000	280,000	6,800	456,000	460,000	27,900	656,000	660,000	59,300
215,000	216,000	1,125	280,000	282,000	7,000	460,000	464,000	28,500	660,000	664,000	60,000
216,000	217,000	1,200	282,000	284,000	7,200	464,000	468,000	29,100	664,000	668,000	60,700
217,000	218,000	1,275	284,000	286,000	7,400	468,000	472,000	29,700	668,000	672,000	61,400
218,000	219,000	1,350	286,000	288,000	7,600	472,000	476,000	30,300	672,000	676,000	62,100
219,000	220,000	1,425	288,000	290,000	7,800	476,000	480,000	30,900	676,000	680,000	62,800
220,000	221,000	1,500	290,000	292,000	8,000	480,000	484,000	31,500	680,000	684,000	63,500
221,000	222,000	1,575	292,000	294,000	8,200	484,000	488,000	32,100	684,000	688,000	64,200
222,000	223,000	1,650	294,000	296,000	8,400	488,000	492,000	32,700	688,000	692,000	64,900
223,000	224,000	1,725	296,000	298,000	8,600	492,000	496,000	33,300	692,000	696,000	65,600
224,000	225,000	1,800	298,000	300,000	8,800	496,000	500,000	33,900	696,000	700,000	66,300
225,000	226,000	1,875	300,000	304,000	9,000	500,000	504,000	34,500	700,000	706,000	67,000
226,000	227,000	1,950	304,000	308,000	9,400	504,000	508,000	35,100	706,000	712,000	68,050
227,000	228,000	2,025	308,000	312,000	9,800	508,000	512,000	35,700	712,000	718,000	69,100
228,000	229,000	2,100	312,000	316,000	10,200	512,000	516,000	36,300	718,000	724,000	70,150
229,000	230,000	2,175	316,000	320,000	10,600	516,000	520,000	36,900	724,000	730,000	71,200
230,000	231,000	2,250	320,000	324,000	11,000	520,000	524,000	37,500	730,000	736,000	72,250
231,000	232,000	2,325	324,000	328,000	11,400	524,000	528,000	38,100	736,000	742,000	73,300
232,000	233,000	2,400	328,000	332,000	11,800	528,000	532,000	38,700	742,000	748,000	74,350
233,000	234,000	2,475	332,000	336,000	12,200	532,000	536,000	39,300	748,000	754,000	75,400
234,000	235,000	2,550	336,000	340,000	12,600	536,000	540,000	39,900	754,000	760,000	76,450
235,000	236,000	2,625	340,000	344,000	13,000	540,000	544,000	40,500	760,000	766,000	77,500
236,000	237,000	2,700	344,000	348,000	13,500	544,000	548,000	41,100	766,000	772,000	78,550
237,000	238,000	2,775	348,000	352,000	14,000	548,000	552,000	41,700	772,000	778,000	79,600
238,000	239,000	2,850	352,000	356,000	14,500	552,000	556,000	42,300	778,000	784,000	80,650
239,000	240,000	2,925	356,000	360,000	15,000	556,000	560,000	42,900	784,000	790,000	81,700
240,000	241,000	3,000	360,000	364,000	15,500	560,000	564,000	43,500	790,000	796,000	82,750
241,000	242,000	3,100	364,000	368,000	16,000	564,000	568,000	44,100	796,000	802,000	83,800
242,000	243,000	3,200	368,000	372,000	16,500	568,000	572,000	44,700	802,000	808,000	84,900
243,000	244,000	3,300	372,000	376,000	17,000	572,000	576,000	45,300	808,000	814,000	86,100
244,000	245,000	3,400	376,000	380,000	17,500	576,000	580,000	45,900	814,000	820,000	87,300
245,000	246,000	3,500	380,000	384,000	18,000	580,000	584,000	46,500	820,000	826,000	88,500
246,000	247,000	3,600	384,000	388,000	18,500	584,000	588,000	47,100	826,000	832,000	89,700
247,000	248,000	3,700	388,000	392,000	19,000	588,000	592,000	47,700	832,000	838,000	90,900
248,000	249,000	3,800	392,000	396,000	19,500	592,000	596,000	48,300	838,000	844,000	92,100
249,000	250,000	3,900	396,000	400,000	20,000	596,000	600,000	48,900	844,000	850,000	93,300

五一

(二)

給与の金額		給与の金額		給与の金額		給与の金額		給与の金額		給与の金額	
以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
850,000	856,000	94,500	940,000	946,000	112,500	1,000,000	1,200,000	給与の金額に20%を乗じて算出した金額から75,500円を控除した金額	4,200,000	6,200,000	給与の金額に27.5%を乗じて算出した金額から265,500円を控除した金額
856,000	862,000	95,700	946,000	952,000	113,700						
862,000	868,000	96,900	952,000	958,000	114,900						
868,000	874,000	98,100	958,000	964,000	116,100						
874,000	880,000	99,300	964,000	970,000	117,300						
880,000	886,000	100,500	970,000	976,000	118,500	1,200,000	2,200,000	給与の金額に22.5%を乗じて算出した金額から106,500円を控除した金額	6,200,000	10,200,000	給与の金額に30%を乗じて算出した金額から420,500円を控除した金額
886,000	892,000	101,700	976,000	982,000	119,700						
892,000	898,000	102,900	982,000	988,000	120,900						
898,000	904,000	104,100	988,000	994,000	122,100						
904,000	910,000	105,300	994,000	1,000,000	123,300						
910,000	916,000	106,500				2,200,000	4,200,000	給与の金額に25%を乗じて算出した金額から160,500円を控除した金額	10,200,000円以上		給与の金額に32.5%を乗じて算出した金額から675,500円を控除した金額
916,000	922,000	107,700									
922,000	928,000	108,900									
928,000	934,000	110,100									
934,000	940,000	111,300									

(備考 税額の求め方) 給与の金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

族の数

5人	6人	7人	8人	9人	10人
險料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
165,500円未満	180,500円未満	195,500円未満	210,500円未満	225,500円未満	240,500円未満
165,500	166,000	181,000	195,500	196,000	211,000
166,000	166,500	181,500	196,000	196,500	211,500
166,500	167,000	182,000	196,500	197,000	212,000
167,000	167,500	182,500	197,000	197,500	212,500
167,500	168,000	182,500	183,000	197,500	213,000
168,000	168,500	183,000	183,500	198,000	213,500
168,500	169,000	183,500	184,000	198,500	214,000
169,000	169,500	184,000	184,500	199,000	214,500
169,500	170,000	184,500	185,000	199,500	215,000
170,000	171,000	185,000	186,000	200,000	216,000
171,000	172,000	186,000	187,000	201,000	217,000
172,000	173,000	187,000	188,000	202,000	218,000
173,000	174,000	188,000	189,000	203,000	219,000
174,000	175,000	189,000	190,000	204,000	219,000
175,000	176,000	190,000	191,000	205,000	220,000
176,000	177,000	191,000	192,000	206,000	221,000
177,000	178,000	192,000	193,000	207,000	222,000
178,000	179,000	193,000	194,000	208,000	223,000
179,000	180,000	194,000	195,000	209,000	224,000
180,000	181,000	195,000	196,000	210,000	211,000
181,000	182,000	196,000	197,000	211,000	212,000
182,000	183,000	197,000	198,000	212,000	213,000
183,000	184,000	198,000	199,000	213,000	214,000
184,000	185,000	199,000	200,000	214,000	215,000
185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000
186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000
187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000
188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000
189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000
190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000
191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000
192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000
193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000
194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000
195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000
196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000
197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000
198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000
199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000
200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000
201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000
202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	237,000
203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000
204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000
205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	240,000
206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	241,000
207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	242,000
208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	243,000
209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	244,000
210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000
211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000
212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000
213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000
214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000

別表第五 年末調整のための簡易税額表(第四十条第一項の規定による所得税額表)

(一)

税額	扶養親									
	0人		1人		2人		3人		4人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
円 0	60,500円未満	円 95,500円未満	円 115,500円未満	円 135,500円未満	円 150,500円未満	円 150,500円未満	円 151,000	円 151,000	円 151,500	円 151,500
75	60,500	61,000	95,500	96,000	115,500	116,000	135,500	136,000	150,500	151,000
150	61,000	61,500	96,000	96,500	116,000	116,500	136,000	136,500	151,000	151,500
225	61,500	62,000	96,500	97,000	116,500	117,000	136,500	137,000	151,500	152,000
300	62,000	62,500	97,000	97,500	117,000	117,500	137,000	137,500	152,000	152,500
375	62,500	63,000	97,500	98,000	117,500	118,000	137,500	138,000	152,500	153,000
450	63,000	63,500	98,000	98,500	118,000	118,500	138,000	138,500	153,000	153,500
525	63,500	64,000	98,500	99,000	118,500	119,000	138,500	139,000	153,500	154,000
600	64,000	64,500	99,000	99,500	119,000	119,500	139,000	139,500	154,000	154,500
675	64,500	65,000	99,500	100,000	119,500	120,000	139,500	140,000	154,500	155,000
750	65,000	66,000	100,000	101,000	120,000	121,000	140,000	141,000	155,000	156,000
900	66,000	67,000	101,000	102,000	121,000	122,000	141,000	142,000	156,000	157,000
1,050	67,000	68,000	102,000	103,000	122,000	123,000	142,000	143,000	157,000	158,000
1,200	68,000	69,000	103,000	104,000	123,000	124,000	143,000	144,000	158,000	159,000
1,350	69,000	70,000	104,000	105,000	124,000	125,000	144,000	145,000	159,000	160,000
1,500	70,000	71,000	105,000	106,000	125,000	126,000	145,000	146,000	160,000	161,000
1,650	71,000	72,000	106,000	107,000	126,000	127,000	146,000	147,000	161,000	162,000
1,800	72,000	73,000	107,000	108,000	127,000	128,000	147,000	148,000	162,000	163,000
1,950	73,000	74,000	108,000	109,000	128,000	129,000	148,000	149,000	163,000	164,000
2,100	74,000	75,000	109,000	110,000	129,000	130,000	149,000	150,000	164,000	165,000
2,250	75,000	76,000	110,000	111,000	130,000	131,000	150,000	151,000	165,000	166,000
2,400	76,000	77,000	111,000	112,000	131,000	132,000	151,000	152,000	166,000	167,000
2,550	77,000	78,000	112,000	113,000	132,000	133,000	152,000	153,000	167,000	168,000
2,700	78,000	79,000	113,000	114,000	133,000	134,000	153,000	154,000	168,000	169,000
2,850	79,000	80,000	114,000	115,000	134,000	135,000	154,000	155,000	169,000	170,000
3,000	80,000	81,000	115,000	116,000	135,000	136,000	155,000	156,000	170,000	171,000
3,200	81,000	82,000	116,000	117,000	136,000	137,000	156,000	157,000	171,000	172,000
3,400	82,000	83,000	117,000	118,000	137,000	138,000	157,000	158,000	172,000	173,000
3,600	83,000	84,000	118,000	119,000	138,000	139,000	158,000	159,000	173,000	174,000
3,800	84,000	85,000	119,000	120,000	139,000	140,000	159,000	160,000	174,000	175,000
4,000	85,000	86,000	120,000	121,000	140,000	141,000	160,000	161,000	175,000	176,000
4,200	86,000	87,000	121,000	122,000	141,000	142,000	161,000	162,000	176,000	177,000
4,400	87,000	88,000	122,000	123,000	142,000	143,000	162,000	163,000	177,000	178,000
4,600	88,000	89,000	123,000	124,000	143,000	144,000	163,000	164,000	178,000	179,000
4,800	89,000	90,000	124,000	125,000	144,000	145,000	164,000	165,000	179,000	180,000
5,000	90,000	91,000	125,000	126,000	145,000	146,000	165,000	166,000	180,000	181,000
5,200	91,000	92,000	126,000	127,000	146,000	147,000	166,000	167,000	181,000	182,000
5,400	92,000	93,000	127,000	128,000	147,000	148,000	167,000	168,000	182,000	183,000
5,600	93,000	94,000	128,000	129,000	148,000	149,000	168,000	169,000	183,000	184,000
5,800	94,000	95,000	129,000	130,000	149,000	150,000	169,000	170,000	184,000	185,000
6,000	95,000	96,000	130,000	131,000	150,000	151,000	170,000	171,000	185,000	186,000
6,200	96,000	97,000	131,000	132,000	151,000	152,000	171,000	172,000	186,000	187,000
6,400	97,000	98,000	132,000	133,000	152,000	153,000	172,000	173,000	187,000	188,000
6,600	98,000	99,000	133,000	134,000	153,000	154,000	173,000	174,000	188,000	189,000
6,800	99,000	100,000	134,000	135,000	154,000	155,000	174,000	175,000	189,000	190,000
7,000	100,000	101,000	135,000	136,000	155,000	156,000	175,000	176,000	190,000	191,000
7,200	101,000	102,000	136,000	137,000	156,000	157,000	176,000	177,000	191,000	192,000
7,400	102,000	103,000	137,000	138,000	157,000	158,000	177,000	178,000	192,000	193,000
7,600	103,000	104,000	138,000	139,000	158,000	159,000	178,000	179,000	193,000	194,000
7,800	104,000	105,000	139,000	140,000	159,000	160,000	179,000	180,000	194,000	195,000
8,000	105,000	106,000	140,000	141,000	160,000	161,000	180,000	181,000	195,000	196,000
8,200	106,000	107,000	141,000	142,000	161,000	162,000	181,000	182,000	196,000	197,000
8,400	107,000	108,000	142,000	143,000	162,000	163,000	182,000	183,000	197,000	198,000
8,600	108,000	109,000	143,000	144,000	163,000	164,000	183,000	184,000	198,000	199,000
8,800	109,000	110,000	144,000	145,000	164,000	165,000	184,000	185,000	199,000	200,000

族の数

5人	6人	7人	8人	9人	10人
保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額					
以上未満	以上未満	以上未満	以上未満	以上未満	以上未満
円	円	円	円	円	円
215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000
216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000
217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000
218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000
219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000
220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000
221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000
222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000
223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000
224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000
225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000
226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000
227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000
228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000
229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000
230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000
231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000
232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000
233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000
234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000
235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000
236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000
237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000
238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000
239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000
240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000
241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000
242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000
243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000
244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000
245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000
246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000
247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000
248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000
249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000
250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000
251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000
252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000
253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000
254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000
255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000
256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000
257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000
258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000
259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000
260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000
261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000
262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000
263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000
264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000
265,000	267,000	280,000	282,000	295,000	297,000
267,000	269,000	282,000	284,000	297,000	299,000
269,000	271,000	284,000	286,000	299,000	301,000
271,000	273,000	286,000	288,000	301,000	303,000
273,000	275,000	288,000	290,000	303,000	305,000

(二)

税額	扶養親									
	0人		1人		2人		3人		4人	
	以上	未満								
その年の給与所得控除後の給与の金額から社会										
9,000	110,000	111,000	145,000	146,000	165,000	166,000	185,000	186,000	200,000	201,000
9,200	111,000	112,000	146,000	147,000	166,000	167,000	186,000	187,000	201,000	202,000
9,400	112,000	113,000	147,000	148,000	167,000	168,000	187,000	188,000	202,000	203,000
9,600	113,000	114,000	148,000	149,000	168,000	169,000	188,000	189,000	203,000	204,000
9,800	114,000	115,000	149,000	150,000	169,000	170,000	189,000	190,000	204,000	205,000
10,000	115,000	116,000	150,000	151,000	170,000	171,000	190,000	191,000	205,000	206,000
10,200	116,000	117,000	151,000	152,000	171,000	172,000	191,000	192,000	206,000	207,000
10,400	117,000	118,000	152,000	153,000	172,000	173,000	192,000	193,000	207,000	208,000
10,600	118,000	119,000	153,000	154,000	173,000	174,000	193,000	194,000	208,000	209,000
10,800	119,000	120,000	154,000	155,000	174,000	175,000	194,000	195,000	209,000	210,000
11,000	120,000	121,000	155,000	156,000	175,000	176,000	195,000	196,000	210,000	211,000
11,200	121,000	122,000	156,000	157,000	176,000	177,000	196,000	197,000	211,000	212,000
11,400	122,000	123,000	157,000	158,000	177,000	178,000	197,000	198,000	212,000	213,000
11,600	123,000	124,000	158,000	159,000	178,000	179,000	198,000	199,000	213,000	214,000
11,800	124,000	125,000	159,000	160,000	179,000	180,000	199,000	200,000	214,000	215,000
12,000	125,000	126,000	160,000	161,000	180,000	181,000	200,000	201,000	215,000	216,000
12,200	126,000	127,000	161,000	162,000	181,000	182,000	201,000	202,000	216,000	217,000
12,400	127,000	128,000	162,000	163,000	182,000	183,000	202,000	203,000	217,000	218,000
12,600	128,000	129,000	163,000	164,000	183,000	184,000	203,000	204,000	218,000	219,000
12,800	129,000	130,000	164,000	165,000	184,000	185,000	204,000	205,000	219,000	220,000
13,000	130,000	131,000	165,000	166,000	185,000	186,000	205,000	206,000	220,000	221,000
13,250	131,000	132,000	166,000	167,000	186,000	187,000	206,000	207,000	221,000	222,000
13,500	132,000	133,000	167,000	168,000	187,000	188,000	207,000	208,000	222,000	223,000
13,750	133,000	134,000	168,000	169,000	188,000	189,000	208,000	209,000	223,000	224,000
14,000	134,000	135,000	169,000	170,000	189,000	190,000	209,000	210,000	224,000	225,000
14,250	135,000	136,000	170,000	171,000	190,000	191,000	210,000	211,000	225,000	226,000
14,500	136,000	137,000	171,000	172,000	191,000	192,000	211,000	212,000	226,000	227,000
14,750	137,000	138,000	172,000	173,000	192,000	193,000	212,000	213,000	227,000	228,000
15,000	138,000	139,000	173,000	174,000	193,000	194,000	213,000	214,000	228,000	229,000
15,250	139,000	140,000	174,000	175,000	194,000	195,000	214,000	215,000	229,000	230,000
15,500	140,000	141,000	175,000	176,000	195,000	196,000	215,000	216,000	230,000	231,000
15,750	141,000	142,000	176,000	177,000	196,000	197,000	216,000	217,000	231,000	232,000
16,000	142,000	143,000	177,000	178,000	197,000	198,000	217,000	218,000	232,000	233,000
16,250	143,000	144,000	178,000	179,000	198,000	199,000	218,000	219,000	233,000	234,000
16,500	144,000	145,000	179,000	180,000	199,000	200,000	219,000	220,000	234,000	235,000
16,750	145,000	146,000	180,000	181,000	200,000	201,000	220,000	221,000	235,000	236,000
17,000	146,000	147,000	181,000	182,000	201,000	202,000	221,000	222,000	236,000	237,000
17,250	147,000	148,000	182,000	183,000	202,000	203,000	222,000	223,000	237,000	238,000
17,500	148,000	149,000	183,000	184,000	203,000	204,000	223,000	224,000	238,000	239,000
17,750	149,000	150,000	184,000	185,000	204,000	205,000	224,000	225,000	239,000	240,000
18,000	150,000	151,000	185,000	186,000	205,000	206,000	225,000	226,000	240,000	241,000
18,250	151,000	152,000	186,000	187,000	206,000	207,000	226,000	227,000	241,000	242,000
18,500	152,000	153,000	187,000	188,000	207,000	208,000	227,000	228,000	242,000	243,000
18,750	153,000	154,000	188,000	189,000	208,000	209,000	228,000	229,000	243,000	244,000
19,000	154,000	155,000	189,000	190,000	209,000	210,000	229,000	230,000	244,000	245,000
19,250	155,000	156,000	190,000	191,000	210,000	211,000	230,000	231,000	245,000	246,000
19,500	156,000	157,000	191,000	192,000	211,000	212,000	231,000	232,000	246,000	247,000
19,750	157,000	158,000	192,000	193,000	212,000	213,000	232,000	233,000	247,000	248,000
20,000	158,000	159,000	193,000	194,000	213,000	214,000	233,000	234,000	248,000	249,000
20,250	159,000	160,000	194,000	195,000	214,000	215,000	234,000	235,000	249,000	250,000
20,500	160,000	162,000	195,000	197,000	215,000	217,000	235,000	237,000	250,000	252,000
21,000	162,000	164,000	197,000	199,000	217,000	219,000	237,000	239,000	252,000	254,000
21,500	164,000	166,000	199,000	201,000	219,000	221,000	239,000	241,000	254,000	256,000
22,000	166,000	168,000	201,000	203,000	221,000	223,000	241,000	243,000	256,000	258,000
22,500	168,000	170,000	203,000	205,000	223,000	225,000	243,000	245,000	258,000	260,000

族の数

5人	6人	7人	8人	9人	10人
保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円
275,000	277,000	290,000	292,000	305,000	307,000
277,000	279,000	292,000	294,000	307,000	309,000
279,000	281,000	294,000	296,000	309,000	311,000
281,000	283,000	296,000	298,000	311,000	313,000
283,000	285,000	298,000	300,000	313,000	315,000
285,000	287,000	300,000	302,000	315,000	317,000
287,000	289,000	302,000	304,000	317,000	319,000
289,000	291,000	304,000	306,000	319,000	321,000
291,000	293,000	306,000	308,000	321,000	323,000
293,000	295,000	308,000	310,000	323,000	325,000
295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000
297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000
299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000
301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000
303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000
305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000
307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000
309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000
311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000
313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000
315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000
317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000
319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000
321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000
323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000
325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000
327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000
329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000
331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000
333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000
335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000
337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000
339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000
341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000
343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000
345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000
347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000
349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000
351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000
353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000
355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000
357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000
359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000
361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000
363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000
365,000	368,000	380,000	383,000	395,000	398,000
368,000	371,000	383,000	386,000	398,000	401,000
371,000	374,000	386,000	389,000	401,000	404,000
374,000	377,000	389,000	392,000	404,000	407,000
377,000	380,000	392,000	395,000	411,000	413,000
380,000	383,000	395,000	407,000	413,000	415,000
383,000	386,000	398,000	413,000	415,000	417,000
386,000	389,000	401,000	413,000	416,000	419,000
389,000	392,000	404,000	416,000	419,000	421,000
392,000	395,000	407,000	419,000	422,000	424,000
395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	427,000
398,000	409,000	413,000	425,000	430,000	432,000
409,000	411,000	416,000	428,000	431,000	434,000
411,000	413,000	419,000	431,000	434,000	436,000
413,000	415,000	421,000	432,000	435,000	438,000
415,000	417,000	423,000	432,000	435,000	440,000
417,000	419,000	425,000	434,000	437,000	440,000
419,000	421,000	428,000	435,000	440,000	443,000
421,000	423,000	430,000	438,000	443,000	446,000
423,000	425,000	432,000	437,000	440,000	449,000
425,000	427,000	435,000	440,000	445,000	452,000
427,000	429,000	437,000	442,000	448,000	455,000
429,000	431,000	439,000	444,000	450,000	458,000
431,000	433,000	441,000	447,000	452,000	461,000
433,000	435,000	443,000	450,000	456,000	464,000
435,000	437,000	445,000	452,000	458,000	467,000
437,000	439,000	447,000	454,000	460,000	467,000

(三)

税額	扶養親									
	0人		1人		2人		3人		4人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
23,000	170,000	172,000	205,000	207,000	225,000	227,000	245,000	247,000	260,000	262,000
23,500	172,000	174,000	207,000	209,000	227,000	229,000	247,000	249,000	262,000	264,000
24,000	174,000	176,000	209,000	211,000	229,000	231,000	249,000	251,000	264,000	266,000
24,500	176,000	178,000	211,000	213,000	231,000	233,000	251,000	253,000	266,000	268,000
25,000	178,000	180,000	213,000	215,000	233,000	235,000	253,000	255,000	268,000	270,000
25,500	180,000	182,000	215,000	217,000	235,000	237,000	255,000	257,000	270,000	272,000
26,100	182,000	184,000	217,000	219,000	237,000	239,000	257,000	259,000	272,000	274,000
26,700	184,000	186,000	219,000	221,000	239,000	241,000	259,000	261,000	274,000	276,000
27,300	186,000	188,000	221,000	223,000	241,000	243,000	261,000	263,000	276,000	278,000
27,900	188,000	190,000	223,000	225,000	243,000	245,000	263,000	265,000	278,000	280,000
28,500	190,000	192,000	225,000	227,000	245,000	247,000	265,000	267,000	280,000	282,000
29,100	192,000	194,000	227,000	229,000	247,000	249,000	267,000	269,000	282,000	284,000
29,700	194,000	196,000	229,000	231,000	249,000	251,000	269,000	271,000	284,000	286,000
30,300	196,000	198,000	231,000	233,000	251,000	253,000	271,000	273,000	286,000	288,000
30,900	198,000	200,000	233,000	235,000	253,000	255,000	273,000	275,000	288,000	290,000
31,500	200,000	202,000	235,000	237,000	255,000	257,000	275,000	277,000	290,000	292,000
32,100	202,000	204,000	237,000	239,000	257,000	259,000	277,000	279,000	292,000	294,000
32,700	204,000	206,000	239,000	241,000	259,000	261,000	279,000	281,000	294,000	296,000
33,300	206,000	208,000	241,000	243,000	261,000	263,000	281,000	283,000	296,000	298,000
33,900	208,000	210,000	243,000	245,000	263,000	265,000	283,000	285,000	298,000	300,000
34,500	210,000	212,000	245,000	247,000	265,000	267,000	285,000	287,000	300,000	302,000
35,100	212,000	214,000	247,000	249,000	267,000	269,000	287,000	289,000	302,000	304,000
35,700	214,000	216,000	249,000	251,000	269,000	271,000	289,000	291,000	304,000	306,000
36,300	216,000	218,000	251,000	253,000	271,000	273,000	291,000	293,000	306,000	308,000
36,900	218,000	220,000	253,000	255,000	273,000	275,000	293,000	295,000	308,000	310,000
37,500	220,000	222,000	255,000	257,000	275,000	277,000	295,000	297,000	310,000	312,000
38,100	222,000	224,000	257,000	259,000	277,000	279,000	297,000	299,000	312,000	314,000
38,700	224,000	226,000	259,000	261,000	279,000	281,000	299,000	301,000	314,000	316,000
39,300	226,000	228,000	261,000	263,000	281,000	283,000	301,000	303,000	316,000	318,000
39,900	228,000	230,000	263,000	265,000	283,000	285,000	303,000	305,000	318,000	320,000
40,500	230,000	232,000	265,000	267,000	285,000	287,000	305,000	307,000	320,000	322,000
41,100	232,000	234,000	267,000	269,000	287,000	289,000	307,000	309,000	322,000	324,000
41,700	234,000	236,000	269,000	271,000	289,000	291,000	309,000	311,000	324,000	326,000
42,300	236,000	238,000	271,000	273,000	291,000	293,000	311,000	313,000	326,000	328,000
42,900	238,000	240,000	273,000	275,000	293,000	295,000	313,000	315,000	328,000	330,000
43,500	240,000	242,000	275,000	277,000	295,000	297,000	315,000	317,000	330,000	332,000
44,100	242,000	244,000	277,000	279,000	297,000	299,000	317,000	319,000	332,000	334,000
44,700	244,000	246,000	279,000	281,000	299,000	301,000	319,000	321,000	334,000	336,000
45,300	246,000	248,000	281,000	283,000	301,000	303,000	321,000	323,000	336,000	338,000
45,900	248,000	250,000	283,000	285,000	303,000	305,000	323,000	325,000	338,000	340,000
46,500	250,000	252,000	285,000	287,000	305,000	307,000	325,000	327,000	340,000	342,000
47,100	252,000	254,000	287,000	289,000	307,000	309,000	327,000	329,000	342,000	344,000
47,700	254,000	256,000	289,000	291,000	309,000	311,000	329,000	331,000	344,000	346,000
48,300	256,000	258,000	291,000	293,000	311,000	313,000	331,000	333,000	346,000	348,000
48,900	258,000	260,000	293,000	295,000	313,000	315,000	333,000	335,000	348,000	350,000
49,500	260,000	263,000	295,000	298,000	315,000	318,000	335,000	338,000	350,000	353,000
50,550	263,000	266,000	298,000	301,000	318,000	321,000	338,000	341,000	353,000	356,000
51,600	266,000	269,000	301,000	304,000	321,000	324,000	341,000	344,000	356,000	359,000
52,650	269,000	272,000	304,000	307,000	324,000	327,000	344,000	347,000	359,000	362,000
53,700	272,000	275,000	307,000	310,000	327,000	330,000	347,000	350,000	362,000	365,000
54,750	275,000	278,000	310,000	313,000	330,000	333,000	350,000	353,000	365,000	368,000
55,800	278,000	281,000	313,000	316,000	333,000	336,000	353,000	356,000	368,000	371,000
56,850	281,000	284,000	316,000	319,000	336,000	339,000	356,000	359,000	371,000	374,000
57,900	284,000	287,000	319,000	322,000	339,000	342,000	359,000	362,000	374,000	377,000
58,950	287,000	290,000	322,000	325,000	342,000	345,000	362,000	365,000	377,000	380,000

族の数

5人	6人	7人	8人	9人	10人
險料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円
395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000
398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000
401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000
404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000
407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000
410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000
413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000
416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000
419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000
422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000
425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000
428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000
431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000
434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000
437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000
440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000
443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000
446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000
449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000
452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000
455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000
458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000
461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000
464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000
467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000
470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000
473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000
476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000
479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000
482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000
485,000	489,000	500,000	504,000	515,000	519,000
489,000	493,000	504,000	508,000	519,000	523,000
493,000	497,000	508,000	512,000	523,000	527,000
497,000	501,000	512,000	516,000	527,000	531,000
501,000	505,000	516,000	520,000	531,000	535,000
505,000	509,000	520,000	524,000	535,000	539,000
509,000	513,000	524,000	528,000	539,000	543,000
513,000	517,000	528,000	532,000	543,000	547,000
517,000	521,000	532,000	536,000	547,000	551,000
521,000	525,000	536,000	540,000	551,000	555,000
525,000	529,000	540,000	544,000	555,000	559,000
529,000	533,000	544,000	548,000	559,000	563,000
533,000	537,000	548,000	552,000	563,000	567,000
537,000	541,000	552,000	556,000	567,000	571,000
541,000	545,000	556,000	560,000	571,000	575,000
545,000	549,000	560,000	564,000	575,000	579,000
549,000	553,000	564,000	568,000	579,000	583,000
553,000	557,000	568,000	572,000	583,000	587,000
557,000	561,000	572,000	576,000	587,000	591,000
561,000	565,000	576,000	580,000	591,000	595,000
565,000	569,000	580,000	584,000	595,000	599,000
569,000	573,000	584,000	588,000	599,000	603,000
573,000	577,000	588,000	592,000	603,000	607,000
577,000	581,000	592,000	596,000	607,000	611,000
581,000	585,000	596,000	600,000	611,000	615,000

(四)

税額	扶養親									
	0人		1人		2人		3人		4人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
昭和二十八年六月二十二日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60,000	290,000	293,000	325,000	328,000	345,000	348,000	365,000	368,000	380,000	383,000
61,050	293,000	296,000	328,000	331,000	348,000	351,000	368,000	371,000	383,000	386,000
62,100	296,000	299,000	331,000	334,000	351,000	354,000	371,000	374,000	386,000	389,000
63,150	299,000	302,000	334,000	337,000	354,000	357,000	374,000	377,000	389,000	392,000
64,200	302,000	305,000	337,000	340,000	357,000	360,000	377,000	380,000	392,000	395,000
65,250	305,000	308,000	340,000	343,000	360,000	363,000	380,000	383,000	395,000	398,000
66,300	308,000	311,000	343,000	346,000	363,000	366,000	383,000	386,000	398,000	401,000
67,350	311,000	314,000	346,000	349,000	366,000	369,000	386,000	389,000	401,000	404,000
68,400	314,000	317,000	349,000	352,000	369,000	372,000	389,000	392,000	404,000	407,000
69,450	317,000	320,000	352,000	355,000	372,000	375,000	392,000	395,000	407,000	410,000
70,500	320,000	323,000	355,000	358,000	375,000	378,000	395,000	398,000	410,000	413,000
71,550	323,000	326,000	358,000	361,000	378,000	381,000	398,000	401,000	413,000	416,000
72,600	326,000	329,000	361,000	364,000	381,000	384,000	401,000	404,000	416,000	419,000
73,650	329,000	332,000	364,000	367,000	384,000	387,000	404,000	407,000	419,000	422,000
74,700	332,000	335,000	367,000	370,000	387,000	390,000	407,000	410,000	422,000	425,000
75,750	335,000	338,000	370,000	373,000	390,000	393,000	410,000	413,000	425,000	428,000
76,800	338,000	341,000	373,000	376,000	393,000	396,000	413,000	416,000	428,000	431,000
77,850	341,000	344,000	376,000	379,000	396,000	399,000	416,000	419,000	431,000	434,000
78,900	344,000	347,000	379,000	382,000	399,000	402,000	419,000	422,000	434,000	437,000
79,950	347,000	350,000	382,000	385,000	402,000	405,000	422,000	425,000	437,000	440,000
81,000	350,000	353,000	385,000	388,000	405,000	408,000	425,000	428,000	440,000	443,000
82,050	353,000	356,000	388,000	391,000	408,000	411,000	428,000	431,000	443,000	446,000
83,100	356,000	359,000	391,000	394,000	411,000	414,000	431,000	434,000	446,000	449,000
84,150	359,000	362,000	394,000	397,000	414,000	417,000	434,000	437,000	449,000	452,000
85,300	362,000	365,000	397,000	400,000	417,000	420,000	437,000	440,000	452,000	455,000
86,500	365,000	368,000	400,000	403,000	420,000	423,000	440,000	443,000	455,000	458,000
87,700	368,000	371,000	403,000	406,000	423,000	426,000	443,000	446,000	458,000	461,000
88,900	371,000	374,000	406,000	409,000	426,000	429,000	446,000	449,000	461,000	464,000
90,100	374,000	377,000	409,000	412,000	429,000	432,000	449,000	452,000	464,000	467,000
91,300	377,000	380,000	412,000	415,000	432,000	435,000	452,000	455,000	467,000	470,000
92,500	380,000	384,000	415,000	419,000	435,000	439,000	455,000	459,000	470,000	474,000
94,100	384,000	388,000	418,000	423,000	439,000	443,000	459,000	463,000	474,000	478,000
95,700	388,000	392,000	423,000	427,000	443,000	447,000	463,000	467,000	478,000	482,000
97,300	392,000	396,000	427,000	431,000	447,000	451,000	467,000	471,000	482,000	486,000
98,900	396,000	400,000	431,000	435,000	451,000	455,000	471,000	475,000	486,000	490,000
100,500	400,000	404,000	435,000	439,000	455,000	459,000	475,000	479,000	490,000	494,000
102,100	404,000	408,000	439,000	443,000	459,000	463,000	479,000	483,000	494,000	498,000
103,700	408,000	412,000	443,000	447,000	463,000	467,000	483,000	487,000	498,000	502,000
105,300	412,000	416,000	447,000	451,000	467,000	471,000	487,000	491,000	502,000	506,000
106,900	416,000	420,000	451,000	455,000	471,000	475,000	491,000	495,000	506,000	510,000
108,500	420,000	424,000	455,000	459,000	475,000	479,000	495,000	499,000	510,000	514,000
110,100	424,000	428,000	459,000	463,000	479,000	483,000	499,000	503,000	514,000	518,000
111,700	428,000	432,000	463,000	467,000	483,000	487,000	503,000	507,000	518,000	522,000
113,300	432,000	436,000	467,000	471,000	487,000	491,000	507,000	511,000	522,000	526,000
114,900	436,000	440,000	471,000	475,000	491,000	495,000	511,000	515,000	526,000	530,000
116,500	440,000	444,000	475,000	479,000	495,000	499,000	515,000	519,000	530,000	534,000
118,100	444,000	448,000	479,000	483,000	499,000	503,000	519,000	523,000	534,000	538,000
119,700	448,000	452,000	483,000	487,000	503,000	507,000	523,000	527,000	538,000	542,000
121,300	452,000	456,000	487,000	491,000	507,000	511,000	527,000	531,000	542,000	546,000
122,900	456,000	460,000	491,000	495,000	511,000	515,000	531,000	535,000	546,000	550,000
124,500	460,000	464,000	495,000	499,000	515,000	519,000	535,000	539,000	550,000	554,000
126,100	464,000	468,000	499,000	503,000	519,000	523,000	539,000	543,000	554,000	558,000
127,700	468,000	472,000	503,000	507,000	523,000	527,000	543,000	547,000	558,000	562,000
129,300	472,000	476,000	507,000	511,000	527,000	531,000	547,000	551,000	562,000	566,000
130,900	476,000	480,000	511,000	515,000	531,000	535,000	551,000	555,000	566,000	570,000

族の數

5人	6人	7人	8人	9人	10人
險料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円
585,000	589,000	600,000	604,000	615,000	619,000
589,000	593,000	604,000	608,000	619,000	623,000
593,000	597,000	608,000	612,000	623,000	627,000
597,000	601,000	612,000	616,000	627,000	631,000
601,000	605,000	616,000	620,000	631,000	635,000
605,000	609,000	620,000	624,000	635,000	639,000
609,000	613,000	624,000	628,000	639,000	643,000
613,000	617,000	628,000	632,000	643,000	647,000
617,000	621,000	632,000	636,000	647,000	651,000
621,000	625,000	636,000	640,000	651,000	655,000
625,000	629,000	640,000	644,000	655,000	659,000
629,000	633,000	644,000	648,000	659,000	663,000
633,000	637,000	648,000	652,000	663,000	667,000
637,000	641,000	652,000	656,000	667,000	671,000
641,000	645,000	656,000	660,000	671,000	675,000
645,000	650,000	660,000	665,000	675,000	680,000
650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000
655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000
660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000
665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000
670,000	675,000	685,000	690,000	695,000	705,000
675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000
680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000
685,000	690,000	695,000	705,000	715,000	720,000
690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000
695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000
700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000
705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000
710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000
715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000
720,000	725,000	730,000	735,000	745,000	750,000
725,000	730,000	735,000	740,000	750,000	755,000
730,000	735,000	740,000	745,000	755,000	760,000
735,000	740,000	745,000	750,000	760,000	765,000
740,000	745,000	750,000	755,000	765,000	770,000
745,000	750,000	755,000	760,000	770,000	775,000
750,000	755,000	760,000	765,000	775,000	780,000
755,000	760,000	770,000	775,000	780,000	785,000
760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000
765,000	770,000	780,000	795,000	805,000	810,000
770,000	775,000	785,000	795,000	810,000	815,000
775,000	780,000	790,000	800,000	815,000	820,000
780,000	785,000	795,000	805,000	820,000	825,000
785,000	790,000	800,000	815,000	835,000	845,000
790,000	795,000	805,000	820,000	840,000	850,000
795,000	805,000	810,000	825,000	855,000	865,000
800,000	810,000	815,000	830,000	860,000	870,000
805,000	815,000	820,000	845,000	870,000	880,000
810,000	815,000	825,000	845,000	875,000	885,000
815,000円		830,000円	845,000円	860,000円	875,000円
					890,000円

(五)

税額	扶養親									
	0人		1人		2人		3人		4人	
	以上	未満								
その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保										
132,500	480,000	484,000	515,000	519,000	535,000	539,000	555,000	559,000	570,000	574,000
134,100	484,000	488,000	519,000	523,000	539,000	543,000	559,000	563,000	574,000	578,000
135,700	488,000	492,000	523,000	527,000	543,000	547,000	563,000	567,000	578,000	582,000
137,300	492,000	496,000	527,000	531,000	547,000	551,000	567,000	571,000	582,000	586,000
138,900	496,000	500,000	531,000	535,000	551,000	555,000	571,000	575,000	586,000	590,000
140,500	500,000	504,000	535,000	539,000	555,000	559,000	575,000	579,000	590,000	594,000
142,100	504,000	508,000	539,000	543,000	559,000	563,000	579,000	583,000	594,000	598,000
143,700	508,000	512,000	543,000	547,000	563,000	567,000	583,000	587,000	598,000	602,000
145,300	512,000	516,000	547,000	551,000	567,000	571,000	587,000	591,000	602,000	606,000
146,900	516,000	520,000	551,000	555,000	571,000	575,000	591,000	595,000	606,000	610,000
148,500	520,000	524,000	555,000	559,000	575,000	579,000	595,000	599,000	610,000	614,000
150,100	524,000	528,000	559,000	563,000	579,000	583,000	599,000	603,000	614,000	618,000
151,700	528,000	532,000	563,000	567,000	583,000	587,000	603,000	607,000	618,000	622,000
153,300	532,000	536,000	567,000	571,000	587,000	591,000	607,000	611,000	622,000	626,000
154,900	536,000	540,000	571,000	575,000	591,000	595,000	611,000	615,000	626,000	630,000
156,500	540,000	545,000	575,000	580,000	595,000	600,000	615,000	620,000	630,000	635,000
158,500	545,000	550,000	580,000	585,000	600,000	605,000	620,000	625,000	635,000	640,000
160,500	550,000	555,000	585,000	590,000	605,000	610,000	625,000	630,000	640,000	645,000
162,500	555,000	560,000	590,000	595,000	610,000	615,000	630,000	635,000	645,000	650,000
164,500	560,000	565,000	595,000	600,000	615,000	620,000	635,000	640,000	650,000	655,000
166,750	565,000	570,000	600,000	605,000	620,000	625,000	640,000	645,000	655,000	660,000
169,000	570,000	575,000	605,000	610,000	625,000	630,000	645,000	650,000	660,000	665,000
171,250	575,000	580,000	610,000	615,000	630,000	635,000	650,000	655,000	665,000	670,000
173,500	580,000	585,000	615,000	620,000	635,000	640,000	655,000	660,000	670,000	675,000
175,750	585,000	590,000	620,000	625,000	640,000	645,000	660,000	665,000	675,000	680,000
178,000	590,000	595,000	625,000	630,000	645,000	650,000	665,000	670,000	680,000	685,000
180,250	595,000	600,000	630,000	635,000	650,000	655,000	670,000	675,000	685,000	690,000
182,500	600,000	605,000	635,000	640,000	655,000	660,000	675,000	680,000	690,000	695,000
184,750	605,000	610,000	640,000	645,000	660,000	665,000	680,000	685,000	695,000	700,000
187,000	610,000	615,000	645,000	650,000	665,000	670,000	685,000	690,000	700,000	705,000
189,250	615,000	620,000	650,000	655,000	670,000	675,000	690,000	695,000	705,000	710,000
191,500	620,000	625,000	655,000	660,000	675,000	680,000	695,000	700,000	710,000	715,000
193,750	625,000	630,000	660,000	665,000	680,000	685,000	700,000	705,000	715,000	720,000
196,000	630,000	635,000	665,000	670,000	685,000	690,000	705,000	710,000	720,000	725,000
198,250	635,000	640,000	670,000	675,000	690,000	695,000	710,000	715,000	725,000	730,000
200,500	640,000	645,000	675,000	680,000	695,000	700,000	715,000	720,000	730,000	735,000
202,750	645,000	650,000	680,000	685,000	700,000	705,000	720,000	725,000	735,000	740,000
205,000	650,000	655,000	685,000	690,000	705,000	710,000	725,000	730,000	740,000	745,000
207,250	655,000	660,000	690,000	695,000	710,000	715,000	730,000	735,000	745,000	750,000
209,500	660,000	665,000	695,000	700,000	715,000	720,000	735,000	740,000	750,000	755,000
211,750	665,000	670,000	700,000	705,000	720,000	725,000	740,000	745,000	755,000	760,000
214,000	670,000	675,000	705,000	710,000	725,000	730,000	745,000	750,000	760,000	765,000
216,250	675,000	680,000	710,000	715,000	730,000	735,000	750,000	755,000	765,000	770,000
218,500	680,000	685,000	715,000	720,000	735,000	740,000	755,000	760,000	770,000	775,000
220,750	685,000	690,000	720,000	725,000	740,000	745,000	760,000	765,000	775,000	780,000
223,000	690,000	695,000	725,000	730,000	745,000	750,000	765,000	770,000	780,000	785,000
225,250	695,000	700,000	730,000	735,000	750,000	755,000	770,000	775,000	785,000	790,000
227,500	700,000	705,000	735,000	740,000	755,000	760,000	775,000	780,000	790,000	795,000
229,750	705,000	710,000	740,000	745,000	760,000	765,000	780,000	785,000	795,000	800,000
232,000	710,000円		745,000円		765,000円		785,000円		800,000円	

養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した後の残額が710,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人以上、別表第一　所得税の簡易税額表に定める金額

当該 額	残額
710,000円超	1,060,000円未満
1,060,000円以上	2,060,000円未満
2,060,000円以上	3,060,000円未満
3,060,000円以上	5,060,000円未満
	5,060,000円以上

に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円を、扶養した金額

8,000円)

除の金額を控除し、その残額を求める。

ら社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に

らの控除が認められるごとに当該金額から4,000円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害

みなし、その金額に応じ、別表第一　所得税の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除

具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(i)と同様に計算した金額)が、その求

順位の扶養親族のないもの、(ii)扶養親族の数が3人以下で、(i)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位
は第3順位の扶養親族のないもの)については、

の扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ、同項に規定する扶養控除の金額と60,000円との合計額

の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の

り求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(i)と同様に計算し

(六)

上欄によつて税額が求められない場合	(1) その年の給与所得控除後の給与の金額につき社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた金額から、扶人をこえる場合には、その残額から60,000円を控除した金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じて計算した金額	
	税	額
(2)	当該残額に45%を乗じて算出した金額から 87,500円を控除した金額	
	当該残額に50%を乗じて算出した金額から 140,500円を控除した金額	
	当該残額に55%を乗じて算出した金額から 243,500円を控除した金額	
	当該残額に60%を乗じて算出した金額から 393,500円を控除した金額	
	当該残額に65%を乗じて算出した金額から 649,500円を控除した金額	

上記の残額が710,000円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに4,000円(これらの一親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき4,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除し

(備考 税額の求め方)

- ④ 第四十条第一項の規定の適用を受ける者(④に該当しない者)については、
 - (1) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、
 - (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額(その金額が8,000円を超える場合には、それを控除した金額を求める。
 - (2) 次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七第一項の規定による扶養控除(3) (2)の残額が710,000円以下である者については、
 - (1) 扶養親族の数が10人以下であるときは、扶養親族の数に応じ「その年の給与所得控除後の給与の金額から記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これ年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円)を控除した金額
 - (2) 扶養親族の数が10人を超えるときは、(2)の残額から60,000円を控除した後の金額を課税総所得金額と又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)(4)と同様に計算した金額)が、その求める税額である。
 - (4) (2)の残額が710,000円を超える者については、当該残額に応じてこの表の(4)の「税額」欄に定める金額(不める税額である。
- ⑤ 第四十条第六項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(1)第1の扶養親族のあるもの、(2)扶養親族の数が4人以上で、(1)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又
 - (1) その者に対する給与所得の収入金額につき、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数及びそれを控除し、その残額を求める。
 - (2) (1)の残額が650,000円以下である者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、別表第一 所得税(1)と同様に計算した金額)が、その求める税額である。
 - (3) (1)の残額が650,000円を超える者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、第十三条の税率による金額)が、その求める税額である。

別表第五の附表

(一)

給与の金額		給与所得控除後の給与の金額		給与の金額		給与所得控除後の給与の金額		給与の金額		給与所得控除後の給与の金額		
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
71,180	円未満	60,500	円未満	95,500	96,000	81,175	141,000	142,000	119,850	191,000	192,000	162,350
71,180	71,500	60,503	96,000	96,500	81,600	142,000	143,000	120,700	192,000	193,000	163,200	
71,500	72,000	60,775	96,500	97,000	82,025	143,000	144,000	121,550	193,000	194,000	164,050	
72,000	72,500	61,200	97,000	97,500	82,450	144,000	145,000	122,400	194,000	195,000	164,900	
72,500	73,000	61,625	97,500	98,000	82,875	145,000	146,000	123,250	195,000	196,000	165,750	
73,000	73,500	62,050	98,000	98,500	83,300	146,000	147,000	124,100	196,000	197,000	166,600	
73,500	74,000	62,475	98,500	99,000	83,725	147,000	148,000	124,950	197,000	198,000	167,450	
74,000	74,500	62,900	99,000	99,500	84,150	148,000	149,000	125,800	198,000	199,000	168,300	
74,500	75,000	63,325	99,500	100,000	84,575	149,000	150,000	126,650	199,000	200,000	169,150	
75,000	75,500	63,750	100,000	101,000	85,000	150,000	151,000	127,500	200,000	201,000	170,000	
75,500	76,000	64,175	101,000	102,000	85,850	151,000	152,000	128,350	201,000	202,000	170,850	
76,000	76,500	64,600	102,000	103,000	86,700	152,000	153,000	129,200	202,000	203,000	171,700	
76,500	77,000	65,025	103,000	104,000	87,550	153,000	154,000	130,050	203,000	204,000	172,550	
77,000	77,500	65,450	104,000	105,000	88,400	154,000	155,000	130,900	204,000	205,000	173,400	
77,500	78,000	65,875	105,000	106,000	89,250	155,000	156,000	131,750	205,000	206,000	174,250	
78,000	78,500	66,300	106,000	107,000	90,100	156,000	157,000	132,600	206,000	207,000	175,100	
78,500	79,000	66,725	107,000	108,000	90,950	157,000	158,000	133,450	207,000	208,000	175,950	
79,000	79,500	67,150	108,000	109,000	91,800	158,000	159,000	134,300	208,000	209,000	176,800	
79,500	80,000	67,575	109,000	110,000	92,650	159,000	160,000	135,150	209,000	210,000	177,650	
80,000	80,500	68,000	110,000	111,000	93,500	160,000	161,000	136,000	210,000	211,000	178,500	
80,500	81,000	68,425	111,000	112,000	94,350	161,000	162,000	136,850	211,000	212,000	179,350	
81,000	81,500	68,850	112,000	113,000	95,200	162,000	163,000	137,700	212,000	213,000	180,200	
81,500	82,000	69,275	113,000	114,000	96,050	163,000	164,000	138,550	213,000	214,000	181,050	
82,000	82,500	69,700	114,000	115,000	96,900	164,000	165,000	139,400	214,000	215,000	181,900	
82,500	83,000	70,125	115,000	116,000	97,750	165,000	166,000	140,250	215,000	216,000	182,750	
83,000	83,500	70,550	116,000	117,000	98,600	166,000	167,000	141,100	216,000	217,000	183,600	
83,500	84,000	70,975	117,000	118,000	99,450	167,000	168,000	141,950	217,000	218,000	184,450	
84,000	84,500	71,400	118,000	119,000	100,300	168,000	169,000	142,800	218,000	219,000	185,300	
84,500	85,000	71,825	119,000	120,000	101,150	169,000	170,000	143,650	219,000	220,000	186,150	
85,000	85,500	72,250	120,000	121,000	102,000	170,000	171,000	144,500	220,000	221,000	187,000	
85,500	86,000	72,675	121,000	122,000	102,850	171,000	172,000	145,350	221,000	222,000	187,850	
86,000	86,500	73,100	122,000	123,000	103,700	172,000	173,000	146,200	222,000	223,000	188,700	
86,500	87,000	73,525	123,000	124,000	104,550	173,000	174,000	147,050	223,000	224,000	189,550	
87,000	87,500	73,950	124,000	125,000	105,400	174,000	175,000	147,900	224,000	225,000	190,400	
87,500	88,000	74,375	125,000	126,000	106,250	175,000	176,000	148,750	225,000	226,000	191,250	
88,000	88,500	74,800	126,000	127,000	107,100	176,000	177,000	149,600	226,000	227,000	192,100	
88,500	89,000	75,225	127,000	128,000	107,950	177,000	178,000	150,450	227,000	228,000	192,950	
89,000	89,500	75,650	128,000	129,000	108,800	178,000	179,000	151,300	228,000	229,000	193,800	
89,500	90,000	76,075	129,000	130,000	109,650	179,000	180,000	152,150	229,000	230,000	194,650	
90,000	90,500	76,500	130,000	131,000	110,500	180,000	181,000	153,000	230,000	231,000	195,500	
90,500	91,000	76,925	131,000	132,000	111,350	181,000	182,000	153,850	231,000	232,000	196,350	
91,000	91,500	77,350	132,000	133,000	112,200	182,000	183,000	154,700	232,000	233,000	197,200	
91,500	92,000	77,775	133,000	134,000	113,050	183,000	184,000	155,550	233,000	234,000	198,050	
92,000	92,500	78,200	134,000	135,000	113,900	184,000	185,000	156,400	234,000	235,000	198,900	
92,500	93,000	78,625	135,000	136,000	114,750	185,000	186,000	157,250	235,000	236,000	199,750	
93,000	93,500	79,050	136,000	137,000	115,600	186,000	187,000	158,100	236,000	237,000	200,600	
93,500	94,000	79,475	137,000	138,000	116,450	187,000	188,000	158,950	237,000	238,000	201,450	
94,000	94,500	79,900	138,000	139,000	117,300	188,000	189,000	159,800	238,000	239,000	202,300	
94,500	95,000	80,325	139,000	140,000	118,150	189,000	190,000	160,650	239,000	240,000	203,150	
95,000	95,500	80,750	140,000	141,000	119,000	190,000	191,000	161,500	240,000	241,000	204,000	

(二)

給与の金額		給与所得控除後の給与の金額		給与の金額		給与所得控除後の給与の金額		給与の金額		給与所得控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
241,000円	242,000円	204,850円	256,000円	257,000円	217,600円	271,000円	272,000円	230,350円	286,000円	287,000円	243,100円
242,000円	243,000円	205,700円	257,000円	258,000円	218,450円	272,000円	273,000円	231,200円	287,000円	288,000円	243,950円
243,000円	244,000円	206,550円	258,000円	259,000円	219,300円	273,000円	274,000円	232,050円	288,000円	289,000円	244,800円
244,000円	245,000円	207,400円	259,000円	260,000円	220,150円	274,000円	275,000円	232,900円	289,000円	290,000円	245,650円
245,000円	246,000円	208,250円	260,000円	261,000円	221,000円	275,000円	276,000円	233,750円	290,000円	291,000円	246,500円
246,000円	247,000円	209,100円	261,000円	262,000円	221,850円	276,000円	277,000円	234,600円	291,000円	292,000円	247,350円
247,000円	248,000円	209,950円	262,000円	263,000円	222,700円	277,000円	278,000円	235,450円	292,000円	293,000円	248,200円
248,000円	249,000円	210,800円	263,000円	264,000円	223,550円	278,000円	279,000円	236,300円	293,000円	294,000円	249,050円
249,000円	250,000円	211,650円	264,000円	265,000円	224,400円	279,000円	280,000円	237,150円	294,000円	295,000円	249,900円
250,000円	251,000円	212,500円	265,000円	266,000円	225,250円	280,000円	281,000円	238,000円	295,000円	296,000円	250,750円
251,000円	252,000円	213,350円	266,000円	267,000円	226,100円	281,000円	282,000円	238,850円	296,000円	297,000円	251,600円
252,000円	253,000円	214,200円	267,000円	268,000円	226,950円	282,000円	283,000円	239,700円	297,000円	298,000円	252,450円
253,000円	254,000円	215,050円	268,000円	269,000円	227,800円	283,000円	284,000円	240,550円	298,000円	299,000円	253,300円
254,000円	255,000円	215,900円	269,000円	270,000円	228,650円	284,000円	285,000円	241,400円	299,000円	300,000円	254,150円
255,000円	256,000円	216,750円	270,000円	271,000円	229,500円	285,000円	286,000円	242,250円	300,000円	300,000円	255,000円

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方) 給与所得の収入金額に応じ 「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この附則において「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。

3 この附則において特別の定のあるものを除く外、新法の規定（新法第三条の二の規定を除く。）は、昭和二十八年分以後の所得税について適用し、昭和二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 新法第一条第四項、第五条第一項第一号、同条第二項、第六条第七号及び第八号、第九条第二項第二号及び第四号、第十九条第一項、第三十七条並びに同法第六十一条の二の規定は、株式の消却、資本の減少、出資の減少、退社、脱退又は合併に因り株式、社員又は出资者が取得する財産については、昭和二十八年八月一日以後に、株式の消却、資本の減少者しくは出資者の減少に關する決議、退社、脱退又は合併があつた場合にこれらの事由に因り株主、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同日前にこれら的事由があつた場合においてこれらの事由に因り株主、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。

5 新法第六条第六号及び第九条第二項第二号の規定は、昭和二十八年八月一日以後に解散した法人又はこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散

した法人を除く)で、昭和二十八年八月一日前に残余財産の分配をしていないもの若しくは同日前に分配した残余財産の額が、当該法による再評価積立金額(同法第四百四条の規定により再評価積立金を取扱はずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額)並びに法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)第九条の二から第九条の四までの規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額をこえていないものから、その解散に因り残余財産の分配として同年一月一日以後株主、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同年八月一日前に解散したその他の法人からその解散に因り同年一月一日以後に残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する財産については、なお從前の例による。

7 新法第九条の二第三項の規定の

適用については、昭和二十七年分以前の山林所得及び譲渡所得は、新法第十四条第一項に規定する麥動所得とみなす。

8 新法第十一條の五の規定は昭和二十六年十二月三十一日以前に支払うべきであつた社会保険料については、適用しない。

昭和二十五年分から昭和二十七年分までの各年分の旧法第十四条

第一項に規定する変動所得について、同項の規定の適用があつた場合

においてその変動所得のうちには同
条第三項に規定する乙種変動所得
があつたとき（昭和二十五年分及

び昭和二十六年分の旧法第十四条
第三項に規定する乙種変動所得に

いて同条第一項の規定の適用が生じた場合には、当該乙種変形等につき昭和二十七年分の申告書等に記載する。

動所得につき昭和二十七年分の課税徴収について旧法第十四条の二等得税について旧法第十四条の二等得税についての規定の適用があつたときは

限る。)においては、新法第十四条の二の規定の適用については、以

該二種変動所得を新法第十四条第二項の規定の適用を受ける変動所得とみなす。

新法第十五条の八の規定は、
和二十八年一月一日以後外国に

1 昭和二十八年分の所得税に係
いて課せられた所得税に相当する
税額について適用する。

七月予定申告については、なお、前の例による。

12 昭和二十八年分の所得税についての新法第二十二条第三項において準用する新法第二十一条の二規定の適用については、同条に定する前年分の総所得金額は、

法第九条の規定により計算した金額とする。但し、昭和二十七年に於いて確定申告書を提出する義務があつたかどうかは、旧法第九条の規定により計算した同年分の所得金額を基礎として旧法第十一條の六及び旧法第二十六条第一項前段の規定を適用して定める。

昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告書を提出した者(附則第十一項の規定によることとされる)は、新法の規定により計算した総所得金額、月予定申告書を提出したものとなされた者を含む。)は、新法の規定により計算した総所得金額、月予定申告書を提出した者を含む。)は、新法の規定により計算した総所得金額の見積額又は予定納税額の同年十一月一日における見積額が、当該告書に記載された総所得金額の見積額(附則第十一項の規定により、お從前の例によることとされる)より通知を受けた所得税額の見積額(以下「通知に係る所得税額の見積額」といふ。)の計算の基礎となるた總所得金額の見積額を含む。)は、所得税額の見積額(通知に係る所得税額の見積額を含む。)に比し増加し、又は減少することとなつた場合においては、新法第二十三条第一項父書を政府に提出し、又は政府にし總所得金額の見積額若しくは

金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用について、は、
旧法の規定により計算した昭和二十七年分の課税総所得金額(同年
分の所得税について、旧法第十四条第一項の規定により計算した所得税の税額
を計算する場合においては、調整所得金額、旧法第十四条の二第一
項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額。以下本
項において同じ。)に対し旧法第十三条から第十四条の二までの規定
により計算した所得税額(旧法第十五条の規定の適用がある場合には、
同条の規定による所得税額。以下本項において同じ。)と当該課税総所
得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三条か
ら第十四条の二までの規定により計算した所得税額との差額(旧法の
規定により計算した同年分の総所得金額につき旧法第十一条の三から
第十五条の七まで及び第二十八条又は第三十三条第三項の規定に
より計算した税額をこえる場合には、当該税額)に相当する金額を
新法第三十六条第一項の規定により還付の請求をなすことができる
所得税額とし、当該課税総所得金額を同条第二項の規定により記載
すべき課税総所得金額とする。

16 受けるべき所得（無記名債券の利子、無記名株式の配当、無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益及び無記名の証券投資信託の受益証券につき受ける収益の分配については、同日以後に支払を受けるもの）について適用する。

17 新法第三十八条及び第三十九条の二の規定は、昭和二十八年八月一日以後の支給に係る給与所得及び退職所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得及び退職所得については、なお従前の例による。

18 昭和二十八年一月一日以後この法律施行前旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により申告書を提出した者は、この法律施行の際その者と生計を一にする他の納稅義務者がある場合には、その者及び当該他の納稅義務者のすべてと生計を一にする扶養親族がすべての一の納稅義務者の扶養親族である場合を除き、政令で定めるところにより、この法律施行後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、これらの扶養親族がすべての納稅義務者の扶養親族であることをとするため、新法第三十九条第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。但し、新法第八条第一項後段但書の規定の適用がある場合には、その規定によることができる。この場合において、その者は、同日までに新法第十二条の七第二項の規定の適用を受ける旨及び当該扶養親族について同項各号の順位を記載した申告書を提出しなければならない。

書が提出された場合においては、当該申告書を提出した者が旧法第三十九条第一項の規定により提出した申告書の記載事項は、前項本文の規定による申告書に記載されたところにより変更されたものとみなし、同項但書の規定により申告書が提出された場合には、当該申告書に記載された事項が、当該申告書を提出した者の旧法第三十九条第一項の規定により提出した申告書に記載されたものとみなす。

新法第四十三条第三項の規定は、昭和二十八年八月一日以後所得税額の還付又は充当をする場合について適用する。

新法第四十六条の三及び第六十七条第三項の規定は、昭和二十八年七月三十一日以前に死亡した者又は同日以前にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなつた者の昭和二十八年分の所得税で、同日以前に生じた所得に係るものについては、適用しない。

新法第五十五条（新法第五十六条规定第三項、第五十七条第六項及び第五十七条の二第六項において準用する新法第五十五条第四項並びに新法第五十六条第三項において準用する新法第五十五条第七項を含む。）及び新法第五十七条の二の規定は、昭和二十八年八月一日の規定は、昭和二十八年八月一日

九 著作権(出版権を含む)で、
該著作権の目的物である著作物
が発行されているものについて
は、当該著作物を発行する営業
所又は事業所の所在

第十条第二項中「前項各号に掲げ
る財産」を「第一項各号に掲げる財産
及び前項に規定する財産」に改め、
同条第三項中「前二項」を「前三項」に
改め、同条第二項を同条第三項と
し、同条第三項を同条第四項とし、同
条第一項の次に次の一項を加える。

2 国債又は地方債は、この法律の
施行地にあるものとし、外国又は
外国の地方公共団体その他のこれに
準ずるものに発行する公債は、当
該外国にあるものとする。

第二章中第十一条の前に次の節名
を加える。

第一節 相続税

第十一条の見出しを「相続税の課
税価格」に改め、同条第一項及び第
二項中「遺贈又は贈与」及び「その
年中におけるこれらの事由による財
産の取得について」を削り、「その年
中においてこれらの事由に因り」を
「当該相続に因り」に改め、「合計額
をもつて」の下に「相続税の」を加
え、同条第三項を削る。

第十二条の見出しを「相続税の非
課税財産」に改め、同条第一項各号
列記以外の部分中「課税価格」を「相
続税の課税価格」に改め、同項第二
号中「又は遺贈」を削り、同項第三号
及び第四号を削り、同項第五号中
「、遺贈又は贈与」を削り、同号を同
項第三号とし、同項第六号を削り、同
号中「又は遺贈」を削り、同項第三号
及び第四号を削り、同項第五号中
「、遺贈又は贈与」を削り、「二十万円」を「三十
万円」とし、同項第六号を削り、同
号第七号中「第三条を相続人の取得
した第三条」に、「二十万円」を「三十

同項第八号中「被相続人の異なる」とに、「」を「相続人の取得した」に、「当該二十万円」を「三十万円」に、「当該被相続人」を「同号の被相続人」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「第一項二項を削り、同条第五項を削る。」
第五号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。
第十三条第四項中「第五号」を「第三号」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条第五項を削る。
第十四条第二項中「又は包括遺贈者」を削り、「相続税」の下に「贈与税」を加える。
第十五条第一項中「又は遺贈扶養義務者からのお渡しに限る。」を「(包括遺贈扶養義務者が扶養扶養義務者以外の者である場合における包括遺贈を除く。)」に、「当該相続又は遺贈」を「当該相続」に改め、同条第二項中「又は遺贈及び遺贈者」を削り、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改める。
第十七条の見出しを「相続税の基準控除」に改め、同条本文中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第五項を削る。
第十八条から第二十条までを次のように改める。

第十八条 相続税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。
二十万円以下の金額
二十万円をこえる金額 百分の十五
五十万円をこえる金額 百分の二十
五十万円をこえる金額 百分の三十一
一百万円をこえる金額 百分の二十五
一百万円をこえる金額 百分の三十五
四百万円をこえる金額 百分の三十五
七百万円をこえる金額 百分の四十五
一千二百万円をこえる金額 百分の五十五
一千三百万円をこえる金額 百分の五十五
三千万円をこえる金額 百分の六十五
五千万円をこえる金額 百分の六十五
一億円をこえる金額 百分の七十
(相続開始前二年以内に贈与があつた場合の相続税額)
第十九条 相続に因り財産を取得した者が当該相続の開始前二年以内に当該相続に係る被相続人から贈与に因り財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与に因り取得した財産(第二十一条の二第一項から第六項まで)の

三項まで及び第二十二条の三の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、前二条の規定を適用して算出した金額(当該贈与に因り取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額(第二十二条の六の規定による控除前の税額とし、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び滞滞加算税額に相当する税額を除く。)として政令の定めるところにより計算した金額(以下本条において「贈与税相当額」という。)を控除した金額)をもつて、その者の納付すべき相続税額とする。

統に因り取得した財産につき課せられた相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。以下第一号において同じ。）に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一 第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者（包括受遺者を除く。以下同じ。）の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額の当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）から当該財産に係る相続税額を控除した金額に対する割合（当該割合が百分の百をこえる場合には、百分の百の割合）

二 第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格に算入される部分に限る。）の第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額に相当する割合（当該年数が一年未満である年数（当該年数が一年未満である部分に限る。）の合計額に

贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれら的事由による財産の取得について第一条の二第二号の規定に該当する者である場合には、その年中においてこれら的事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三 宗教、慈善、半術その他公益を目的とする事業を行ふ者で政令で定めるものが贈与又は遺贈に因り取得した財産で該当公益を目的とする事業の用に供する

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金錢・物品その他の財産上の利益で同法第二百八十九条の規定による報告がなされたもの

2 第十二条第二項の規定は、前項第三号に掲げる財産について準用する。

（贈与税の基礎控除）

第二十二条の四 贈与税については、課税価格から十万円を控除する。

（贈与税の税率）

第二十二条の五 贈与税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、遞次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額

二十二万円をこえる金額 百分の二十一

五十万円をこえる金額 百分の二十二

一百万円をこえる金額 百分の三十五

百分の四十

四百万円をこえる金額 百分の四十五
七百万円をこえる金額 百分の五十五
一千五百万円をこえる金額 百分の五十
一千二百万円をこえる金額 百分の六十
三千万円をこえる金額 百分の七十
(在外財産に対する贈与税額の控除)
第二十一条の六 贈与又は遺贈に因
りこの法律の施行場外にある財産
を取得した場合において、当該財
産についてその地の法令により贈
与税に相当する税額が課せられたと
きは、当該財産を取得した者につ
いては、その者について前条の規
定により算出した贈与税額からそ
の課せられた税額を控除し、その
控除後の税額をもつて、その納付
すべき贈与税額とする。但し、そ
の控除すべき税額が、その者につ
いて前条の規定により算出した贈
与税額に当該財産の価額が当該財
産を取得した日の属する年分の贈
与税の課税價格に算入された財
産の価額のうちに占める割合を乗じ
て算出した金額をこえる場合には、
いっては、そのこえる部分の金額に
相当する税額については、当該控
除をしない。

2 第十五条第二項の規定は、前項
の場合について準用する。

第二十四条第二項中「確定申告書
(第二十八条第四項の規定による確定
申告書を除く。)」の提出期限(概算申
告書を提出すべき場合には、当該申
告書の提出期限)」を「第二十七条第

第一項文は第二十八条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限」に改める。
第二十七条から第二十九条までを次のように改める。
(相続税の申告書)
第二十七条 相続に因り財産を取得した者は、相続税の課税価格（第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）と第十五条及び第十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるときは、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
2 前項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合には、その者の相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日までに、政令で定めるところにより、その死亡した者に係る同一項の申告書をその死亡した者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

得ない事由に因り前一項に規定する申告書の提出期限内に申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人の死亡の時における財産及び債務、当該被相続人から相続人又は受遺者が相続又は遺贈に因り取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他法令で定める事項を記載した明細書を添附しなければならぬ。

第一項又は第二項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六条の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

(贈与税の申告書)

第二十九条 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の課税価格が十万円をこえるときは、第一項の規定に該当する場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年の翌年二月一日から二月末日まで（同年一月一日から二月末日までにこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価額、贈与税額その他の政令で定める事項を記載した申告書を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第二十九條 **刪除**

を「相続税額又は贈与税額に相当する相続税又は贈与税」に改め、同条

「贈与税に」に改める。

内申告書」に改め、「又は明細書」を削り、「相続税を免れた者の当該相

二 計額が十万円をこえる場合
一 前二項の規定による申告書提出すべき者が当該申告書の提出前に死した場合

前条第三項の規定は、第一項をしくは第二項の規定又は前項にして準用する前条第二項の規定より提出すべき申告書の提出期日について準用する。

二項中「及び相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 贈与税の課税価格計算の基礎に算入した財産のうちに第二十二条の規定に該当するものがあつたこと。
第三十二条第三項及び第四項中「又は相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第七項中「第二十八条第四項」を「第三項(第二十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)」に改める。
第三十三条第一項から第三項まで中「相続税額に相当する相続税額」

項中「包括受贈者」を「受遺者」に改め、同条第三項中「相続税の課税価格計算」を「相続税又は贈与税の課税価格計算」に改め、「包括遺贈を除く。」を削り、「遺贈又は」を「遺贈若しくは」に改め、「年分の」を削り、「相当する相続税」の下に「又は当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税」を加え、同条第四項中「相続税額」を「贈与税額」に、「当該相続税額」を「贈与税額」に改め。

第三十五条の二第一項中「確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書」を「期限内申告書又は当該申告書」に改め、「又は第五十七条第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。）」を削り、「これらの申告書又は明細書に係る年分の」を「これらの申告書に係る」に改め、「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、「又は決定」を削り、「確定申告書、最終確定申告書又は第五十七条第一項の規定による明細書」を「期限内申告者」に改める。

3 当該財産を取得した年の翌年一日以後に当該遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額を当該財産を取得した年分の贈与税の課税価格計算基礎に算入することに因り贈与の納稅義務がある者となつたときは、当該遺贈があつたことを知った日の翌日から六月以内（その前項の申告書を納稅地の所轄署長に提出しなければならない。前項の規定は、左の各に掲げる場合については準用する。

「第二百一十七条又は第二百一十八条の規定による申告書」に、「前二条」を「第百一十七条又は第二百一十八条」に、「第二百一十八条第四項又は前条第一項」を「第二百一十七条第二項（第二百一十八条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者及び「又は遺贈者」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第二百一十七条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十一条第一項及び第二項中「又は相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第三項中「又は包括受遺者及び「又は遺贈者」を「又は贈与税」に改め、「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第三十二条第一項中「若しくは相続税額」を「相続税額若しくは贈与税額」に、「又は相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第

第一項但書、同項名号及び同条第二項但書を削り、同条第四項中「第二十八条第四項又は第二十九条第一項」を「第二十七条规定第二項（第二十八条规定第三項）において準用する場合を含む。」に改め、「又は包括受遺者を削り、「当該各項の規定による確定申告書若しくは最終確定申告書又はこれららの申告書」を「同項の規定による申告書又は当該申告書」に、「相続税は」を「相続税又は贈与税は」に改め、「又は遺贈者」を削り、「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、「又は遺贈」を削り、同条第五項及び第六項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第三十四条第一項中「その相続又は遺贈」を「その相続に因り取得した財産に係る相続税又はその遺贈に、相続税」を「当該贈与税」に、「相続税に」と「贈与税に」に改め、同条第二

下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第二項中「相続税額(第三十三条第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税額を控除した税額)」を「相続税額(若しくは贈与税額)」に改め、同条第三項及び第四項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第五項第一号中「又は遺贈者」を削り、同項第二号中「第二十八条第二項から第四項まで」を「第二十七条第二項、第二十八条第二項又は同条第三項第二号」に、「同条第一項に規定する確定申告書」を「第二十七条第一項又は第二十八条第三項(第二十九条第一項)」に改め、同項第三号中「第二十九条第一項」を「第二十八条第三項第一号」に、「被相

少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について適用し、
同日前に納付し、又は徵収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について、なお從前の例による。
この法律施行の際未納に係る相続税又は贈与税の税額（延納の許可を受けた税額のうちこの法律施行の日以後納期限の到来するものを含む。）が十万円未満である場合（前項の規定により新法第五十六条又は第五十二条第二項の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第五十一条から第五項まで及び第五十二条第一項の規定にかかるわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下本項において同じ。)に因り財産を取 得した者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入したこの法律による改正前の相続税法(以下「旧法」という。)第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同年一月一日以後相続に因り財産を取得した者で同日以後死亡したものの相続人若しくは包括受遺者がこの法律施行の日までに当該財産を取得した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十七条第一項の規定による申告書とみなす。この場合において、これらの申告書に係る課税価格又は相続税額が新法第二章の規定の適用に因り過大となることとなつたときは、その者は、この法律施行後二月以内に限り、当該申告書に係る新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十八条第一項の規定又は同条第三項において準用する同法第二十七条第二項の規定による申告書とみなす。

昭和二十八年一月一日以後相続に因り財産を取得した者が同日前に贈与に因り取得した財産で新法第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に加算されるものがある場合における同項の規定の適用については、その者が旧法の規定により納付した、又は納付すべき当該贈与に係る財産を取得した日の属する年分の相続税額(利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額)に相当する相続税額を除く。)に当該財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちにも占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該財産の取得につき新法の規定により課せられた贈与税額とみなす。

る被相続人が納付した、又は納付すべき相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）は、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。

二 昭和二十五年一月一日以後昭和二十七年十二月三十一日までに第一次相続が開始している場合においては、第二次相続に係る被相続人が当該第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に第一次相続に因り取得した財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちで占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。

三 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四 災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のよう改正する。

第四条「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第

二十七条规定は第二十八条に改め、「第六条中「遺贈又は贈与」を、包括遞贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈に、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第二十七条」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定は、贈与税の納稅義務者で災害に因り贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人にに対する遺贈を除く。）に因り取得した財産について相続税法第二十八条の規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき贈与税について準用する。

改正前の災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第四条及び第六条の規定は、昭和二十七年十二月三十一日以前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「相続税」の下に、「又は贈与税」を加える。

第八条第一項第五号中「相続税」の下に、「贈与税」を加える。

省令で定める書類」に改め、同項各号を削り、同条を第九条とす。

第十二条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

第十六条第一項中「貸付」の下に「(ヨールローンを除く)」を加える。

第四章中第二十一条の前に次の三條を加える。

(役員の兼職制限)

第二十条の二 委託会社の常務に從事する取締役が、他の会社の常務に従事し、又は事業を営もうとする場合には、大蔵大臣の承認を受けるなければならない。

(廃業、解散等についての認可)

第二十条の三 左に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 委託会社の業務の廃止又は委託会社の解散の決議

二 委託会社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受

第三十条の四 委託会社が合併の決議をした場合において、信託契約に関する業務以外の業務を兼ねて営んでいないときは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第一百条第一項に規定する一定の期間は、同項但書の規定にかかわらず、一ヶ月まで短縮することができる。

2 前項の規定は、合併による株式併合の場合における商法第三百七十七条第一項に規定する一定の期間について準用する。

第二十一条中「若しくは受託会社」を、「受託会社若しくはこれらの方々であつた者」に、「委託会社の信託財

産その他その業務」を「証券投資信託の信託財産若しくは委託会社、受託会社若しくはこれらの会社であつた者の業務」に改める。

第二十二条第一項各号列記以外の部分中「登録」を「免許」に改め、同条

第一項各号を次のように改める。

一 第七条第二項第一号から第三号までの一に該当することとなつたとき。

二 免許当時第七条第二項第一号から第三号までの一に該当していたことを発見したとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定により免許を取り消した場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を書面をもつて委託会社に通知しなければならない。

第二十三条规定第一号を次のように改める。

一 委託会社がこの法律若しくは証券取引法若しくはこれらの法律に基く命令(以下「この法律等」と総称する)、この法律等に基いてする行政官庁の処分若しくは信託契約に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合又はその指図が適正を欠くため信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益又は投資者保護のため適当であると認めるときは、左に掲げる処分

イ 新たな信託契約の締結又は現に存する信託契約についての元本の追加信託をしてはならない旨を命ずること。

口 現に存する信託契約に基く信託契約の解約若しくは当該信託契約の変更を命じ、又は大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る受託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずること。

ハ 当該委託会社の免許の取消をすること。

第二十三条第一項第二号中「法令若しくは信託契約に違反し、又はその取締役が法令等若しくは信託契約に違反し、又はその取締役がこの法律等に違反し、又はその取締役がこの法律等に違反した場合」に改め、「違反行為をした取締役」の下に「その取締役が第七条第二項第四号イからニまでのうちに該当することとなり、若しくは免許当時同号イからニまでの一に該当していたことを発見した場合においては、その取締役」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改め。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をした場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を書面をもつてその処分を受ける委託会社又は取締役の属する委託会社に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた委託会社は、知しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項第一号ロの規定により信託契約に関する業務の引継を命じた場合においては、

2 委託会社が、この法律の規定により認可を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

2 委託会社が、この法律の規定により認可を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

3 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、前二項の規定は、適用しない。

3 前項の通知を受けた委託会社は、当該通知に係る期限までに、信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

4 大蔵大臣は、前項の申請があつた場合においては、第二十二条第一項又は前条第一項第一号ハの規定により当該委託会社の免許

取り消した日以後、当該信託契約の存続期間その他のにつき条件

第二十三条の二 大蔵大臣は、委託会社又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該委託会社に係る信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該委託会社又は受託会社に対し、大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る受託会社又は委託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずること。

2 委託会社又は受託会社に對し、大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る受託会社又は委託会社及び他の委託会社又は受託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社又は受託会社に引き継ぐことを命ずること。

3 第八条第二項の規定は、前項の規定による信託契約の存続の承認について準用する。この場合において、当該委託会社に係る信託契約の存続の執行の範囲内において、第六条第一項の規定による免許を取り消され

ていいものとみなす。

4 第八条第二項の規定は、前項の規定による免許申請者とあるのは、「承認申請者」と読み替えるものとする。

5 第八条第二項の次に次の一条を加える。

口 現に存する信託契約に基く信託契約の解約若しくは当該信託契約に係る受託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずること。

2 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

3 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

4 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

5 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

6 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

7 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

8 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

9 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

10 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

11 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

12 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

13 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

14 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

15 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

16 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

17 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

18 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

19 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

20 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

21 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

22 委託会社が、この法律の規定により免許を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失る。

より信託契約の存続の承認を受けたとき」を加え、同項第三号中「登録の申請をして当該登録を受けたとき」を「免許の申請をして当該免許を受けたとき」に改める。

第三十二条第一号を削り、同条第四号までを一号ずつ繰り上げ、同条四号として次のように加える。

四 第二十条の二の規定に違反して、承認を受けない他の会社の営業に従事し、又は事業を営んだとき。

第五十三条第五号を削り、同条第六号中「第一号」を「第一号イ又はロ」に改め、同号を同条第五号とし、同号の第七号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二十三条の二第四項の規定による条件に違反したとき。

第八十三条中「登録申請書」を「免許申請書」に改める。

六月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

二、改正後の証券投資信託法（以下「新法」という。）第五条第七項の規定は、この法律施行の日前に発行された受益証券については、適用しない。

三、この法律施行の際、現に改正前の証券投資信託法（以下「旧法」という。）第七条第一項の規定により登録されている会社は、新法第六

条第一項の規定による免許を受けたものとみなす。

四 この法律施行の際、現に新法第二条第三項に規定する委託会社の常務に従事する取締役であつて、又

現に他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいるものが、当該他の会社の常務に従事し、又は当該事業を営むことについて、新法第二十条の二の規定は、この法律施行の日から六月を限り、適用しない。

五 旧法第二十二条第一項による登録の取消は、新法の適用については、新法第二十二条第一項の規定による免許の取消とみなす。

六 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七 大蔵省設置法（昭和二十四年法律百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十九及び第十条第二号中「登録」を「免許」に改める。

六月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

二、改正後の証券投資信託法（以下「新法」という。）第五条第七項の規定は、この法律施行の日前に発行された受益証券については、適用しない。

三、この法律施行の際、現に改正前

する法律案

一、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

二、昭和二十八年度における国債整

理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

二十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

三十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

四十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

五十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

六十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

七十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

八十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

九十九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百三、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百四、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百五、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百六、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百七、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百八、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百九、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百十、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百十一、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

一百十二、日本開発銀行又は日本輸出入銀

行の外貨債務の保証

(一般会計からの資金のみなし繰入)

第三条 政府が昭和二十八年度において日本国有鉄道及び日本電信電話公社から法定債務の償還金等の支払を受けたときは、その支払金額に相当する金額が、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局